

第1章

都市計画マスター プランとは

1. 策定の背景と趣旨

本市は、平成22年(2010年)3月に都市計画に関する基本的な方針である「霧島市都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりの各種事業及び取組を進めてきました。

この間、全国で人口減少・超高齢社会^{※1}が進展しており、本市もその対応が重要課題となっています。

また、本市を取り巻く社会・経済状況は、九州新幹線全線開通などのインフラ整備が進展する一方で、熊本地震や九州北部豪雨等の大規模災害の発生など、10年前に比べ大きく変化しています。

このような中、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、平成30年(2018年)3月には本市の最上位計画である「第二次霧島市総合計画^{※2}」を策定しています。

こうした背景から、社会・経済状況及び市民ニーズの変化に対応し、上位計画に即した新たな霧島市都市計画マスタープランを策定しました。

■ 都市づくりを取り巻く動向

和暦(西暦)	本市の主な動向	県内・国内の主な動向
平成22年 (2010年)	市都市計画マスタープランの策定／霧島地域7月梅雨前線豪雨による災害	高速道路無料化社会実験
平成23年 (2011年)	新燃岳の爆発的噴火／国道223号妙見工区開通／第65回全国お茶まつり鹿児島大会in霧島の開催	第28回全国都市緑化かごしまフェア開催／九州新幹線鹿児島ルート全線開業／東日本大震災発生
平成24年 (2012年)	鹿児島空港開港40周年、鹿児島・台湾線開設／市景観計画 ^{※3} 策定	九州北部7月豪雨災害
平成25年 (2013年)	嘉例川駅・大隅横川駅開業110周年／天降川流域の火砕流堆積物が国の天然記念物に指定／市緑の基本計画 ^{※4} 策定	
平成26年 (2014年)	国立公園「霧島」指定80周年／市水の里の旅コンテスト日本一	東九州自動車道の曾於弥五郎IC～鹿屋串良JCTが開通／都市再生特別措置法の一部改正[立地適正化計画 ^{※5} の制度化:コンパクト・プラス・ネットワーク]
平成27年 (2015年)	市ふるさと創生人口ビジョン ^{※6} 策定／市ふるさと創生総合戦略 ^{※7} の策定／市公共施設管理計画 ^{※8} 策定／国道223号丸尾滝橋開通	第30回国民文化祭かごしま開催／国土利用計画 ^{※9} (全国計画)、国土形成計画 ^{※10} (全国計画)策定
平成28年 (2016年)	市地域公共交通網形成計画 ^{※11} 策定／日当山姫城地区浸水被害	熊本地震発生／東九州自動車道の北九州市～宮崎市が直結
平成29年 (2017年)	市空家等対策計画 ^{※12} 策定／日本郵政が隼人町小田工業団地で操業開始／しらすぎ橋開通／主要地方道路伊集院蒲生溝辺線有川工区開通	鹿児島黒牛日本一／九州北部7月豪雨災害
平成30年 (2018年)	第二次市総合計画策定／市観光総合戦略策定／市一般廃棄物処理基本計画策定／市光ブロードバンド ^{※13} 整備計画策定	西日本7月豪雨災害／北海道胆振東部地震

2. 都市計画マスタープランの基本的事項

2-1 目的

霧島市都市計画マスタープランは、長期的な観点から、霧島市にふさわしい都市づくりの仕組みや考え方を明らかにしていくことを目的に策定するものです。

第二次霧島市総合計画^{※2}が描く都市の将来像の実現に向けて、都市計画の視点から、都市づくりの将来ビジョンや都市計画の基本的な方針を明確にし、諸施策を総合的に展開していくために、都市計画法に基づき定めるものです。

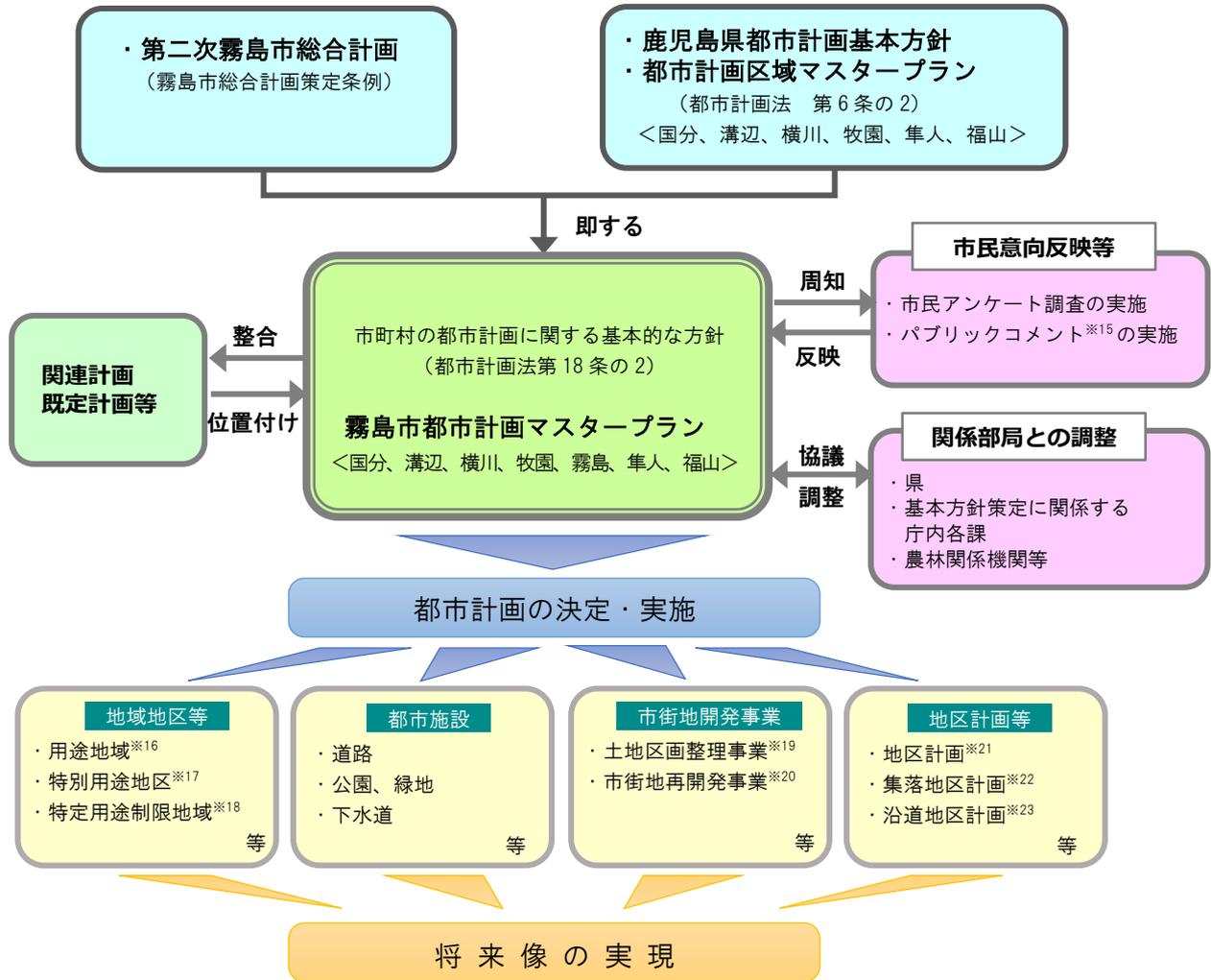
2-2 対象区域

霧島市都市計画マスタープランは、市街地のみならず、農地、森林、自然環境などの土地利用のあり方を広域的かつ総合的に検討することが重要であることから、対象区域は、霧島市全域（603.18km²）とします。

-
- ※1 超高齢社会 / 高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に、高齢化率 7%~14%を「高齢化社会」、同 14%超~21%を「高齢社会」、同 21%超が「超高齢社会」とされる。
- ※2 第二次霧島市総合計画 / 市が将来に目指すべき都市像とまちづくりの基本方針を明らかにし、その実現に向けた具体的な施策を体系的に示した上で、市民とともに考え、共有し、行動する協働と連携のまちづくりを進めていくための計画。平成 30 年（2018 年）3 月策定。
- ※3 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならでは」のまちづくりを目指すもの。平成 24 年（2012 年）9 月策定。
- ※4 霧島市緑の基本計画 / 都市緑地法第 4 条に基づき本市における緑地の保全や緑化の推進に関して、基本方針、目標、施策などを定めた基本計画。平成 25 年（2013 年）3 月策定。
- ※5 立地適正化計画 / 将来にわたり、持続可能なまちづくりの実現を目指すもの。（本文 P.48 参照）
- ※6 霧島市ふるさと創生人口ビジョン / 霧島市ふるさと創生総合戦略の前提条件として、本市の人口の現状や課題、将来人口の推計をまとめたものの。
- ※7 霧島市ふるさと創生総合戦略 / 令和 42 年（2060 年）の人口目標を 13 万人とし、「Ⅰ まちを元気にする・人を豊かにする産業づくり」「Ⅱ 訪れたい、住み続けたいまちづくり」「Ⅲ 幸せな家庭づくりを支える環境づくり」「Ⅳ 暮らしやすい、暮らしくなる地域づくり」の 4 つの基本目標を掲げ、これらを推進するための具体的な施策を取りまとめた戦略。
- ※8 霧島市公共施設管理計画 / 長期的観点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することを目的とした計画。平成 27 年（2015 年）3 月策定。
- ※9 国土利用計画 / 国土利用計画法に基づく、国土の有効利用を図るための計画。第 5 次全国計画において、都市機能や居住の集約化、都市間のネットワークの充実化を図るとしている。
- ※10 国土形成計画 / 国土形成計画法に基づく、国土の利用・整備・保全を推進するための総合的かつ基本的な計画。第 2 次全国計画において、「コンパクト+ネットワーク」の国土構造の形成を進めることとしている。
- ※11 霧島市地域公共交通網形成計画 / 「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「地域公共交通のマスタープラン」としての役割を果たすもの。平成 28 年（2016 年）3 月策定。
- ※12 霧島市空家等対策計画 / 空家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条に基づく計画であり、空家等のさまざまな課題に対する市の基本姿勢を示し、市民に対して空家等対策の全体像を容易に把握できるようにするとともに、総合的・計画的な空家等対策の推進を目的としたもの。平成 29 年（2017 年）3 月策定。
- ※13 ブロードバンド / 「ブロードバンドネットワーク」の略。高速で大容量の情報が送受信できる通信網。ケーブルテレビの回線や光ファイバーなどを利用する。広帯域通信網。

2-3 位置づけ

霧島市都市計画マスタープランは、第二次霧島市総合計画、鹿児島県が策定している都市計画区域の整備、開発及び保全の方針^{※14}（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）に即し、本市の特徴・特性を活かした都市計画の方針を示すものです。



※14 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 / 都市計画区域全域を対象として、県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）をはじめとした都市計画の具体的な方針を定めるもの。

※15 パブリックコメント / 計画等の策定及び規制に関する条例等の制定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見又は提案を求め、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を明らかにして、施策などの意思決定に反映させることを目的とした制度。

※16 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分地域、隼人地域、溝辺地域の一部に用途地域が指定されている。

※17 特別用途地区 / 都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進など特別な目的のため用途地域における建築物の制限を緩和または強化することができる。

※18 特定用途制限地域 / 都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市計画区域内で用途の定められていない地域（市街化調整区域を除く）及び準都市計画区域において、良好な環境確保に支障がある特定の用途の建築物等の建築を制限する制度。

※19 土地区画整理事業 / 道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設を整備、改善し、宅地の区画や形状を整える市街地開発事業。

※20 市街地再開発事業 / 都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物等が密集している地区などにおいて、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物を建築し、公園・広場・街路などの公共施設の整備などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

※21 地区計画 / 住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針（ビジョン）」や「道路、公園の配置、建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

※22 集落地区計画 / 集落地域整備法に基づき、都市近郊の農村集落について、集落地域の土地の区域内で、営農と居住環境が調和した土地利用を図る地区計画。

※23 沿道地区計画 / 幹線道路のうち交通騒音が著しく沿道に相当数の住居が密集している道路（沿道整備道路という）の沿道の地区について、緑地帯などの緩衝帯の整備、沿道の建築物の建築の規制などにより、騒音被害の防止を図ろうとする計画。

2-4 目標年次

本計画は、概ね20年後の都市像を展望した上で、将来に向けた都市づくりの理念及び目指すべき都市構造を示すとともに、都市計画に関する基本の方針を定めるため、計画期間は、計画初年度の令和2年（2020年）度から概ね20年間とし、令和21年（2039年）度を目標年次とします。

【計画の目標年次】 令和21年（2039年）度を目標年次とします。

なお、霧島市都市計画マスタープランは、社会情勢や環境の変化、市民意識の変化、都市づくりの進捗状況などに対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

3. 都市計画マスタープランの意義と役割

3-1 意義

(1) 都市づくりに関する目標の共有化

市民・事業者・議会・行政が、都市づくりに関する目標を共有できるようになり、様々な主体が連携した都市づくりの推進を促すものとなります。

(2) 各種都市づくりの相互の連携の強化

都市づくりに関する考え方を総合的にまとめることにより、道路づくり、公園づくり、住宅地づくりなど、各分野の都市づくりの連携の強化につながります。

(3) 様々な主体に都市づくりへの協力を求めるための「よりどころ（根拠）」の明確化

鹿児島県や周辺市町、企業、個人に対して、都市づくりへの協力を求める「よりどころ（根拠）」となり、円滑な事業推進の支援につながります。

3-2 役割

(1) 都市の将来像と都市づくりの指針

都市計画の内容は、市民の日常生活に深い関わりを持っています。霧島市都市計画マスタープランは、第二次霧島市総合計画^{*2}が示す都市の将来像を実現するために、課題に応じた都市づくりの目標と都市計画の方針を定めるものです。

さらに、その内容をわかりやすく示すことによって、行政はもとより、市民、事業者も共有できる、都市づくりの指針となります。

(2) 地域ごとの都市づくりを進めていくための指針

霧島市都市計画マスタープランは、まちの将来像や基本方針を明らかにすることで、地域レベルの都市づくりプランを策定する場合に、市民が主体となった地域の居住環境の改善や防災性の向上などの取組の指針として活用することができます。また、行政が地域で行う事業を進めるための指針となります。

(3) 様々な取組と連携して、効果的な都市づくりを進めるための指針

霧島市都市計画マスタープランは、関連する他の分野の取組や、国、県、周辺市町などが行う取組と連携するための指針及び市民や事業者が個別の建築活動や開発事業等を行う場合の指針となるなど、都市づくり全般にわたる様々な取組との連携・調整のための指針となります。

4. 都市計画マスタープラン策定の考え方

4-1 基本的な考え方

- ① 人口減少・超高齢社会^{※1}に対し、都市の持続可能な経営に資する計画とします。
- ② 時代の流れや取組の進展を踏まえ、霧島市らしい具体性のある計画とします。
- ③ 市民と都市計画の距離を縮め、都市づくりへの関心や関わりのきっかけになる計画とします。

4-2 項目別の策定方針

全体構想	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定の背景と都市の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的にみた霧島市の都市特性、動向の捉え直し ・ 平成22年（2010年）に策定した霧島市都市計画マスタープラン策定後の社会潮流の変化や国の動向、市の都市づくりの取組状況、上位関連計画、市民意向を踏まえた今後20年で重視すべき「都市づくりの主要課題」の設定 ● 全体構想の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次霧島市総合計画^{※2}の将来像を踏まえ、市の独自性・個性を強調した将来像、目標の設定の見直し ・ 立地適正化計画^{※5}制度の考え方も意識し、拠点や軸の役割・配置など都市の骨格構造のあり方の設定 ・ 第二次霧島市総合計画に示される施策を支えるハード計画として、市として特に力を入れたい重点テーマの設定 ・ 土地利用、道路交通、公園・緑地、景観、都市環境、防災等の分野から、施策実現に係る方針の設定
地域別構想	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が有する固有の魅力、問題点や課題を踏まえた地域づくりの方針とするため、市民意向調査を踏まえ、地域の現状や市民ニーズを見据えた主要課題の設定 ● 地域別構想の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な地域づくりに対応した地域区分の検討 ・ 主要課題に対応した、地域づくり方針の設定 ・ 地域づくりの主役である市民が、身近に主体的な都市づくりに取り組む際の手がかりのひとつとなるよう、具体的な市民意見やアイデア、地域で取り組まれている活動の紹介
実現化方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市づくり実現に向けた取組（重点的に取り組む施策の検討） <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市づくりに掲げた方針の計画的な実現を図るため、今後20年で重点的に取り組む具体的な施策の明示 ・ 都市計画関連の事業進捗及び、今後の取組内容を把握し、都市計画制度等の活用を図るための重点的な取組についての検討

第2章

本市の現況と課題

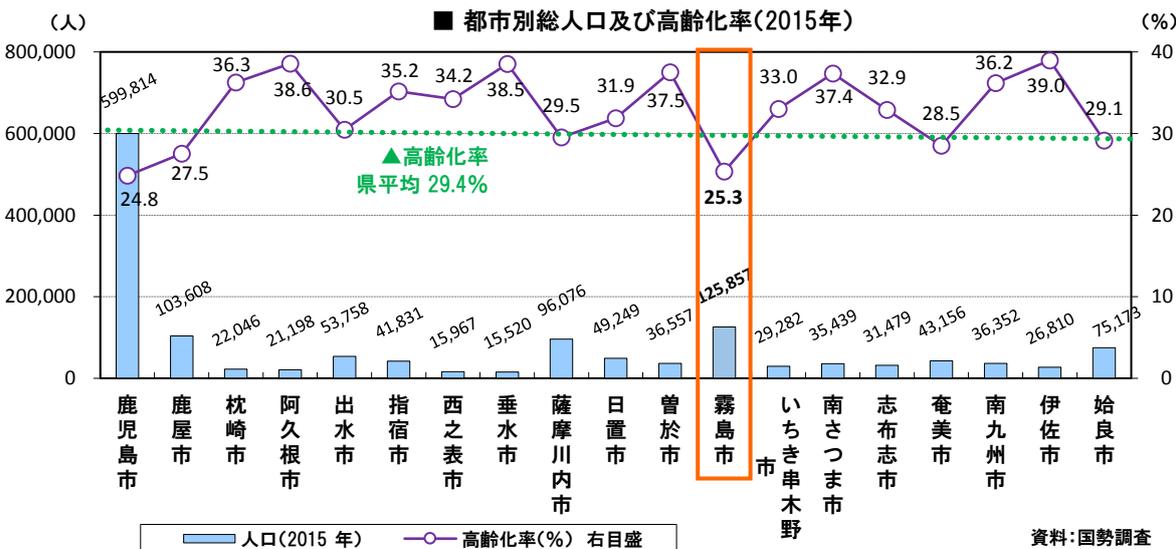
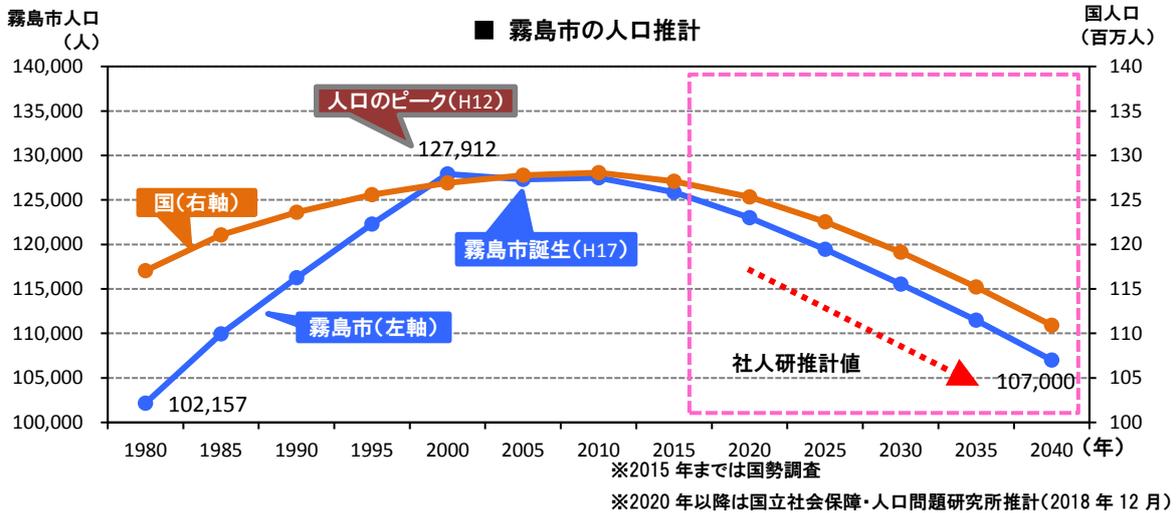
1. 都市を取り巻く社会潮流

1-1 人口減少社会への対応

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、我が国の人口は、平成20年（2008年）の約1億2,800万人をピークに、令和22年（2040年）には約1億1,100万人まで減少すると推計されています。

県内第2位の人口規模を誇る本市は、他都市に比べて高齢化率が低く、年少人口と生産年齢人口が多い都市となっていますが、平成12年（2000年）の127,912人から減少を続け、令和22年（2040年）には総人口が約107,000人と、平成12年（2000年）からの40年間で16.3%減少すると推計されています。本市では国を上回るスピードで減少が進み、少子高齢化による自然減の拡大は今後も続く予測されます。

また、本格的な人口減少社会、超高齢社会^{※1}の到来に対し、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とするため、医療・福祉・商業等の都市機能^{※2}や住居等がまとまって立地し、市民がこれらの生活利便施設^{※3}等に外出しやすいコンパクトなまちづくりと公共交通のネットワークを形成することが一層求められています。



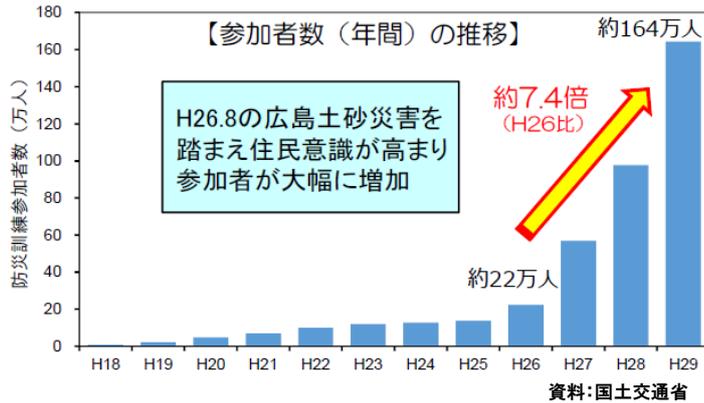
※1 超高齢社会 / 高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に、高齢化率 7%~14%を「高齢化社会」、同 14%超~21%を「高齢社会」、同 21%超が「超高齢社会」とされる。
 ※2 都市機能 / 居住、商業、工業、文化、教育、医療、保健、福祉、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。
 ※3 生活利便施設 / 住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストア等。

1-2 安心・安全な市街地形成への対応

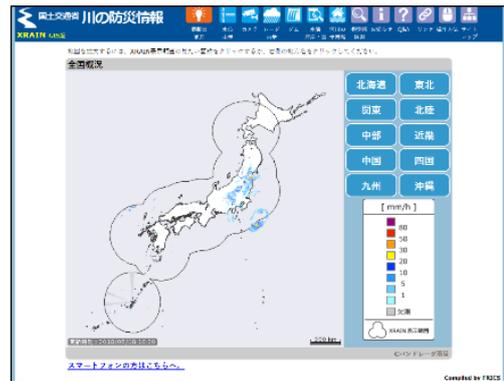
平成23年(2011年)の東日本大震災、平成28年(2016年)の熊本地震、平成29年(2017年)の九州北部豪雨、平成30年(2018年)の西日本7月豪雨など、近年、これまでに経験したことのない大災害が頻発し、大きな被害が出ています。

想定を超える災害に対して防ぎきれない事態が起こることを前提に、いかに被害を小さくするかという減災を意識して、ハード対策とともに情報提供や自主避難行動の教育などのソフト対策を重層的に組み合わせた災害対策が求められています。

■ 土砂災害・全国統一防災訓練



■ 川の防災情報(XRAIN)



■ 津波等を想定した総合防災訓練(福山地区)

資料:南日本新聞



■ 大雨を想定した総合防災訓練(横川地区)

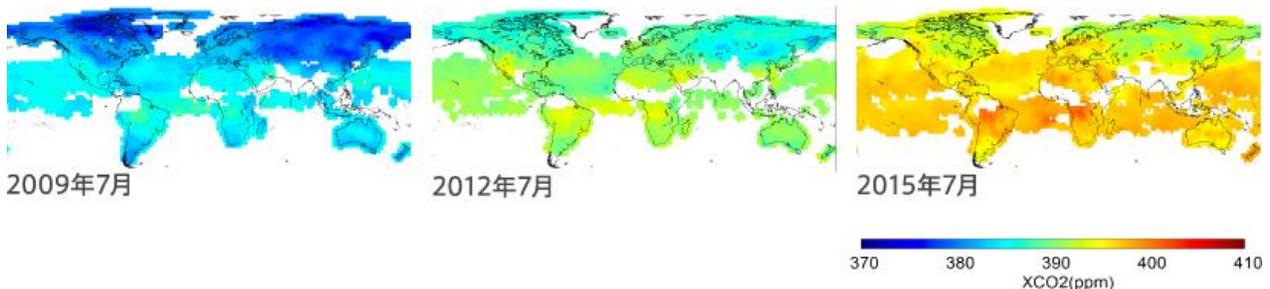
資料:霧島市安心安全課

1-3 地球温暖化の進行

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が観測され始めています。

温暖化の大きな原因となっている二酸化炭素の排出量を削減するため、地球規模でさまざまな取組が行われています。

■ GOSATによる世界のCO2濃度分布観測結果

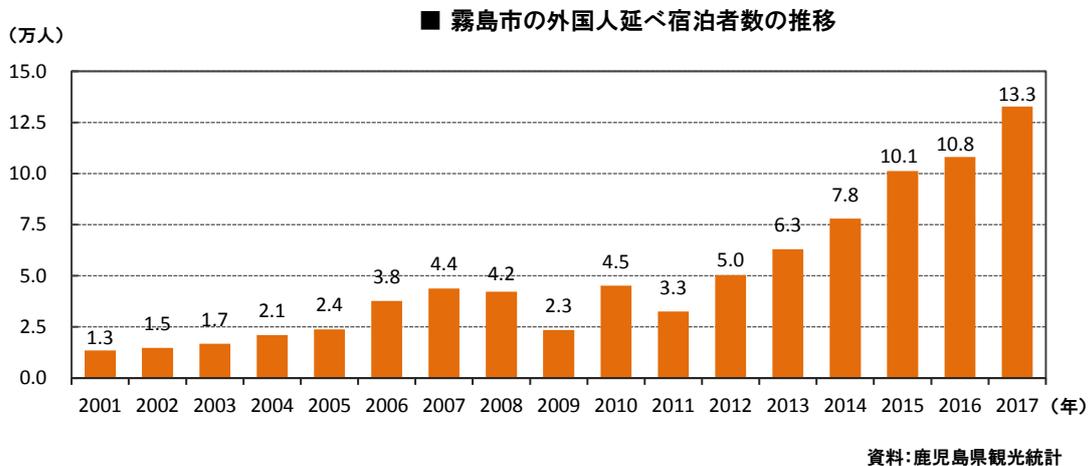


1-4 グローバル化の進展

近年、日本国内への外国人訪問客は、平成29年（2017年）度に過去最高の2,800万人に達しています。観光庁によると、韓国や香港、中国の観光客は、日本での旅行の中で「温泉入浴」や「旅館への宿泊」に満足した割合が高いことが分かっており、今後、霧島市の観光資源や宿泊施設を拠点とし、公共交通利用による市内周遊や広域周遊観光等が期待されます。

また、鹿児島空港の旅客数の推移を見ると、国内線はほぼ横ばい傾向が続いていますが、国際線は平成15年（2003年）度以降、増加しており、平成29年（2017年）度には33万5千人に達しています。

本市の外国人観光客の推移では、平成21年（2009年）には前年発生した世界金融危機を契機とした景気後退や新型インフルエンザの流行、平成23年（2011年）には新燃岳噴火や東日本大震災、円高により日本への旅行需要が減退、訪日旅行を控える動きなどで一時減少しましたが、平成24年（2012年）には台北線、平成26年（2014年）には香港線が鹿児島空港に就航したことなどから、外国人観光客は増加し、平成29年（2017年）では外国人延べ宿泊客数が過去最高の13万3千人に達しています。



2. 都市の動向

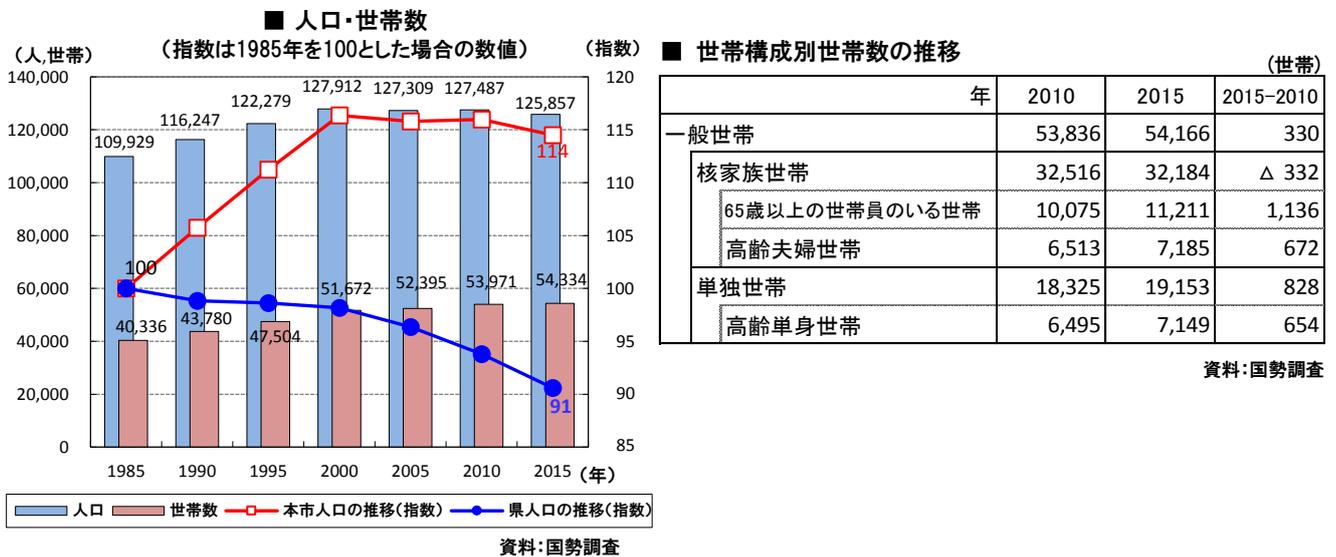
2-1 人口動向

(1) 人口減少と高齢者世帯の増加

本市の人口はこれまで、右肩上がりの増加傾向にありましたが、平成12年(2000年)の127,912人をピークに、以降は減少傾向にあり、平成27年(2015年)では125,857人となっています。

世帯数は、昭和60年(1985年)以降、増加傾向が続いています。平成22年(2010年)と平成27年(2015年)を比較すると、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯が増加し、全体の約26%(14,000世帯)となっています。

年齢の5歳区分で動向を見ると、60歳以上が大きく増加しており、59歳以下では減少傾向にあります。特に20~24歳は33%と大幅な減少が見られます。

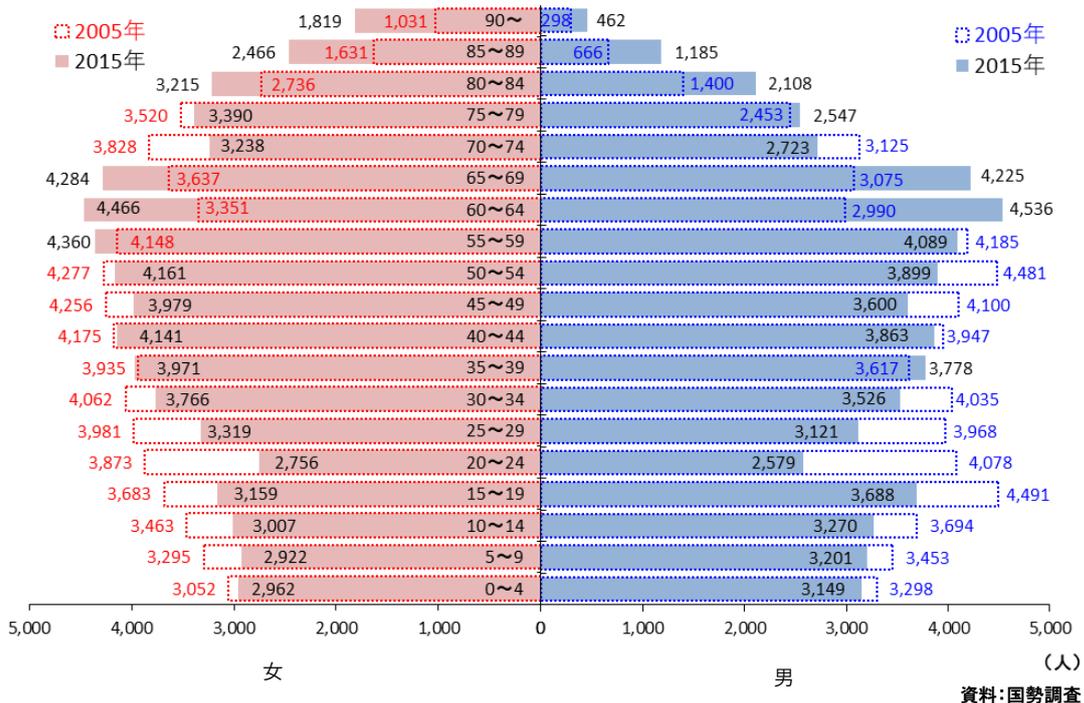


■ 世帯構成別世帯数の推移 (世帯)

年	2010	2015	2015-2010
一般世帯	53,836	54,166	330
核家族世帯	32,516	32,184	△ 332
65歳以上の世帯員のいる世帯	10,075	11,211	1,136
高齢夫婦世帯	6,513	7,185	672
単身世帯	18,325	19,153	828
高齢単身世帯	6,495	7,149	654

資料: 国勢調査

■ 男女別年齢5歳階級別人口の推移

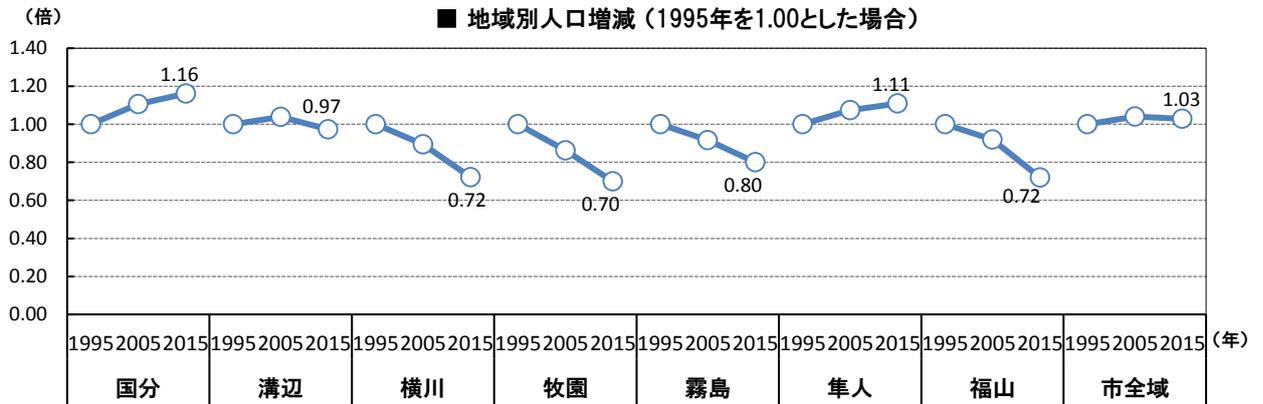


(2) 中山間地域で急速に進む人口減少と高齢化

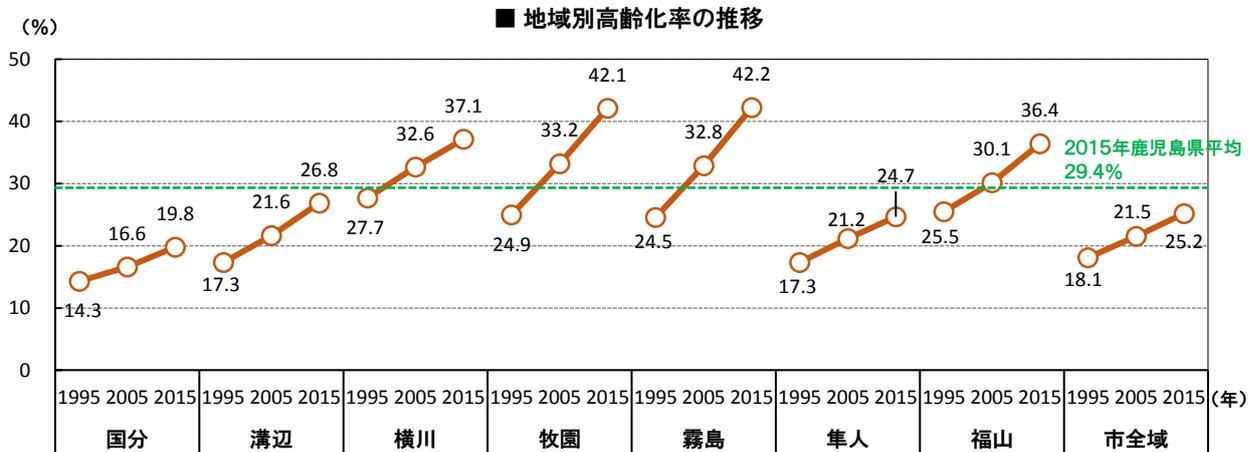
人口を地域別に見ると、国分、隼人では増加傾向となっていますが、横川、牧園、霧島、福山の中山間地域で減少が急速に進んでいます。

平成27年(2015年)の本市の高齢化率は25.2%で、鹿児島県の29.4%を4ポイント下回っています。高齢化の進行は、国分、隼人、溝辺を除いた地域で急速に進んでいます。少子高齢化が進む状況を踏まえ、安心・安全に暮らすことのできる都市づくり、子育てしやすい都市づくりを積極的に取り組んでいくことが求められます。

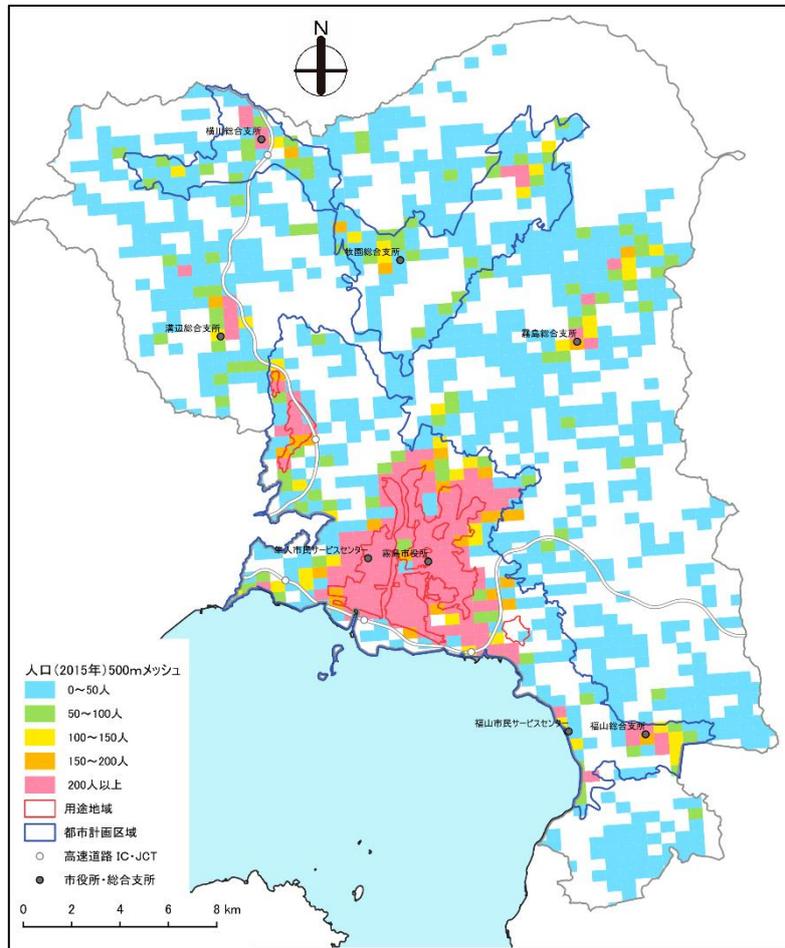
また、市域一律の都市づくりではなく、地域特性に即した都市づくりを進める必要があります。



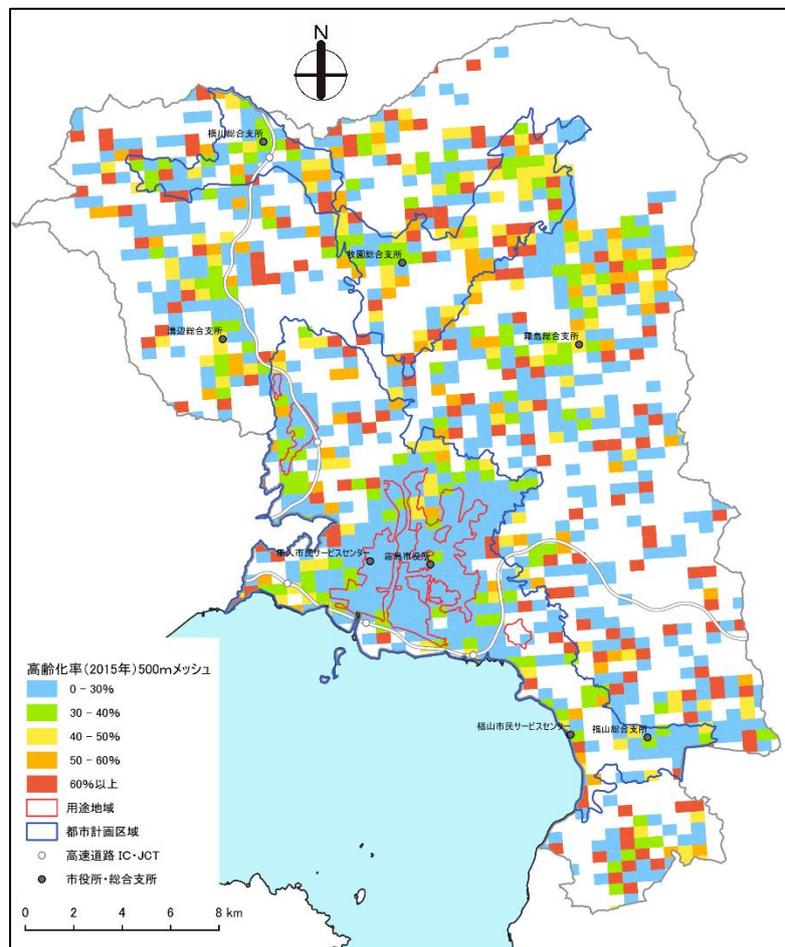
資料:国勢調査



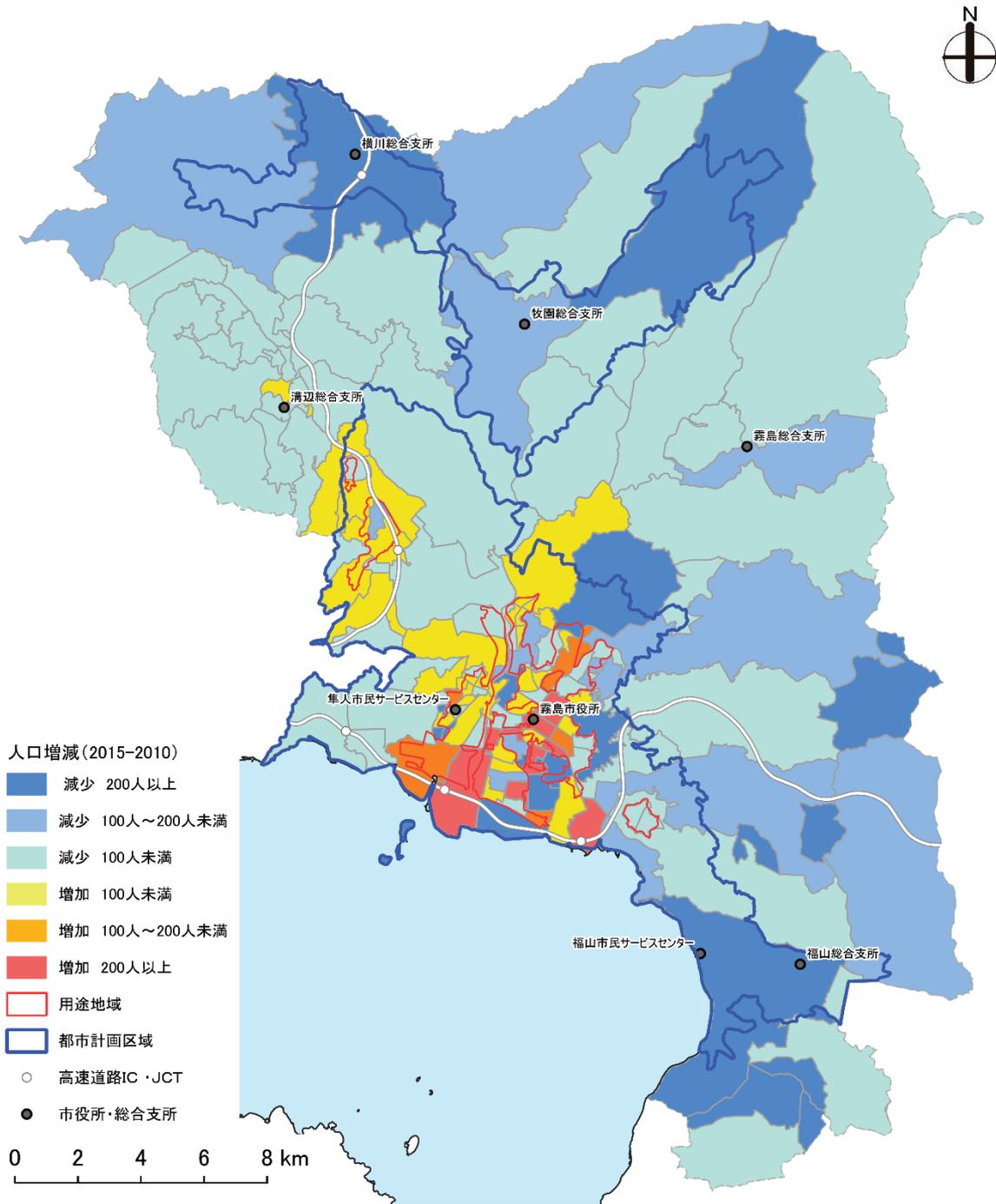
資料:国勢調査



■ 人口分布図(2015年)



■ 高齢化率図(2015年)

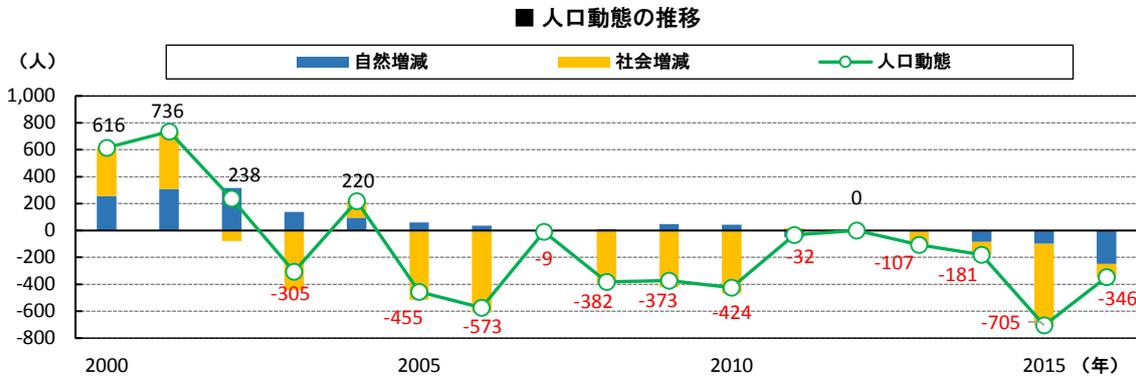


■ 人口増減図

資料:e-Stat 地図で見る統計(JSTAT MAP)

(3) 社会減、自然減の同時進行による人口減少

平成22年(2010年)までは出生数が死亡数を上回る自然増でしたが、平成24年(2014年)以降は死亡数が出生数を上回り自然減に転じています。平成17年(2005年)以降の転入から転出を差し引いた社会増減は減少が続いており、人口減少は今後も続くと想定されます。



資料:住民基本台帳

④ 流入・流出人口

平成27年(2015年)の流入・流出を見ると、従業・通学による流入数が流出数を上回っています。流入元では、始良市4,957人が最も多く、次いで鹿児島市1,979人、湧水町651人となっており、流出先では始良市が4,016人で最も多く、次いで鹿児島市2,912人、湧水町443人の順となっています。始良市、湧水町、曾於市、垂水市のほか、宮崎県都城市との間では、本市への流入超過となっています。

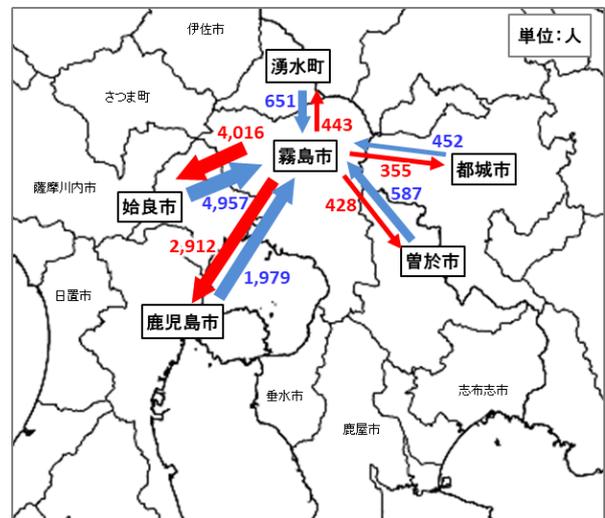
■ 流入・流出別15歳従業・通学者数(2015年)

流入		流出		総数 a	総数 b	a-b
当地で従業・通学する者 ¹⁾	62,814	当地に常住する就業者・通学者 ¹⁾	62,303	511	511	511
自市町村に常住	51,511	自市町村で従業・通学	51,511	-	-	-
自宅	5,380	自宅	5,380	-	-	-
自宅外	46,131	自宅外	46,131	-	-	-
流入数		流出数				
他市区町村に常住	10,298	他市区町村で従業・通学 ²⁾	9,885	413	413	413
県内	9,475	県内	8,964	511	511	511
他県	823	他県	823	0	0	0
流入元		流出先				
始良市	4,957	始良市	4,016	941	941	941
鹿児島市	1,979	鹿児島市	2,912	△ 933	△ 933	△ 933
湧水町	651	湧水町	443	208	208	208
曾於市	587	曾於市	428	159	159	159
宮崎県都城市	452	宮崎県都城市	355	97	97	97
鹿屋市	242	鹿屋市	257	△ 15	△ 15	△ 15
伊佐市	276	伊佐市	217	59	59	59
薩摩川内市	165	薩摩川内市	157	8	8	8
垂水市	214	垂水市	126	88	88	88
さつま町	84	さつま町	121	△ 37	△ 37	△ 37
志布志市	61	志布志市	73	△ 12	△ 12	△ 12
日置市	99	日置市	66	△ 22	△ 22	△ 22
いちき串木野市	29	いちき串木野市	38	△ 5	△ 5	△ 5
宮崎県三股町	40	福岡県福岡市	37	-	-	-
宮崎県宮崎市	36	宮崎県宮崎市	37	△ 1	△ 1	△ 1
宮崎県小林市	32	熊本県菊陽町	36	-	-	-
宮崎県えびの市	45	宮崎県えびの市	34	7	7	7

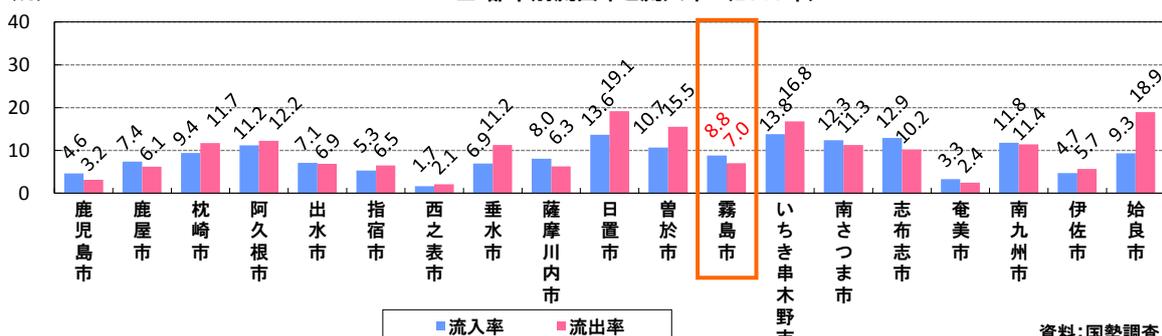
1) 従業地・通学地「不詳」を含む。
2) 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

資料: 国勢調査

■ 流入・流出(上位5市)



■ 都市別流出率と流入率(2015年)

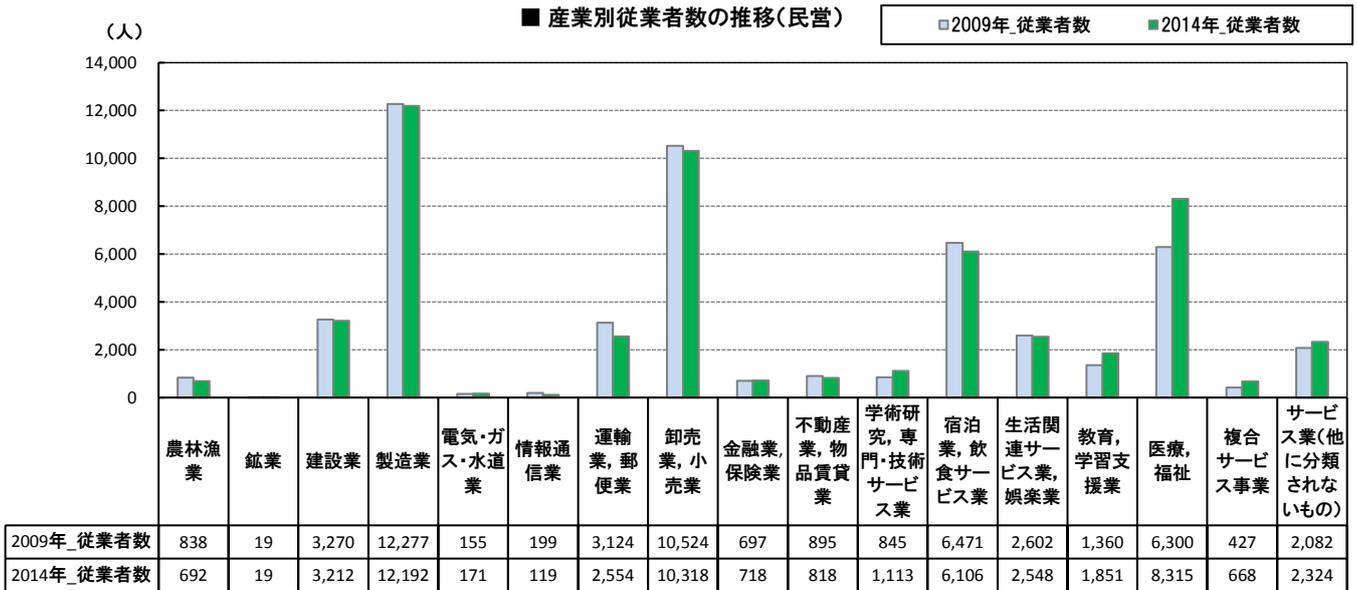


資料: 国勢調査

2-2 産業動向

(1) 産業別従業者数—主要産業は製造業、卸売・小売業

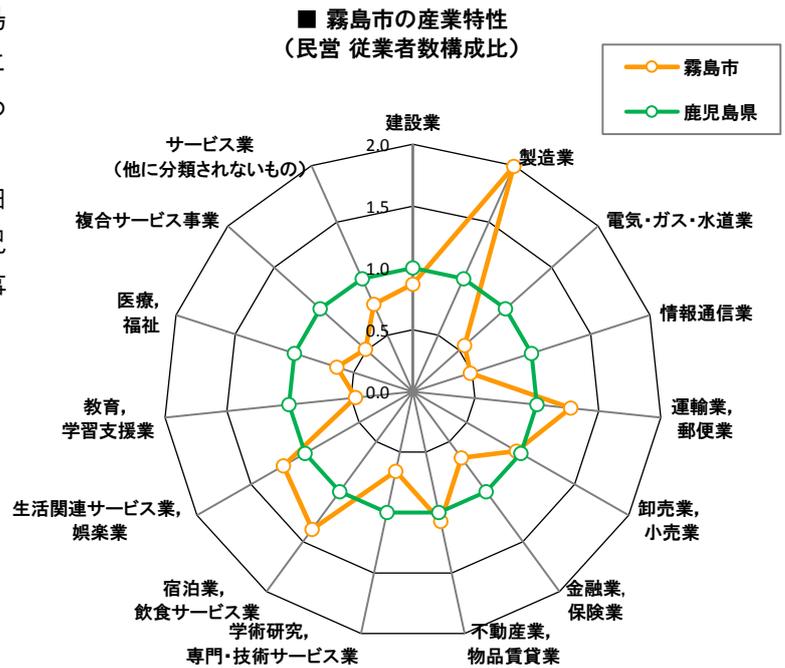
本市の産業別従業者数（民営）を見ると、製造業、卸売業・小売業とともに医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業が主力産業となっています。主な動向を見ると、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業の従業者数が大きく減少しています。一方、医療・福祉、教育・学習支援業の従業者数は増加しており、特に高齢者の増加に伴い、医療・福祉の従業者数の増加が顕著です。



資料：経済センサス(2014年)

業種別に従業者数を鹿児島県全体と比較すると、製造業に特化した都市であることがわかります。

また、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業が高い状況にありますが、複合サービス事業、教育・学習支援業、医療・福祉が低い状況にあります。



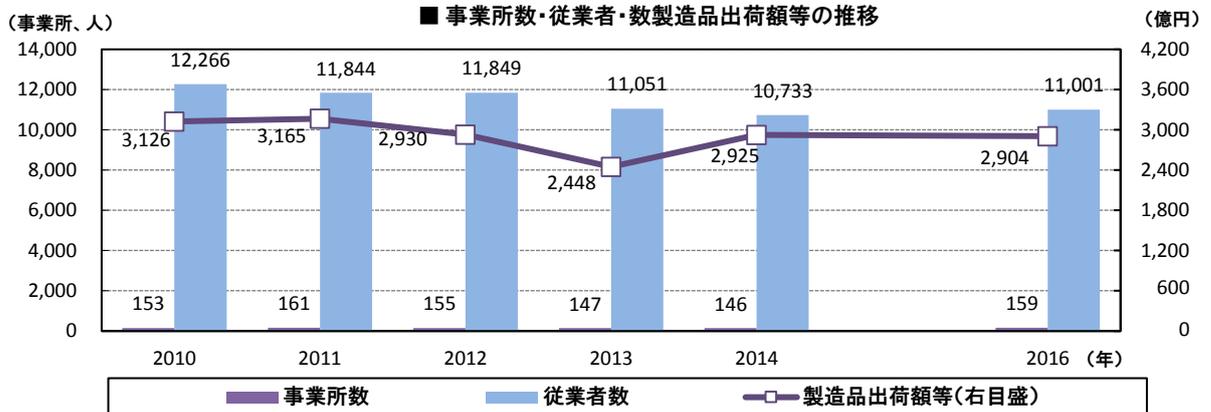
資料：経済センサス(2014年)

※鹿児島県の各産業構成比と霧島市の各産業構成比の比を霧島市の値とした。

(2) 工業動向－工業は近年、回復傾向

本市の工業は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具を主力としています。平成22年(2010年)から平成25年(2013年)では、事業所数、従業者数、製造品出荷額等いずれも減少しましたが、平成26年(2014年)以降では回復傾向が見られます。

製造品出荷額等の増減率を県内他都市と比較すると、県全体が13%増加しているのに対して本市は7.1%減少しており、地域産業の活性化が望まれます。



※従業者4人以上の事業所

資料:工業統計、経済センサス(2011年、2016年)

■ 産業中分類別事業所・従業者数及び製造品出荷額(2014年)

(従業者4人以上の事業所)

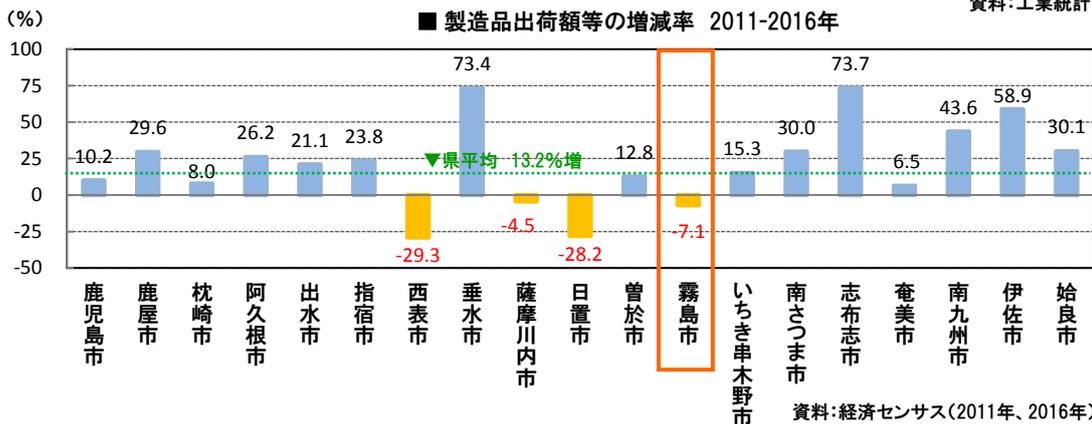
(単位:人、億円)

業種	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	
			金額	割合%
計	146	10,733	2,925	100.0
食料品製造業	25	850	192	6.6
飲料・たばこ・飼料製造業	26	274	63	2.1
繊維工業	3	171	10	0.4
木材・木製品製造業(家具を除く)	7	109	11	0.4
家具・装備品製造業	1	4	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	69	21	0.7
印刷・同関連業	3	67	9	0.3
化学工業	2	40	X	X
石油製品・石炭製品製造業	1	6	X	X
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	6	59	13	0.4
窯業・土石製品製造業	16	297	61	2.1
非鉄金属製造業	1	15	X	X
金属製品製造業	11	263	65	2.2
はん用機械器具製造業	3	83	10	0.3
生産用機械器具製造業	13	902	234	8.0
業務用機械器具製造業	2	48	X	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	13	7,054	1,683	57.5
電気機械器具製造業	4	83	456	15.6
情報通信機械器具製造業	2	311	X	X
その他の製造業	4	28	3	0

注)Xは秘匿

1位 2位

資料:工業統計

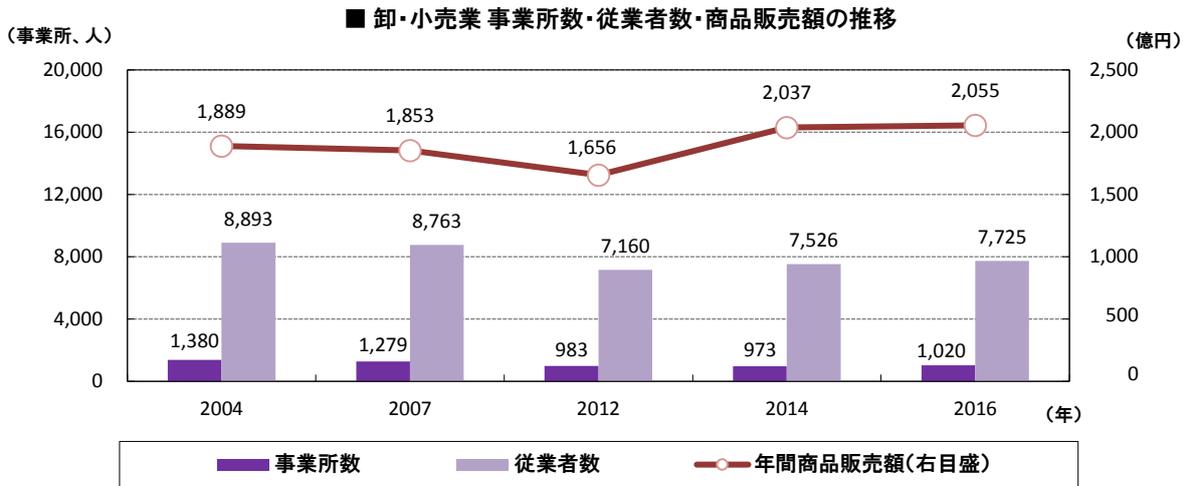


資料:経済センサス(2011年、2016年)

(3) 商業動向—平成24年以降から事業所数・従業者数・販売額いずれも回復傾向

卸・小売業の従業者数・年間販売額を見ると平成16年(2004年)から平成24年(2012年)にかけ、年々減少傾向にありましたが、平成26年(2014年)には増加に転じています。事務所数も同じく平成16年(2004年)から減少傾向が続きましたが、平成28年(2016年)には従業者数・年間販売額と同じく増加しています。

鹿児島県消費者購買動向調査^{※4}による商圈の形成状況を見ると、本市は地域型商圈Aタイプの国分商圈と地域型商圈Bタイプの隼人商圈を形成しています。国分商圈と隼人商圈はともに、購買人口の平成21年(2009年)に対する平成27年(2015年)の伸び率がマイナス、吸引力係数が100を切っており、互いに近接していることによる競合関係と、市内から市外への購買客の流出が推測できます。



資料:商業統計、経済センサス

■ 商圈類型別動向

商圈タイプ	商圈名 ※A	行政人口(人) 2015ねん ※B	購買人口(人)		伸び率(%) 2015/2009	吸引力 係数 ※C
			2009年	2015年		
広域型商圈 (購買人口が 30万人以上)	鹿児島	556,563	686,811	695,500	1.3%	125
地域型商圈 Aタイプ (購買人口が 5万人以上)	鹿屋	81,338	105,206	83,967	-20.2%	103
	川内	71,522	76,375	64,507	-15.5%	90
	国分	58,256	60,697	51,521	-15.1%	88
地域型商圈 Bタイプ (購買人口が 3万人以上)	名瀬	37,829	44,966	43,041	-4.3%	114
	始良	47,515	43,245	40,976	-5.2%	86
	出水	37,101	44,876	37,867	-15.6%	102
	隼人	38,036	37,040	34,392	-7.1%	90
地区型商圈 (購買人口が 2万人以上)	伊集院	24,708	22,764	23,537	3.4%	95
	指宿	27,876	30,608	21,475	-29.8%	77
	加世田	21,329	26,157	20,281	-22.5%	95

資料:鹿児島県消費者購買動向調査(2015年度)

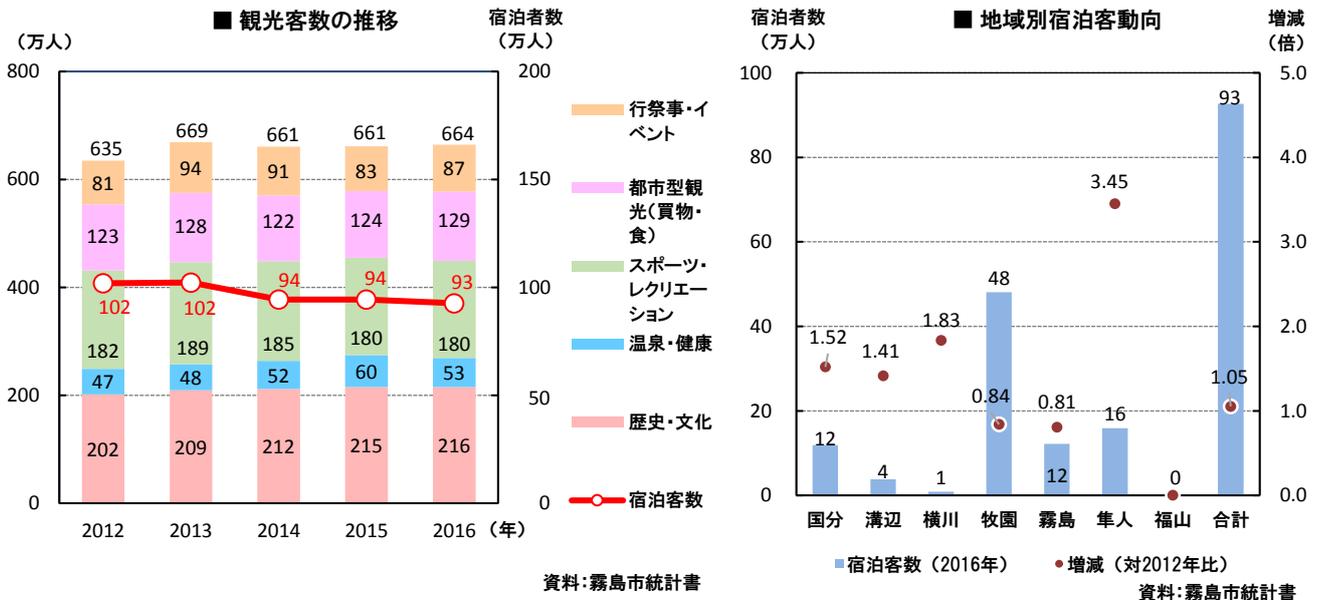
※A 商圈名は、商圈核市町村(合併前市町村)の名称
 ※B 行政人口は2015(平成27)年4月1日現在の住民基本台帳に基づく人口
 (外国人を含む)
 ※C 吸引力係数は、購買人口÷行政人口×100

※4 鹿児島県消費者購買動向調査 / 消費者の購買動向を把握し、消費者志向に沿った商店街を始めとするまちづくりや商業振興施策に活用するため、鹿児島県により3年ごとに実施する調査。

(4) 観光動向－観光客は微増しているが、宿泊客は横ばい

本市の北部には日本で最初に国立公園に指定された霧島山を、南部には錦江湾に浮かぶ雄大な桜島を望むことができ、海・山・川等の恵まれた自然や温泉を活かした観光資源が多くあり、本市を訪れる観光客の多くは県外からの来訪となっています。

観光客数は平成28年(2016年)には年間664万人で増加傾向にあります。宿泊客数は93万人程度で横ばい傾向が続いています。近年は外国人観光客数が増加傾向にあります。



(5) 農林漁業の動向

面積を見ると本市全体に対して、森林は63%、耕地(田・畑)は12.9%を占めています。

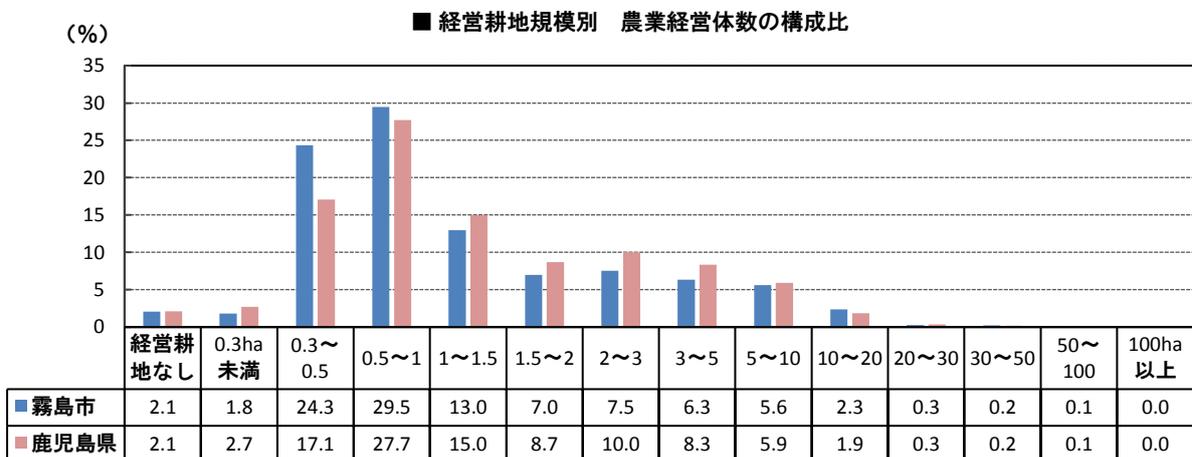
経営耕地面積を見ると、0.3~1.0haの小規模経営が過半数を占めています。

■ 耕地・森林面積(2017年)

	面積(ha)	割合(%)
総面積	60,318	100.0
耕地	7,796	12.9
田	3,335	5.5
畑	4,461	7.4
森林	37,998	63.0
その他	14,524	24.1

※「その他」は総面積から耕地、森林を除いたもの

資料:霧島市統計書



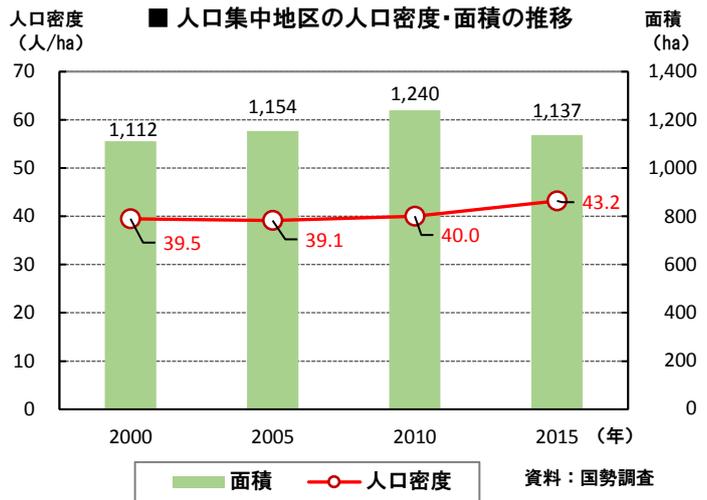
2-3 都市構造・都市環境

(1) 人口集中地区—面積が縮小

平成27年(2015年)の人口集中地区^{※5}の面積は、平成22年(2010年)に比べ減少し、平成17年(2005年)とほぼ同じ規模となっており、縮小化が進んでいます。

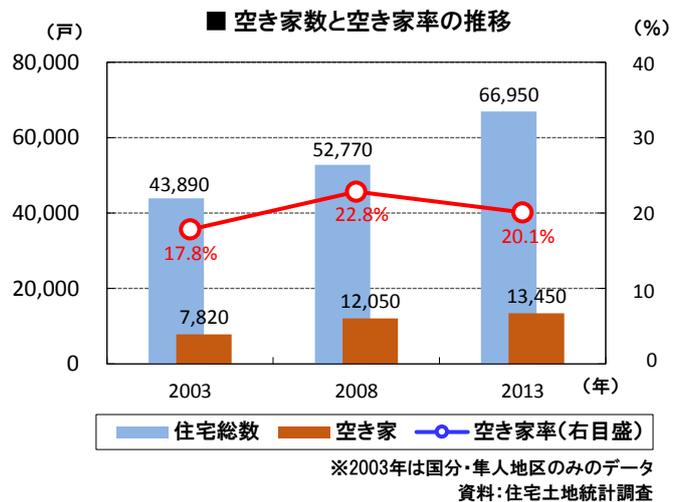
同地区の人口は平成22年(2010年)の49,644人から平成27年(2015年)で49,115人と約500人程度減少しています。

また、人口密度は43.2人/haで、平成22年(2010年)に比べて増加しています。これは、人口集中地区の面積が大幅に減少したことによるものです。



(2) 空き家—戸数が増加

平成25年(2013年)の空き家数は13,450戸あり、平成20年(2008年)からの5年間で1,400戸の増加となっています。住宅総数が増加したため、平成25年(2013年)の空き家率は、20.1%で、平成20年(2008年)より低下しています。



(3) 地価動向—地価の下落傾向が続く

市内の主な商業地、住宅地における公示地価の推移を見ると、いずれの地点でも平成20年(2008年)に比べ、下落傾向が続いています。特に、国分駅周辺の都心部(霧島5-1)で40%の減少となっています。

■ 公示地価の推移

区分	商業地						住宅地					
	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
所在地	国分中央3丁目56番3	福山町福山字樗木段5348番10外	国分中央5丁目70番6	溝辺町麓字曲迫279番2	牧園町高千穂字龍石3865番42	横川町中ノ字後田280番1	国分城山町3770番15	溝辺町麓字原村1261番15	横川町中ノ字諏訪987番2	牧園町三休堂字下原104番2	隼人町内山田1丁目13番6	福山町福山字樗木段5290番69
調査地点	霧島5-1	霧島5-2	霧島5-3	霧島5-4	霧島5-6	霧島5-8	霧島-2	霧島-4	霧島-6	霧島-9	霧島-10	霧島-12
2008年	145,000	20,500	74,500	54,800	29,000	31,000	39,000	26,000	19,600	9,500	50,000	18,000
2018年	87,000	14,400	51,400	37,100	18,800	16,500	27,700	17,200	11,800	7,200	34,000	12,600
増減率(%)	-40.0	-29.8	-31.0	-32.3	-35.2	-46.8	-29.0	-33.8	-39.8	-24.2	-32.0	-30.0

資料：土地総合情報システム(国土交通省)

※5 人口集中地区 / 国勢調査において設定される統計上の地区であり、原則として市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人/km²以上となる地区に設定される。

2-4 土地利用・開発動向

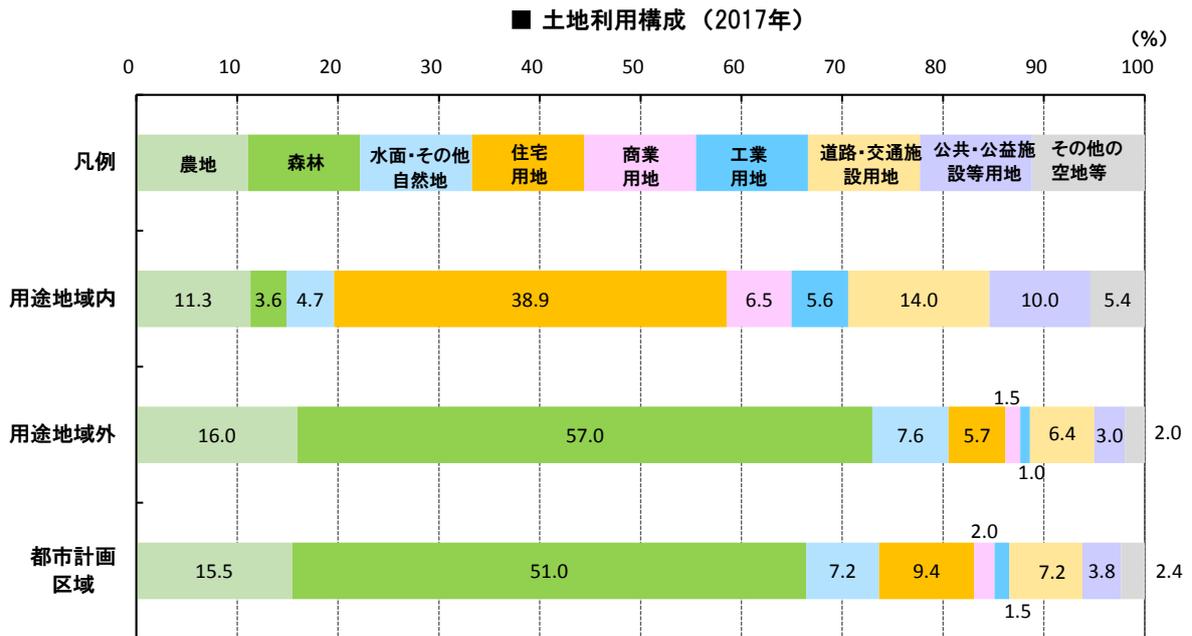
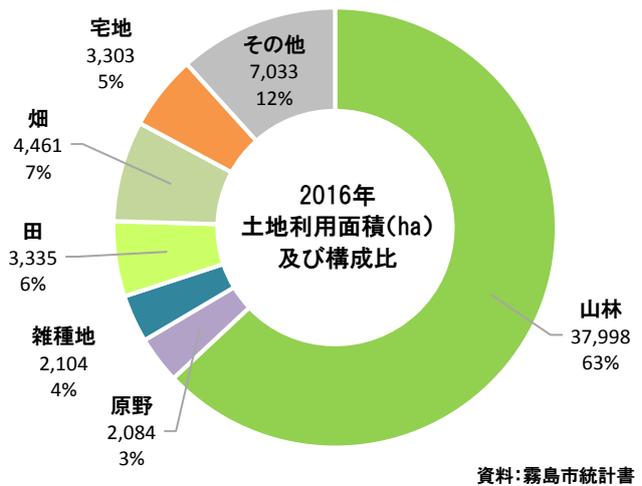
(1) 土地利用現況

市域では63%が山林であり、農地(田畑)は13%、宅地は5%となっています。

市域の約31%を占める都市計画区域^{※6}内では、森林51.0%、農地15.5%と自然的土地利用が3分の2を占めています。

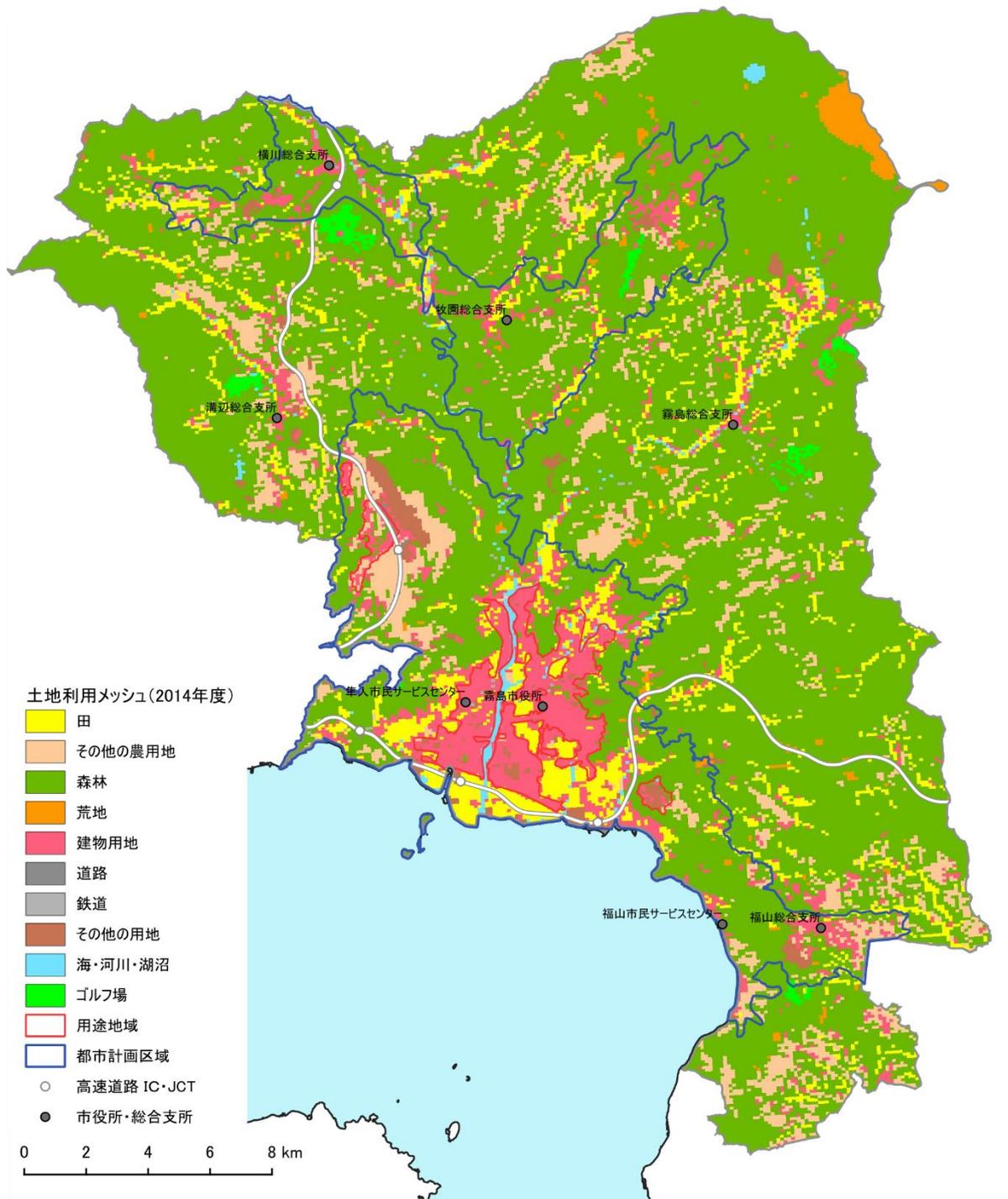
都市計画区域の約1割を占める用途地域^{※7}内では、住宅、商業、工業などの都市的土地利用が80.4%を占めています。

都市計画区域の約9割を占める用途地域外においても、都市的土地利用は19.6%を占めています。



※6 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域が指定される。

※7 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分地域、隼人地域、溝辺地域の一部に用途地域が指定されている。



■ 土地利用現況図

資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ(国交省)

※「その他の用地」は、空港、運動競技場、野球場、学校、港湾地区等

(2) 農地転用状況

平成25年(2013年)から平成29年(2017年)まで5カ年の農地転用は、2,053件、面積231.46haとなっています。

件数を見ると、宅地が886件と最も多く、次いでそのほかが784件となっています。

面積を見ると、そのほかが最も多く、平成26年(2014年)に43.55haと突出しています。次いで宅地及び山林が多くなっています。

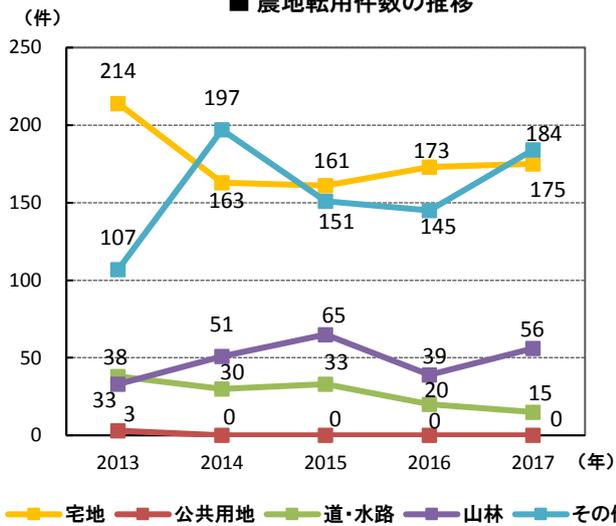
■ 農地転用(2013～2017年の5年間)

年	件数(件)						面積(ha)					
	総数	宅地	公共用地	道・水路	山林	その他	総数	宅地	公共用地	道・水路	山林	その他
2013	395	214	3	38	33	107	47.36	14.51	0.21	1.49	6.21	24.94
2014	441	163	0	30	51	197	63.21	10.01	0.00	0.33	9.23	43.55
2015	410	161	0	33	65	151	37.79	10.15	0.00	0.45	11.14	16.05
2016	377	173	0	20	39	145	44.70	15.89	0.00	0.45	7.11	21.25
2017	430	175	0	15	56	184	38.40	11.29	0.00	0.49	9.50	17.12
計	2,053	886	3	136	244	784	231.46	61.85	0.21	3.21	43.19	122.91

注)「その他」:農林漁業用施設用地、駐車場・資材置き場、太陽光発電など

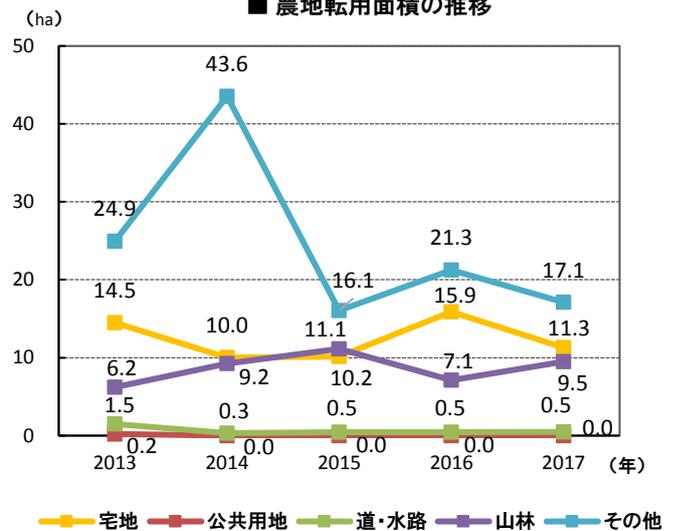
資料:霧島市統計書

■ 農地転用件数の推移



資料:霧島市統計書

■ 農地転用面積の推移



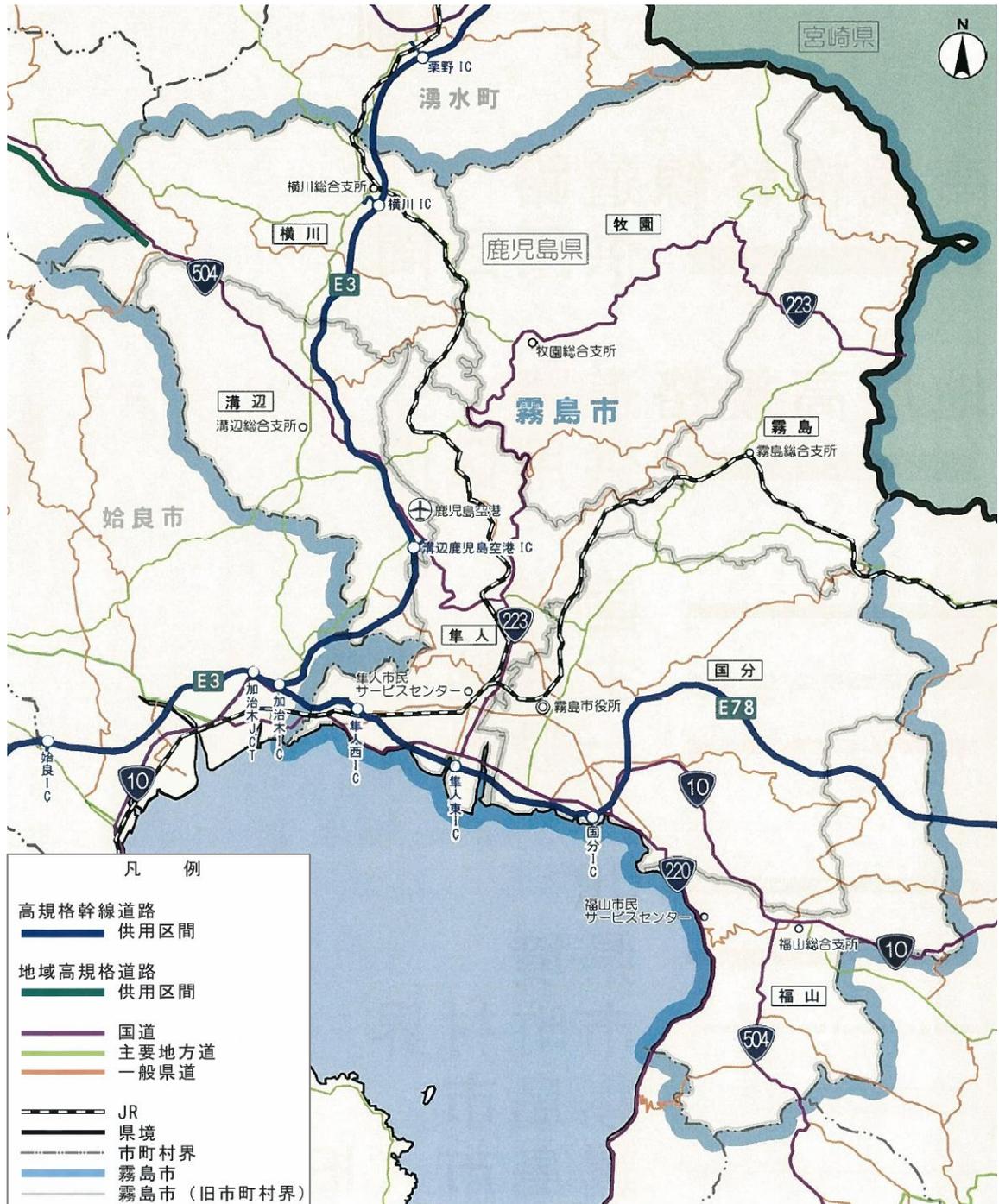
資料:霧島市統計書

2-5 都市交通

(1) 道路ネットワーク

本市には、高規格幹線道路^{※8}として、鹿児島市や福岡方面を結ぶ九州縦貫自動車道、本市と始良市を結び国道10号バイパスとなる隼人道路、宮崎方面を結ぶ東九州自動車道の2路線が整備されており、国道の10号、220号、223号、504号の4路線が本市中心部から放射状に伸びています。

また、主要地方道国分霧島線や栗野加治木線等が一般国道を補完するように配置されており、それら主要幹線道路相互や地域拠点を結ぶように一般県道が整備されています。



■ 道路交通網図

資料:霧島市都市計画課

※8 高規格幹線道路 / 自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

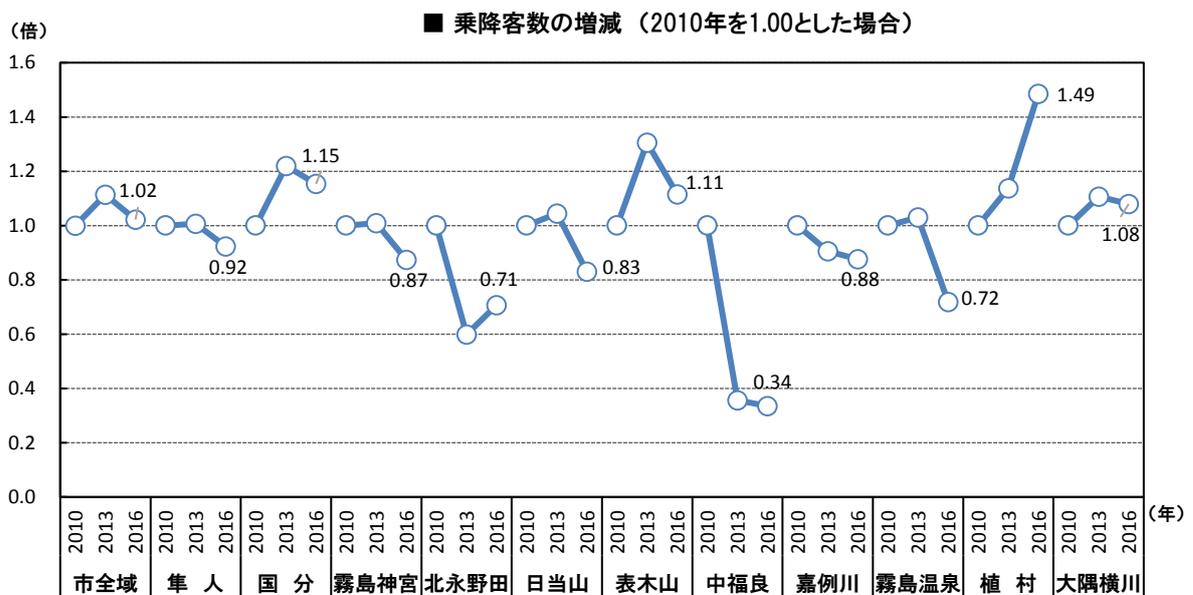
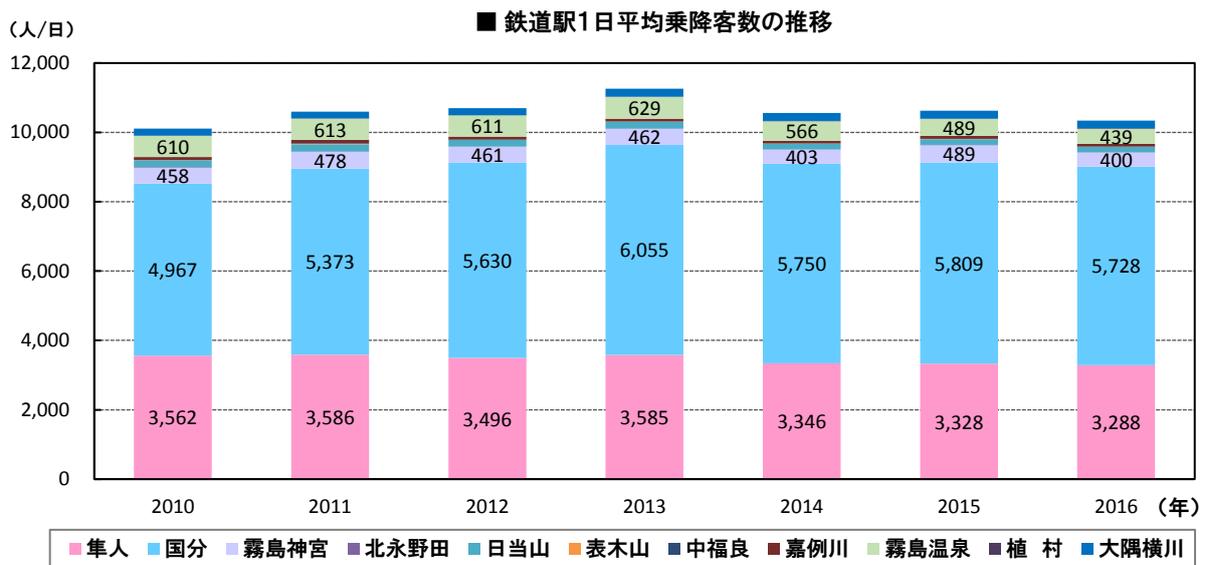
(2) 公共交通ネットワーク

①鉄 道

本市には JR 日豊本線及び JR 肥薩線に計 11 箇所の駅が設置されています。

1 日平均乗降客数では、国分駅が約 5,700 人で最も多く、次いで隼人駅の約 3,300 人となっています。

平成 22 年（2010 年）と平成 28 年（2016 年）の乗降客数を比較すると、市全域では 1.02 倍とほぼ横ばいの状況です。国分、表木山、植村、大隅横川の 4 駅では増加していますが、残り 7 駅では減少傾向にあります。

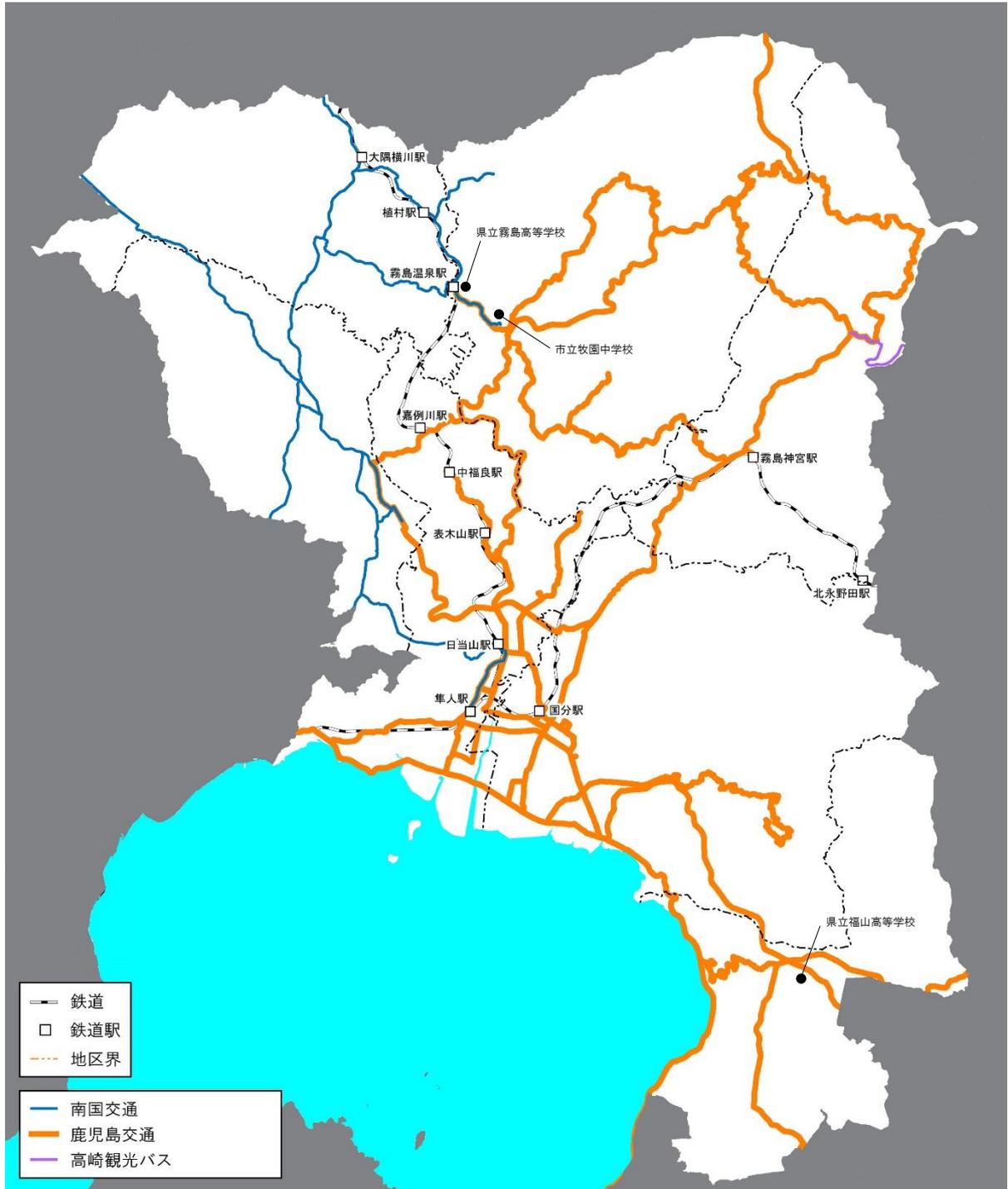


②路線バス

市内の路線バスは、主に溝辺地域及び横川地域を南国交通（株）が、国分地域、隼人地域、牧園地域、霧島地域及び福山地域を鹿児島交通（株）が運行しています。また、霧島神宮～都城間を（有）高崎観光バスが運行しています。

主要交通拠点である鹿児島空港、国分駅及び隼人駅と接続する路線が多数運行されています。

県立福山高等学校、県立霧島高等学校及び市立牧園中学校等、児童生徒の通学便としても利用されている路線が多数運行されています。

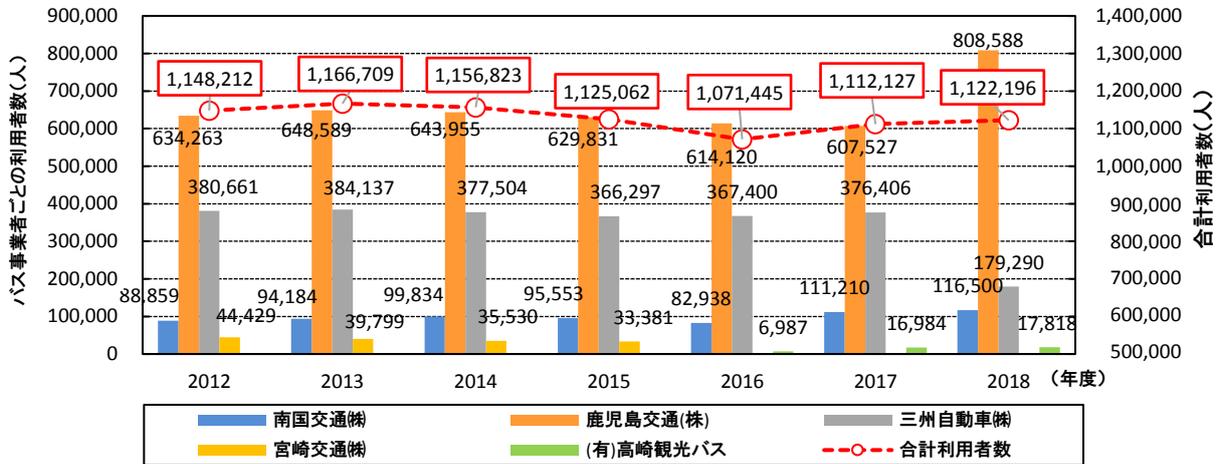


■ 路線バス運行状況図

資料：霧島市地域公共交通網形成計画（2017年3月）

利用者数の推移を見ると、鹿児島空港を起点とするルートを運行する南国交通（株）では増加傾向ですが、都市部と中山間部を網羅するルートを運行する鹿児島交通（株）、三州自動車（株）では、減少傾向が続いています。

■ 路線バス利用者数の推移



資料：霧島市データ

※三州自動車(株)は2018年3月30日に鹿児島交通(株)に事業譲渡
 ※宮崎交通(株)は2017年4月1日に(有)高崎観光バスに運行を移管

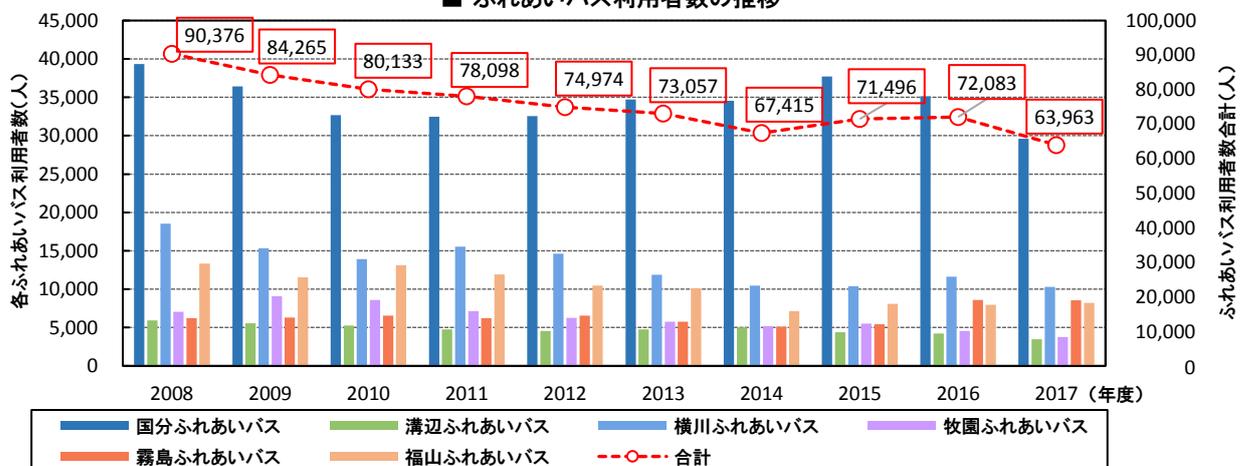
③ふれあいバス

国分地域、横川地域、牧園地域及び霧島地域では、合併以前からのコミュニティバス^{※9}を引き継ぎ運行しており、平成20年(2008年)4月からは溝辺地域、福山地域においても運行を開始しました。

ふれあいバスは、交通空白地域^{※10}や交通不便地域の交通弱者^{※11}等の移動手段を確保することを主な目的とし、地区内交通の充実を図るため、各地区の拠点施設を基点とした運行ルートを設定しています。隼人地域は「市街地循環バス」を運行しているため、ふれあいバスは運行していません。

推移を見ると、ふれあいバスの利用者は減少傾向にあります。

■ ふれあいバス利用者数の推移



資料：霧島市データ

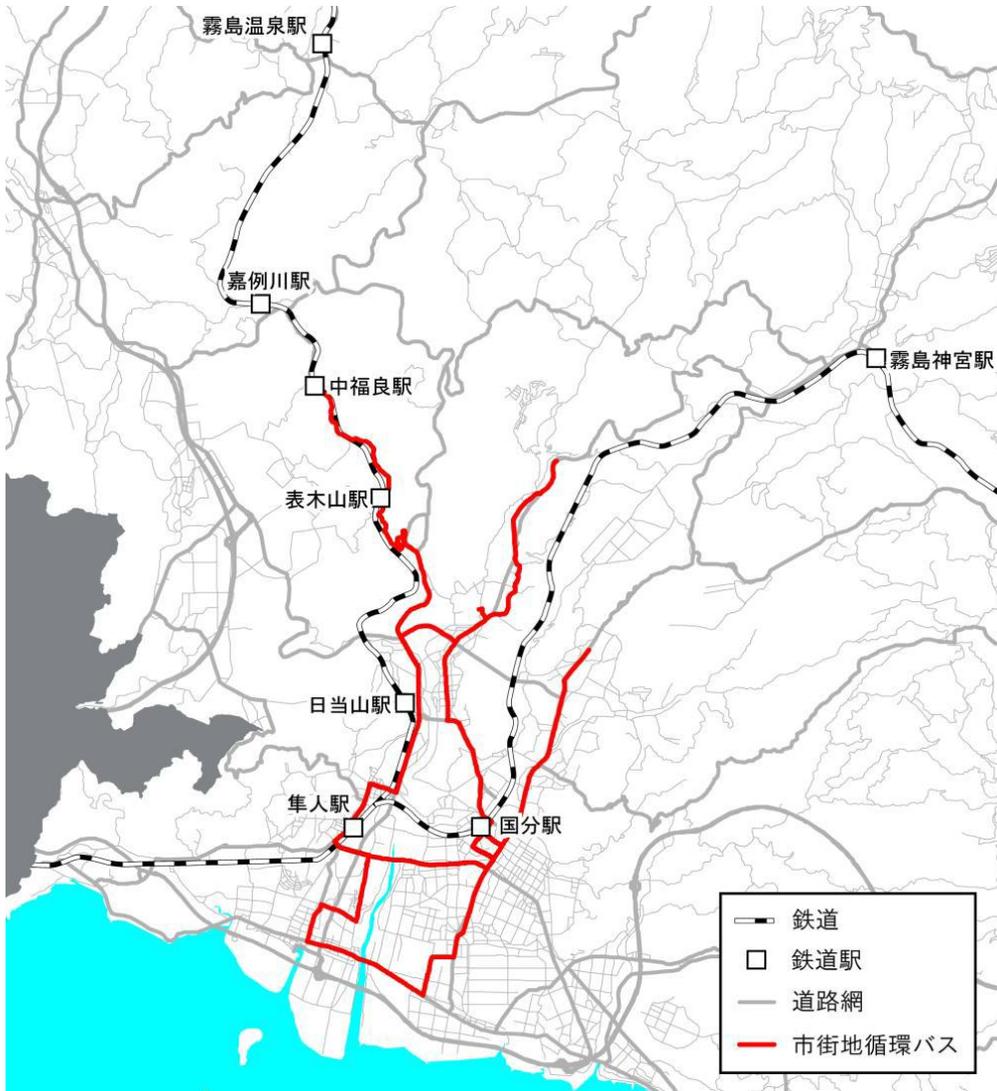
※9 コミュニティバス／ 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行しているもの。霧島市では「ふれあいバス」の名称で、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

※10 交通空白地域／ 最も近いバス停から600m・鉄道駅から1km圏外に位置する地域のこと。

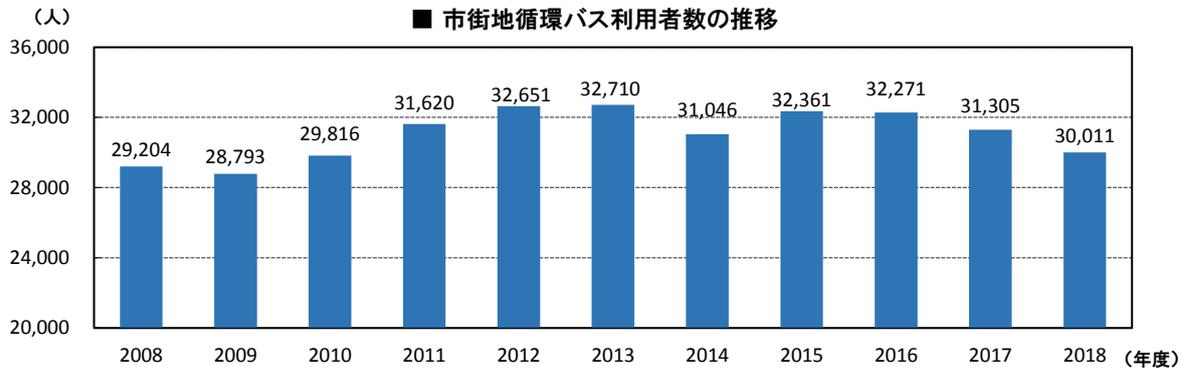
※11 交通弱者／ 子どもや高齢者など、移動手段が制約され不便を感じる人のこと。

④市街地循環バス

合併前の隼人町において、「隼人巡回バス」として運行していましたが、平成20年(2008年)度から国分地区まで路線延長を行い、「市医療センター～隼人駅～浜之市～国分駅～市医療センター」を基本に、鹿児島交通(株)が1日19便を運行しています。利用者数は、平成30年(2018年)は約3万人で、減少傾向となっています。



資料:霧島市地域公共交通網形成計画 (2016年3月) ■ 市街地循環バス運行ルート図



※各年度 10月1日～9月30日の利用者数
(例:2017年度=2017年10月1日～2018年9月30日)

資料:霧島市データ

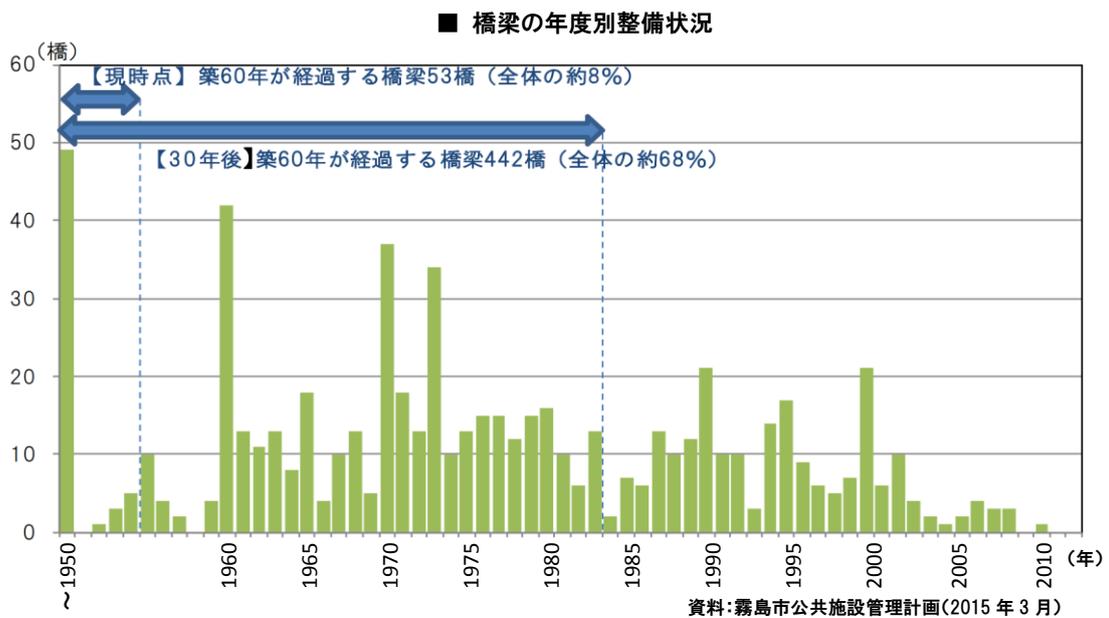
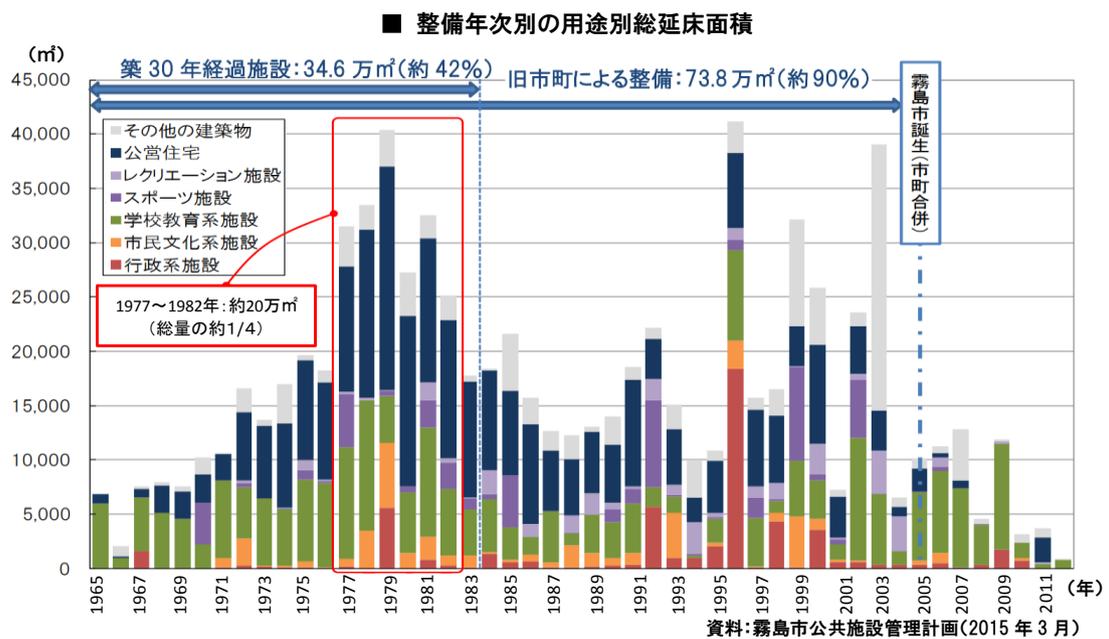
2-6 都市施設

(1) 公共施設、インフラ施設の老朽化が進行

公共施設は主に昭和52年(1977年)から昭和57年(1982年)にかけての整備が約20万㎡あり、総量の1/4を占めています。施設の一部では、老朽化が進んでおり、大規模改修や建替えが必要になることが予想されます。

また、土木インフラも老朽化が進んでおり、特に橋梁や水道施設では20年後、30年後に耐用年数を超える施設が半数を占めることになります。

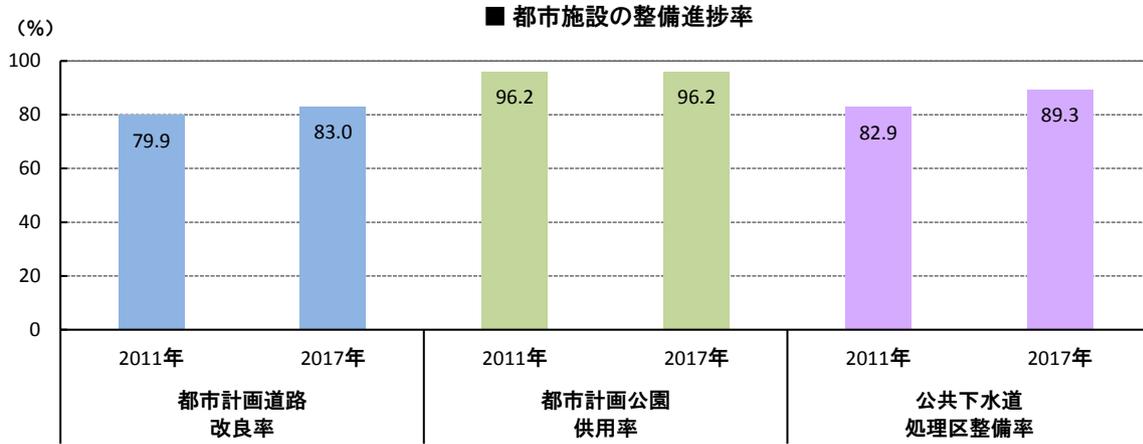
このため、霧島市公共施設管理計画^{※12}に基づき、公共施設やインフラ施設の総量縮減や長寿命化の推進が必要になっています。



※12 霧島市公共施設管理計画 / 長期的観点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することを目的とした計画。平成27年(2015年)3月策定。

(2) 都市計画事業の進捗

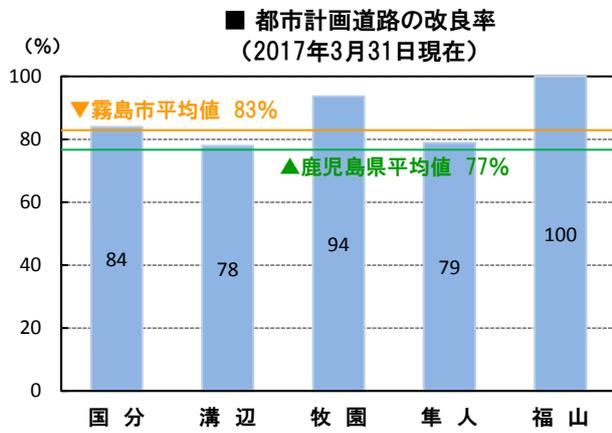
本市の都市施設^{※13}の整備状況は、平成23年(2011年)から平成29年(2017年)の6年間で都市計画道路^{※14}の改良率は約3ポイントの上昇、都市計画公園の供用率は変わらず、公共下水道処理区の整備率は約6ポイントの上昇となっており、道路、下水道の整備事業は徐々に進んでいます。



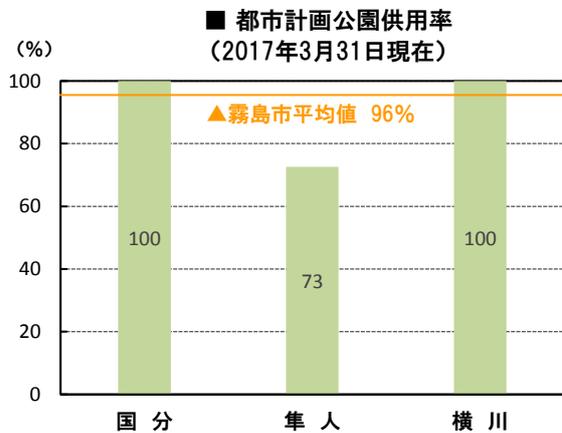
※公共下水道処理区整備率=整備面積÷事業認可面積

資料:都市計画基礎調査

地区別に見ると、都市計画道路の改良率は、溝辺、隼人が市平均値83%を下回っていますが、県平均値77%以上となっています。都市計画公園供用率は、国分、横川は100%ですが、隼人は73%にとどまっています。



資料:鹿児島県の都市計画2018



資料:都市計画基礎調査

※13 都市施設 / 都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもの。交通施設(道路、鉄道、駐車場など)、公共空地(公園、緑地など)、供給・処理施設(上水道、下水道、ごみ焼却場など)、水路(河川、運河など)、教育文化施設(学校、図書館、研究施設など)、医療・社会福祉施設(病院、保育所など)、市場、と畜場、火葬場など。

※14 都市計画道路 / 都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画で定められる道路。

公共下水道は、国分隼人処理区と高千穂処理区の2区域で事業が行われており、平成29年（2017年）度末の普及率は国分隼人で38.5%、高千穂で27.4%となっています。

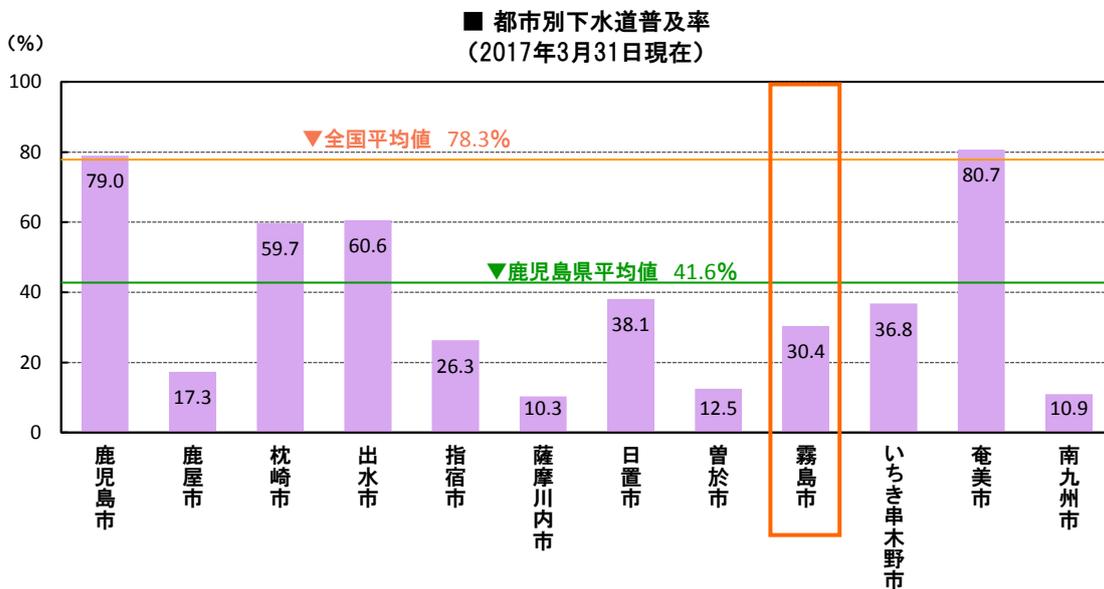
また、これらの区域の水洗化率は、国分隼人で82.9%、高千穂で71.9%となっています。高千穂処理区においては、非市街地の自然公園や農山漁村等で計画人口が概ね10,000人以下の特定環境保全公共下水道により事業が行われています。

都市別下水道普及率については、全国平均78.3%、県平均41.6%よりも下回っており、霧島市は30.4%となっています。

■ 公共下水道の普及状況

処理区域	行政内人口 A(人)	処理区域内人口 B(人)	処理区域面積 (ha)	普及率 B/A(%)	水洗化人口 C(人)	水洗化率 C/B(%)
国分・隼人	97,268	37,495	837	38.5	31,101	82.9
高千穂	6,665	1,826	125	27.4	1,313	71.9

資料：下水道課「平成30年3月末公共下水道事業実施状況表」



※全国は 東日本大震災の影響により福島県は調査対象外。

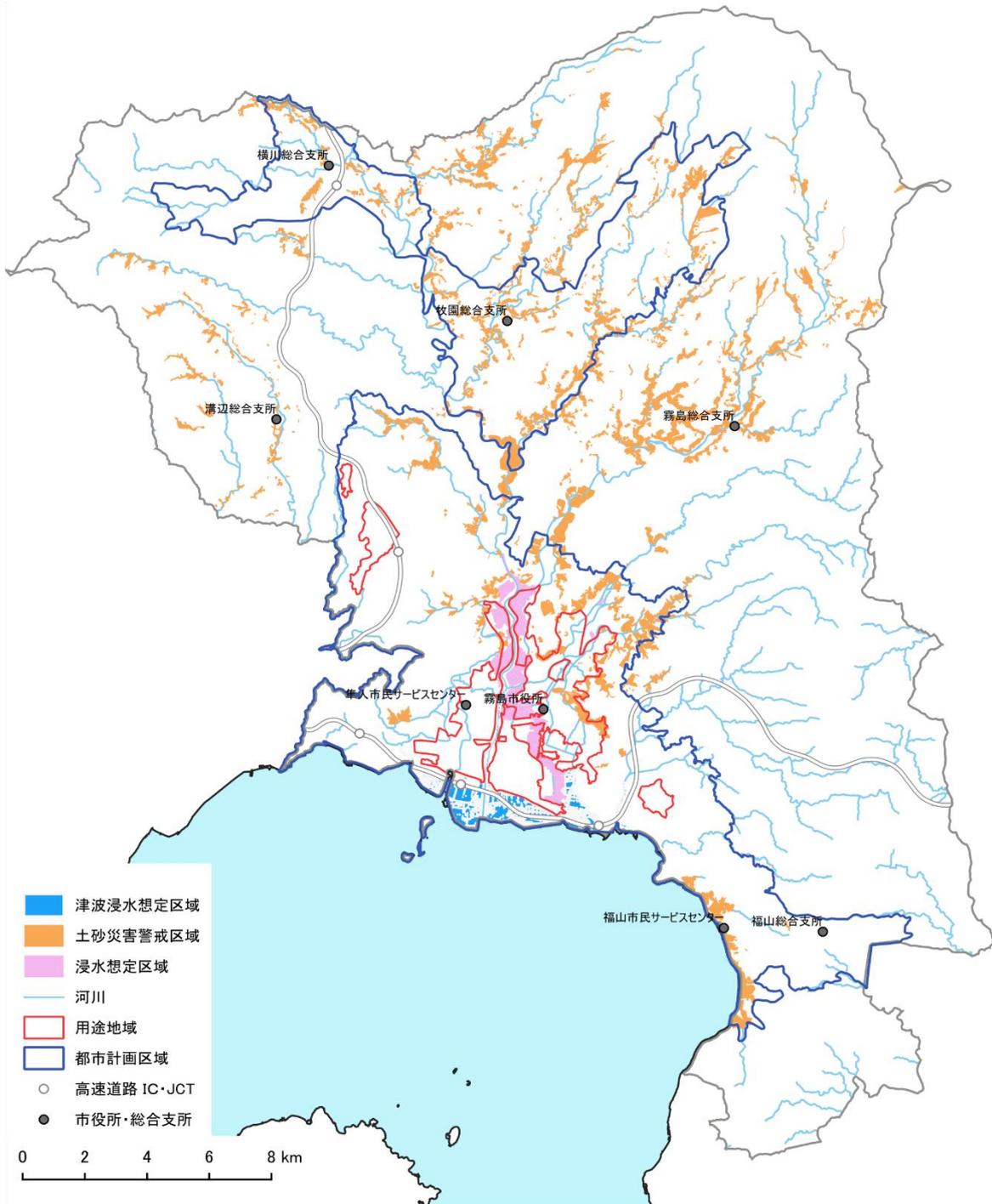
資料：鹿児島県の都市計画2018

2-7 都市防災

平成5年（1993年）8月の集中豪雨においては県内のいたるところで甚大な浸水被害が発生し、本市においても例外でなく、被害が発生しました。

また、本市は活火山である霧島山から海岸域に及ぶまで多様な地形を有し、眼前にあり現在も活発に活動している桜島の火山噴火や台風、洪水、高潮、地震、津波等による災害の発生が想定されています。

平成30年（2018年）9月現在、本市における土砂災害（特別）警戒区域の指定は、警戒区域が1,642箇所、特別警戒区域が954箇所あり、県内でも鹿児島市、薩摩川内市に次いで、指定箇所数が多い都市となっています。



■ ハザード区域の状況図

資料：鹿児島県ホームページ「土砂災害(特別)警戒区域の指定状況」

2-8 法適用状況

(1) 都市計画区域・用途地域

本市の都市計画区域^{※6}は、国分、溝辺、横川、牧園、隼人、福山の各地域にあり、合計面積は18,503ha、市域面積の約31%を占めています。国分、溝辺、隼人の各区域には、市土の約4%にあたる合計2,093.4haの用途地域^{※7}（都市計画法第8条第1項第1号の用途地域）を定めています。

■ 都市計画区域及び用途地域の面積（2017年4月1日現在）

区域名	都市計画区域面積 (ha)	用途地域面積(ha)												
		合計	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
国分	4,428	1,141.0	105.0	-	453.0	36.0	154.0	70.0	49.0	13.0	43.0	150.0	68.0	-
溝辺	1,328	206.4	-	-	28.0	-	112.0	14.0	13.0	-	5.4	34.0	-	-
横川	1,763	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧園	4,150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
隼人	5,386	746.0	86.4	9.8	174.6	16.5	237.9	39.0	41.5	43.3	57.1	3.0	36.9	-
福山	1,448	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	18,503	2,093.4	191.4	9.8	655.6	52.5	503.9	123.0	103.5	56.3	105.5	187.0	104.9	0.0

資料：鹿児島県の都市計画2018

(2) 農業振興地域

本市における農業振興地域^{※15}の面積は平成26年（2014年）1月現在46,666haで、市域面積の約77%にあたります。さらに、同地域内の農用地は7,182haであり、うち4,945haについて、農業生産基盤の保全・整備・開発等を計画的に推進すべき土地として農用地区域に指定しています。

(3) 地域森林計画対象民有林

本市では、国有林7,412ha、地域森林計画対象民有林^{※16}33,461haの計40,873haが指定されています。また、水源の涵養^{※17}及び土砂流出・土砂崩壊防備などの機能を発揮するため、保安林^{※18}4,741haが指定されています。

(4) 自然公園区域

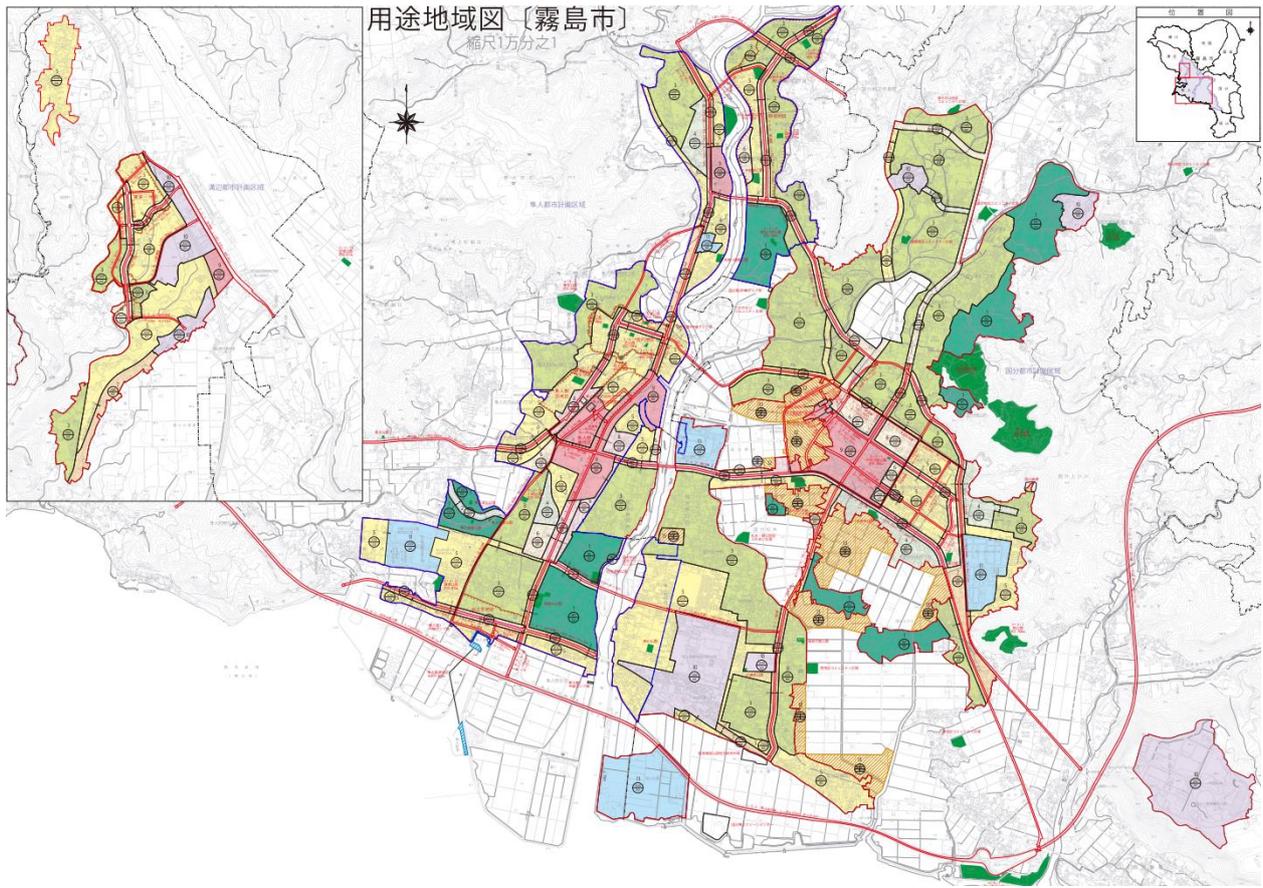
霧島錦江湾国立公園の霧島地域・錦江湾地域に、市の一部が指定されています。

※15 農業振興地域 / 市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。

※16 地域森林計画対象民有林 / 森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定めた「地域森林計画」の対象となる民有林。

※17 水源の涵養（水源涵養） / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※18 保安林 / 災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

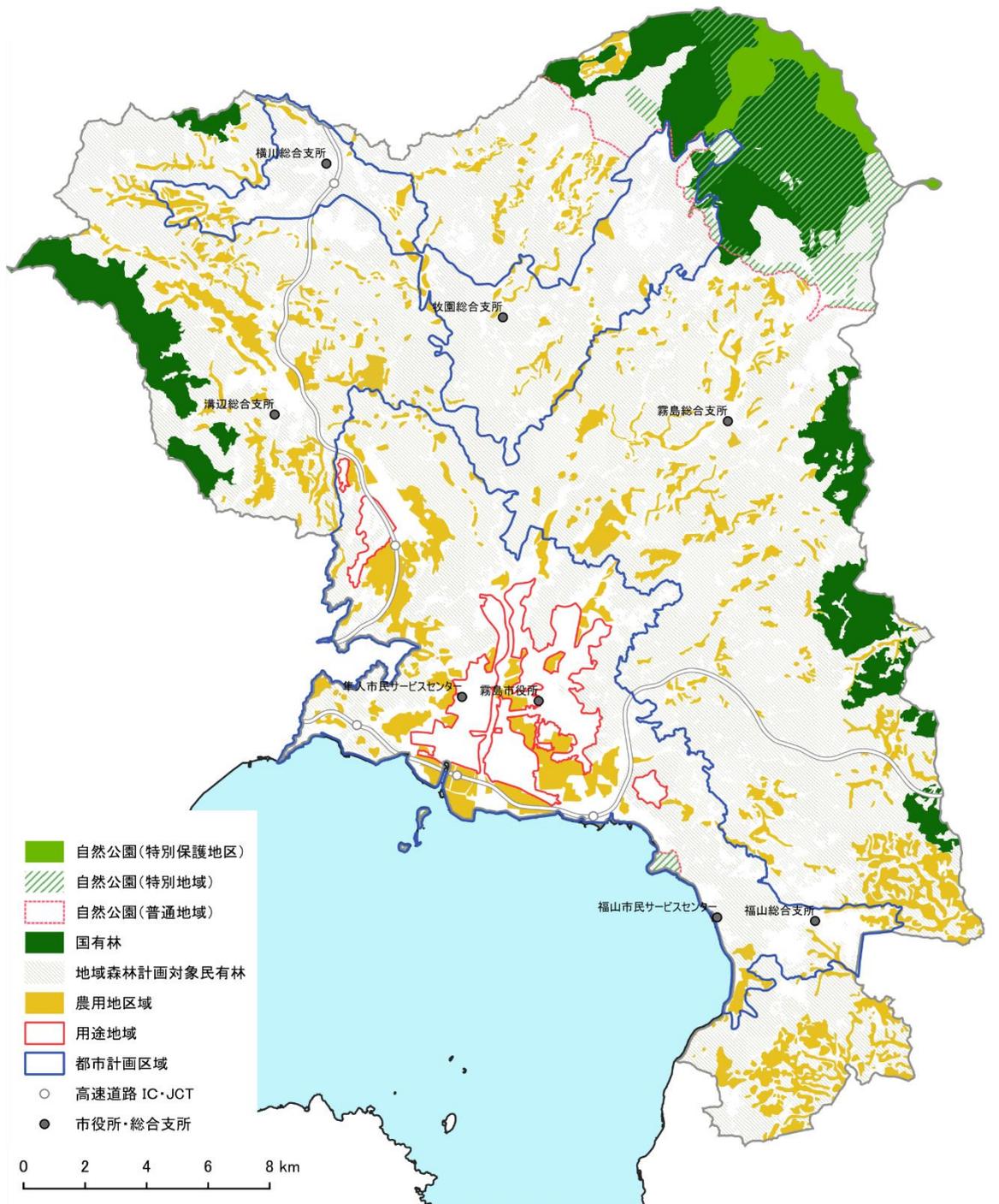


凡 例				
	用途地域名	整理番号	容積率%	建ぺい率%
	用途地域界			
	第1種低層住居専用地域	1	80 100	50 60
	第2種低層住居専用地域	2	80 100	50 60
	第1種中高層住居専用地域	3	200	60
	第2種中高層住居専用地域	4	200	60
	第1種住居地域	5	200	60
	第2種住居地域	6	200	60
	準住居地域	7	200	60
	近隣商業地域	8	200 300	80
	商業地域	9	400	80
	準工業地域	10	200	60
	工業地域	11	200	60
	上段は容積率 下段は建ぺい率			

凡 例	
	行政区域
	都市計画区域
	都市計画道路
	都市公園
	都市施設
	土地区画整理区域
	臨港地区

凡 例			
	種 別	整理番号	
	建築物形態規制地域	12	A～容積率、B～建ぺい率 C～容積率係数、D～道路斜線制限 E～隣地斜線制限
	建築物形態規制地域	13	

■ 用途地域指定状況図



■ 法指定状況図

資料:国土数値情報 森林地域、農業地域、都市地域 (国交省)

3. 上位関連計画

3-1 第二次霧島市総合計画（基本構想・前期基本計画）

策定年月	平成30年（2018年）3月		
目標年次	令和9年（2027年）度		
基本構想	<p>◇基本理念「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」</p> <p>◇将来像「人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう多機能都市」</p> <p>◇政策目標</p> <p>政策1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり</p> <p>政策2 みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり</p> <p>政策3 誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり</p> <p>政策4 社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり</p> <p>政策5 市民とつくる協働と連携のまちづくり</p> <p>政策6 信頼される行政経営によるまちづくり</p> <p>◇目標人口 令和9年（2027年）度 127,000人</p>		
土地利用・都市施設整備に関する施策	政策1	地域経済を支える商工業の振興	・創業しやすい環境整備 ・地域特性を生かした商圏の充実
		強みを生かした企業誘致と雇用の促進	・企業誘致の推進
		活力ある農・林・水産業の振興	・生産基盤の整備 ・農山漁村の振興
		地域特性を生かした観光の推進	・国内外の観光客の誘致 ・観光素材の創出と活用 ・利便性の高い観光地づくりの推進
		持続可能な地域公共交通ネットワークの構築	・総合的な公共交通の連携の強化 ・バス交通の利便性向上と効率的運行
	政策2	人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成	・自然環境の保全 ・大気・音環境の保全 ・水環境の保全 ・生物多様性の保全
		快適生活の基盤づくりの推進	・良質な住環境の整備 ・道路ネットワークの構築と道路施設の維持 ・安全で良質な水の安定供給
		地域特性に応じた魅力ある空間の形成	・地域にあった土地利用の規制・誘導 ・公園・広場等の整備と適切な維持管理 ・良好な景観の形成 ・空き家対策の推進
		危機管理・防災力の充実と防災意識の向上	・災害に強い防災基盤の整備と災害復旧対策の推進 ・火災の予防及び救急・救助体制の充実
		市民生活の安全性の向上	・交通安全対策の推進 ・防犯対策の推進
	政策3	健康づくりの推進と医療体制の充実	・安全・安心な医療体制の充実と健康づくり拠点の整備
		住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進	・高齢者の居住の安定の確保
	政策4	多様な学びを支援する社会教育の充実	・ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用
		スポーツを楽しむ環境づくりの推進	・スポーツ施設の整備
政策5	活力ある地域づくりの推進	・中山間地域の活動支援	
政策6	持続可能な財政運営の推進	・市有財産の適切な管理と利活用	

3-2 霧島市地域公共交通網形成計画

策定年月	平成28年(2016年)3月
計画期間	平成28年(2016年)度から令和元年(2019年)度までの4年間
基本方針	<p>霧島市が目指す“暮らしやすい・訪れたいまちづくり”に向け、高齢者や子育て世代、学生等の交通弱者にやさしい交通環境の実現と次世代に継承できる交通まちづくりを前提に、多くの人をまちに呼び込み、</p> <p>“誰もが分かりやすく、安心して外出(移動)できる”地域公共交通網の形成を目指す。</p>
計画目標	<p>①暮らしやすいまちづくりの実現に向けた、公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進</p> <p>②訪れたいまちづくりの実現に向けた、公共交通の見直し等による国内外の観光客の観光周遊の促進</p> <p>③限られた資源・予算で最大限の効果を上げる、効率的・効果的な地域公共交通の運行</p> <p>④地域公共交通の持続的な運行のため、利用促進と需要創出に地域全体で取り組むことで、地域公共交通を「創り上げ、守り、育てる」気運の醸成を図る</p>
事業	<p>≪地域公共交通のサービス見直し≫</p> <p>①ふれあいバスのサービス見直し</p> <p>②路線バスのサービス見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる運行事業者の営業区域の枠を超えた新たなバス路線の共同運行(実証運行) ・「国分駅」及び新たな霧島市の玄関口となる「隼人駅」を拠点としたバスネットワークの効果的な見直し ・丸尾バス停を拠点とした観光客の観光回遊を促進する周遊バスサービスの導入 ・霧島市の拠点の1つであり鹿児島県の玄関口でもある「鹿児島空港」を拠点とした公共交通情報の発信強化 ・公共交通全体の利便性向上に向けた乗り継ぎ利便性の向上 <p>③市内主要JR駅のバリアフリー化</p> <p>④公共交通不便地域におけるコミュニティバスの実証運行</p> <p>≪地域公共交通の利用促進≫</p> <p>①公共交通啓発チラシや広報誌等の活用、地域公共交通の利用実態報告の検証</p> <p>②公共交通マップの作成</p> <p>③交通結節点となるバス停の新設や改善など</p> <p>④住民座談会等を通じた直接的コミュニケーションによる利用促進活動の実施</p> <p>⑤公共交通に関する総合的な情報発信・PR強化</p> <p>⑥モビリティ・マネジメント・プログラムの実施</p> <p>⑦ICTを活用した効率的な公共交通情報の提供の検討・実施</p> <p>⑧他機関との連携</p>

3-3 霧島市公共施設管理計画

策定年月	平成27年（2015年）3月	
対象期間	平成27年（2015年）度からの40年間（5年ごとの見直し）	
都市施設に関わる基本方針	＜公共施設＞	
	①地区の特性に応じた取組の推進	○地区の将来像を見据えた公共建築物の役割の明確化および計画の策定 ○市民・有識者等の参画による計画の推進
	②ニーズの変化に対応した適切なサービスの提供	○ニーズの把握 ○効果的な手法の検討・実施 ○見直しに伴う市民への影響の把握・対応
	③維持管理や更新コストの縮減	○施設保有量の見直し・適正化（総量縮減） ○施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化の推進） ○施設運営の見直し（財源確保） ○ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策の検討（維持管理業務効率化）
	④市民との協働・民間活力の活用	○市民団体、地域住民との協働 ○受益者負担の適正化 ○民間活力の活用 ○民間施設の活用 ○民間サービスの誘致 ○財源確保のための取組 ○発注方法や長期包括契約など契約上の工夫の整理
	⑤総合的な取組の推進	○推進体制の強化 ○庁内連携の強化
	＜土木・インフラ施設＞	
	①長寿命化等の推進	○適切な点検・診断等による健全なインフラの維持 ○財政運営の方向性を踏まえつつ、予防保全の考え方の導入によるライフサイクルコストの縮減・平準化
	②市民との協働・民間活力の活用	○市民との協働によるインフラの安全性の確保及び快適な環境の創出 ○民間のノウハウ等の活用
	③維持管理手法の見直し	○維持管理に係る情報の蓄積・共有化・見える化 ○新技術等導入等による維持管理業務の効率化 ○使用料金の適正化による財源確保
④適切な管理水準及びサービス提供のあり方の検討	○将来の地域づくりの方向性を踏まえた管理のあり方に係る検討 ○代替施設によるサービス提供に係る検討	

公共建築物
(取組推進
に当たり留
意すべきこ
と)

《市街地》

- 一定の範囲内に多くの施設が立地する市街地では、施設が保有する機能に着目した見直しを重点的に進め、施設の廃止や複合化・多機能化等を推進し、施設の総量縮減を図ります。特に総量の多い公営住宅の廃止・除却を推進します。
- 積極的に民間活力の導入を図ることで財源の確保を図っていきます。
- 施設の特性を踏まえ、幅広い世代、団体に開放することで、希薄化する市街地における地域コミュニティ活動の活性化を促すなど、地域づくりに資する取組を推進します。

《中山間地域》

- 人口減少・少子高齢化が進行する中山間地域では、地域実態や市民ニーズの変化に留意しつつ、施設が保有する機能に着目した見直しを進め、総量の縮減を進めます。
- 具体的には、地区の拠点となるエリア（以下、「地区の拠点」という。）を定め、地区が保有すべき機能を地区の拠点に集約化することで、地区全体の総量を縮減しながら最低限必要な公共建築物を保有し、サービスをできるかぎり維持していきます。

拠点の機能・役割イメージ

コミュニティの拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の住民、多様な組織（地区自治公民館、子ども会、老人会、NPO法人等）、行政職員など、幅広い主体、年齢層の方々が、交流を図ることができる。 ・路線バス、ふれあいバス等の公共交通の待合所、放課後の児童と親の待ち合わせ場所、買物や通院後に立ち寄り一息つける場所など、地区の方々が滞留できる。 <p>（例：庁舎等のエントランスをサロンとして地域住民に開放したり、空きスペースを図書館・学習室・多目的スペースとして活用することで子どもからお年寄りまでが、日常的に触れ合う場を創出する等）</p>
生活サービスの拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット等の買物施設、医療機関・病院、金融機関等、生活に必要な施設が歩いて動ける範囲内に立地し、自動車を自由に使えない高齢者等でも拠点を訪れることでこれらの必要なサービスを楽しむことができる。
交通の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を自由に使えない高齢者等が、地区の拠点と周辺部を移動する手段を確保するとともに、市街地又は近隣市とを結ぶ交通結節点としての役割を担う。

《相互連携の推進》

- 市街地、中山間地域それぞれが課題解決に取り組みながら、1つの拠点では確保できない機能は、複数の拠点又は市全体として補完していくことを目指します。
- 必要に応じて移動手段を検討することなどにより、施設の共有、集積、相互利用、地区や近隣市町の境界を越えた連携・交流、国や県との役割分担などを推進していきます。
- 市民のニーズを的確に把握して提供するサービスを不断に見直すほか、全庁横断的な取組として柔軟に対応します。

<p>土木インフラ(取組推進に当たって留意すべきこと)</p>	<p>○一部の土木インフラについては、地区・地域によって整備状況が異なり、今後も必要な整備を計画的に推進していきますが、人口動態の推移、ニーズの変化、維持管理や更新に係るコスト負担の増大等を見据え、必要に応じて整備計画の見直しを行います。</p> <p>○個々の土木インフラの維持管理等は、それぞれの所管課が、健全性の維持やライフサイクルコストの縮減等を目的として策定された長寿命化計画等に基づき推進していきますが、直面する課題等はそれぞれ共通する側面もあることから、本市の公共施設マネジメントの企画・調整を担当する事務局及び所管課等を中心にして、庁内横断的にその対応方策を検討していきます。なお、手法においては効率性を念頭に検討を行います。</p> <p>○土木インフラの管理を効率的かつ適切に行うため、現状や課題、今後必要とされる取組等をわかりやすく伝え、更なる市民の理解や信頼の構築を図り、市民や地域、企業等との連携を強化していきます。</p>
---------------------------------	---

3-4 霧島市景観計画

策定年月	平成24年(2012年)9月	
景観形成の目標・基本方針	<p>目標 「大自然と人の営みがつくる 地域魅力の織りなす美しい霧島市」</p> <p>方針Ⅰ 霧島市固有の大地の美しさを感じられる景観形成</p> <p>方針Ⅱ 自然と調和した心地よさを感じられる魅力ある市街地景観形成</p> <p>方針Ⅲ 豊かさと温もりを感じられる色彩豊かな景観形成</p> <p>方針Ⅳ 歴史・文化を未来へつなぐ景観形成</p> <p>方針Ⅴ 住民や地域が主体となった景観形成</p>	
区分別方針	<景域>	
	まちの景域 (市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリア)	<ul style="list-style-type: none"> 天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまとまりある市街地景観の形成を図ります。 特に、商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。
	里の景域 (彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリア)	<ul style="list-style-type: none"> 農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。
	山の景域 (活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリア)	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。
	平地の景域 (広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリア)	<ul style="list-style-type: none"> 大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。
	錦江湾沿いの景域 (錦江湾の海辺に面するエリア)	<ul style="list-style-type: none"> 海とそこに浮かぶ桜島・神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。
	<軸・ルート>	
	河川景観軸 ・天降川沿川 ・霧島川沿川	<ul style="list-style-type: none"> 上流から下流まで、清流とともに創り出されている美しい水辺の景観の保全・形成を図るとともに、水辺に親しむ視点場等の整備を推進します。
	鉄道ルート ・JR日豊本線 ・JR肥薩線	<ul style="list-style-type: none"> 沿線地域を中心に官民一体となり、日常的な利用者には季節の変化を、来訪者には地域の「おもてなしの心」が感じられる車窓からの見え方に配慮した景観形成に取り組み、本市の多様な景観を通じた地域の魅力発信に努めます。
	回遊ルート ・国道223号 ・県道国分霧島線	<ul style="list-style-type: none"> 美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。
	錦江湾沿いルート ・東九州自動車道 ・国道10号 ・国道220号	<ul style="list-style-type: none"> 錦江湾や桜島への眺望及び本市の地形が生み出す特徴的な景観を連続的に見ることのできる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。
	歴史の道ルート ・城山1号線 ・御里～国分高校前線 ・県道日当山敷根線 ・参宮2号線 ・参宮1号線 ・神宮～内山田線	<ul style="list-style-type: none"> 地域固有の歴史を今に伝える重要なルートとして、沿道及び周囲の歴史的な地域資源を活かした景観形成を図ります。

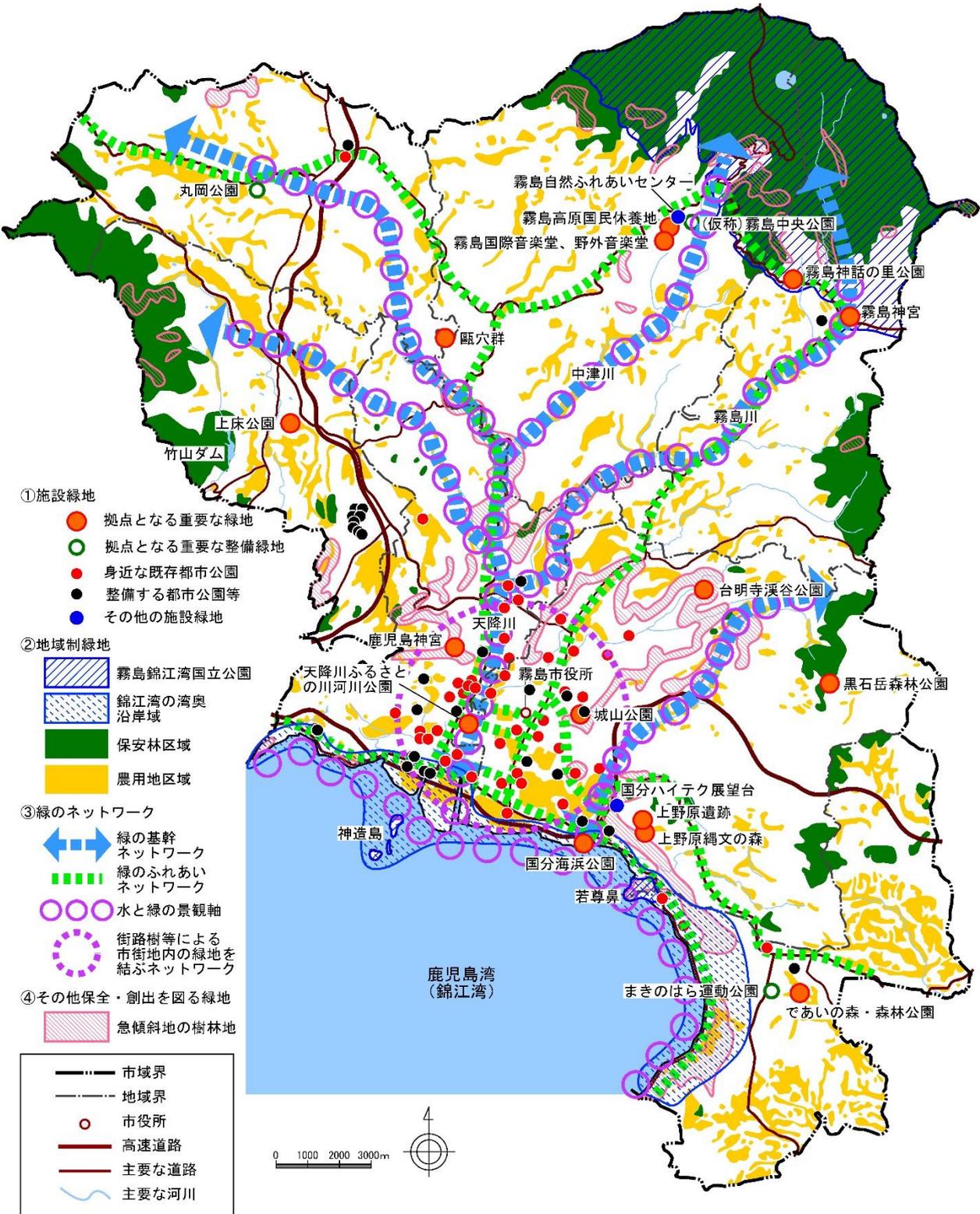


■ 景観分類図

資料:霧島市景観計画

3-5 霧島市緑の基本計画

策定年月	平成25年(2013年)3月	
目標年次	令和2年(2020年)度	
基本理念 将来像等	◇基本理念 きりしまの豊かな緑を活かした、連携と協働による緑のまちづくり ◇将来像 みんなでつくる四季を彩るみどり(花・水・緑)のまち きりしま ◇目標人口 令和2年(2020年)度 130,000人	
基本方針・施策		
	基本方針	施策
	1 豊かな森林や火山地形と錦江湾水際の緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島錦江湾国立公園の規制遵守 ・保安林の保全と森林機能の持続的発揮 ・生物多様性の確保 ・自然海岸の保全と環境美化
	2 森林と海辺をつなぐ緑の基幹ネットワークをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の保全とふれあい空間の創出
	3 市民・観光ニーズに対応した多彩なふれあいの緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・都市レクリエーション拠点の整備 ・交通結節点や観光ルートの街路樹整備 ・自然レクリエーション拠点の整備 ・観光との連携
	4 身近な暮らしに根ざした潤いと活力の緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な住区基幹公園の計画的整備 ・既存公園の改善 ・道路緑化の推進 ・公共施設緑化の推進 ・ヒートアイランド現象の緩和 ・景観形成に資する緑地の形成 ・農用地の保全 ・身近な森林・樹林地の保全
	5 災害を防止し、安心・安全に暮らせる緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面緑地の保全 ・雨水の貯留機能の確保 ・公園等の防災・防犯機能の強化
	6 市民と企業と行政が協働で緑をまもり・つくる	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に関する情報の提供と意識高揚 ・市民参加による緑づくり ・民有地の緑化促進



■ 総合的な緑地の配置計画図

資料：霧島市緑の基本計画

3-6 霧島市空き家対策基本方針

策定年月	平成26年(2014年)3月																																				
基本理念	本市では空き家の現状が抱える諸問題に対して、安全性、衛生性、機能性、快適性の観点からの対策(時系列でみた段階的な対策)を講じていくこととし、「強制力をもったまちづくり」と「助成等による誘導方策」の両輪で対策を推進し、自発的な取組を促していく。																																				
空き家対策の骨格	<p style="text-align: center;">周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家問題に対する市民や所有者等の認識と理解を高めるための取組 	<p style="text-align: center;">空き家の活用・抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策事業等の整備、普及啓発 ・空き家バンクなど、空き家の利活用が促進されるための仕組みづくり 	<p style="text-align: center;">危険空き家の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急に不特定多数の市民に危険を及ぼす恐れのある空き家の規制 ・助言、指導、勧告に加え、命令、公表、行政代執行などの強制的な規制手段を考慮した対策づくり 																																		
方針と対策メニュー	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">空き家対策メニュー</th> <th>具体的に取組むもの</th> <th>計画的な推進を図るもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">周知啓発</td> <td>①所有者への啓発</td> <td>・空き家適正管理のパンフレット・ポスター</td> <td>・空き家管理等基盤強化推進事業の活用</td> </tr> <tr> <td>②空き家の状況把握</td> <td></td> <td>・定期的な空き家情報の管理</td> </tr> <tr> <td>③啓発活動・見守り体制</td> <td></td> <td>・地域ワークショップの活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">空き家の活用・抑制</td> <td>①モデル事業の普及啓発</td> <td></td> <td>・空き家再生等推進事業の活用(活用タイプ)</td> </tr> <tr> <td>②情報発信システム</td> <td>・空き家バンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③流通促進システム</td> <td>・移住定住促進事業の利用促進</td> <td>・体験宿泊施設への活用支援 ・商業施設(店舗等)への活用支援 ・農山漁村活性化事業による活用支援 ・古民家再生による活用支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">危険空き家の規制</td> <td>①規制手段の整備</td> <td>・命令、公表、行政代執行等の設定 ・危険判定基準の整備</td> <td>・危険空き家の事故防止策(業者情報、バリケードの貸し出し等)</td> </tr> <tr> <td>②条例化に基づく対応</td> <td>・空き家適正管理条例の制定</td> <td>・危険空き家撤去後の税の減免措置</td> </tr> <tr> <td>③規制の円滑化</td> <td>・解体撤去制度の普及啓発 ・民事に対するサポート体制</td> <td>・空き家再生等推進事業の活用(除却タイプ)</td> </tr> </tbody> </table>			空き家対策メニュー		具体的に取組むもの	計画的な推進を図るもの	周知啓発	①所有者への啓発	・空き家適正管理のパンフレット・ポスター	・空き家管理等基盤強化推進事業の活用	②空き家の状況把握		・定期的な空き家情報の管理	③啓発活動・見守り体制		・地域ワークショップの活用	空き家の活用・抑制	①モデル事業の普及啓発		・空き家再生等推進事業の活用(活用タイプ)	②情報発信システム	・空き家バンク		③流通促進システム	・移住定住促進事業の利用促進	・体験宿泊施設への活用支援 ・商業施設(店舗等)への活用支援 ・農山漁村活性化事業による活用支援 ・古民家再生による活用支援	危険空き家の規制	①規制手段の整備	・命令、公表、行政代執行等の設定 ・危険判定基準の整備	・危険空き家の事故防止策(業者情報、バリケードの貸し出し等)	②条例化に基づく対応	・空き家適正管理条例の制定	・危険空き家撤去後の税の減免措置	③規制の円滑化	・解体撤去制度の普及啓発 ・民事に対するサポート体制	・空き家再生等推進事業の活用(除却タイプ)
空き家対策メニュー		具体的に取組むもの	計画的な推進を図るもの																																		
周知啓発	①所有者への啓発	・空き家適正管理のパンフレット・ポスター	・空き家管理等基盤強化推進事業の活用																																		
	②空き家の状況把握		・定期的な空き家情報の管理																																		
	③啓発活動・見守り体制		・地域ワークショップの活用																																		
空き家の活用・抑制	①モデル事業の普及啓発		・空き家再生等推進事業の活用(活用タイプ)																																		
	②情報発信システム	・空き家バンク																																			
	③流通促進システム	・移住定住促進事業の利用促進	・体験宿泊施設への活用支援 ・商業施設(店舗等)への活用支援 ・農山漁村活性化事業による活用支援 ・古民家再生による活用支援																																		
危険空き家の規制	①規制手段の整備	・命令、公表、行政代執行等の設定 ・危険判定基準の整備	・危険空き家の事故防止策(業者情報、バリケードの貸し出し等)																																		
	②条例化に基づく対応	・空き家適正管理条例の制定	・危険空き家撤去後の税の減免措置																																		
	③規制の円滑化	・解体撤去制度の普及啓発 ・民事に対するサポート体制	・空き家再生等推進事業の活用(除却タイプ)																																		

3-7 霧島市空家等対策計画

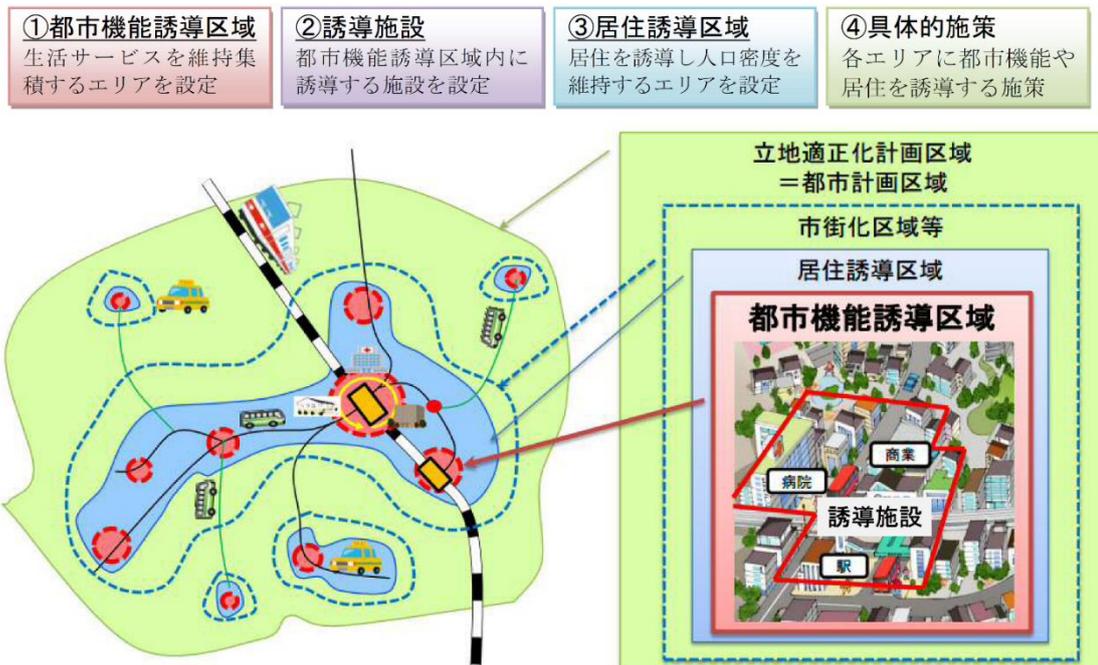
策定年月	平成29年(2017年)3月
計画期間	5年間:平成29年(2017年)~令和3年(2021年)
空家等の調査	・空家実態調査のフォローアップ、新たな空家等の情報収集
所有者等による空家等の適切な管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの責任と負担による空家等の適切な管理、放置した場合の処置等に関する情報提供 ・周辺に悪影響を及ぼしている空家等の所有者の特定、適切な管理等の促進 ・管理が困難な空家等の所有者等に対し、専門業者に関する情報を提供 ・空家等の適切な管理の重要性や管理不全の空家等がもたらす周辺地域への諸問題については、法務局や司法書士会などと連携した適正管理の促進
空家等及び空家等の跡地の活用の促進	<p><空家等の活用の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「空き家バンク」、「空き店舗等ストックバンク」の周知 ・空き家の所有者等に対する空き家対策に係る費用への支援 <p><空家等の跡地の活用の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・跡地の適切な管理の促進、市場への流通促進のための情報提供、自治会等の地域団体による管理・活用の可能性について検討

3-8 都市づくりに係る国の動向

●改正都市再生特別措置法（平成26年（2014年）8月）～立地適正化計画の制度化～

都市再生特別措置法の一部改正（平成26年8月）により、立地適正化計画が制度化されました。都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能^{※2}の立地や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして定めるものです。

立地適正化計画は都市計画区域^{※6}を対象として策定するもので、目指すべき都市構造として、一定のエリアに生活サービス機能を維持・集積するとともに、その周辺や交通路線等に居住を誘導し人口密度を維持することにより、人口減少の中でも生活サービスや地域コミュニティ^{※19}を持続的に確保するものです（コンパクト・プラス・ネットワーク）。



■ 立地適正化計画の概要図

※19 コミュニティ / 居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村、都市、地方など、生産、自治、風俗、習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

4. 都市づくりの課題

4-1 都市の基本的課題

本市を取り巻く社会環境の変化及び上位計画を踏まえると、少子高齢社会において、出生数を高めるとともに、若者が働き、住み続ける環境づくりが求められることから、都市の基本的課題は、企業立地や定住促進などの「都市活力の向上」と、それぞれの地域において安全で暮らしやすい日常生活を支える「持続可能な地域づくり」の2点で整理することができます。

(1) 都市活力の向上

①人口減少・超高齢社会への対応

都市の人口集積は、都市における活力を反映するだけでなく、将来における都市の基礎体力となるものです。本市においては、若い世代や子育て世代が生活の場として本市を選択してもらえるように、働く場の確保、子育てしやすい環境の充実、魅力ある市街地の形成など、暮らしやすい環境などを通して、人口減少に歯止めをかけていく必要があります。

また、市民アンケートにおいて、居住環境の満足度では「公共交通の利用のしやすさ」「高齢者等に配慮したバリアフリー^{※20}化」は満足度が低い一方で、重要度は高い結果となっています。

このことから、超高齢社会^{※1}において、高齢者を含むすべての市民が安心して住み続けることができるようにユニバーサルデザイン^{※21}の視点に立ち、公共交通網、医療・介護、防災などが充実した環境づくりを推進することが必要です。

※20 バリアフリー / 障害のある方が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面、制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになった。

※21 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

②地域特性を生かした産業活性化

都市の活力向上、若者の定住などを図るためには、産業の振興を図ることが重要な課題であり、エレクトロニクス^{※22}・メカトロニクス^{※23}などの先端技術産業^{※24}を柱として、地域特性を生かした他の産業との連携を高めながら、その活性化を推進していくことが必要です。

そのためには、市内に分布する様々な資源を有効的に活用するための基盤整備や交通ネットワークの形成を進めていくことが必要です。

③外出や交流の機会を高めるまちづくりの推進

若い世代から子育て世代、高齢世代までが出かけて行きたくなるような魅力ある雰囲気を持った市街地や市民が日常的に交流できるような身近な憩いの場など、賑わいを創出する都市づくりを推進することが必要です。

④地域個性のある景観の創出

霧島山などの自然資源、鹿児島神宮や霧島神宮などの歴史資源のほか、温泉郷など多くの地域資源について、地域特有の景観を創出し、観光・レクリエーションの場を形成する必要があります。

また、一つひとつの資源の活用に合わせて、様々な体験のシナリオづくりなど、時間を使って楽しみ、また憩うことができる魅力ある観光地づくりを進め、これらを結ぶネットワークを構築することが必要です。

※22 エレクトロニクス / 集積回路 (IC) などを用いた半導体やコンピューターを扱う産業。

※23 メカトロニクス / メカニクス (機械工学) とエレクトロニクス (電子工学) の合成語。

※24 先端技術産業 / その時代の最も進んだ技術を利用した産業のこと。

(2) 持続可能な地域づくり

①特色ある地域構造の形成

県下第2位の広大な市域面積を有する本市において、市民生活の場は、国分・隼人の市街地のほか総合支所等周辺を拠点とした地域にも広がっており、各地域の生活拠点は地域の経済活動を支えるとともに、周辺農地や森林の適正な保全を図る上でも重要な役割を果たしていることから、今後もコミュニティ^{※19}の維持を図るため、周辺環境と調和し、快適に暮らし続けることのできる環境維持への取組が求められます。

こうした状況を踏まえ、これまで蓄積されてきた様々な公共公益施設の効果的な活用を図るとともに、都市機能^{※2}分布に見合った拠点づくりと、都市機能を補完するネットワークの構築に取り組む必要があります。

②公共交通の充実

公共交通機関は、市民の通院、通学、買い物などの日常生活や国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流を支える社会基盤として大きな役割を果たしています。

市民の日常生活の移動手段を確保し、観光客の利便性の向上を図るため、移動内容や交通結節点^{※25}からの乗り換え需要などの利用者ニーズを適切に把握するとともに、公共公益施設の配置や交通結節点の整備などの都市づくりと連携し、効率的で効果的な地域公共交通ネットワークの構築に取り組む必要があります。

③地域特有の豊かな自然や歴史文化の継承

本市は、霧島山や、天降川をはじめとする大小の河川、その流域に広がる豊かな田園などの自然、また、多くの歴史的文化遺産を有しています。

これらの自然や歴史・文化を貴重な財産として次世代に継承するため、適切な保全に努める必要があります。

※25 交通結節点 / 鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車からの徒歩やそのほかの交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通導線が集中的に結節する箇所。

④災害に対する安全性の高いまちづくり

近年、突発的で局地的な豪雨や、台風の大型化による記録的な大雨による土砂災害、冠水・浸水被害が発生しているほか、南海トラフ地震や桜島・錦江湾直下型地震等による津波、新燃岳・御鉢の噴火に伴う火山災害等が懸念されています。

このような状況を踏まえ、市民が安心して日々の生活を送るうえで、自然災害や火災などに対し地域防災力を強化することは、都市づくりの根幹であることから、地域防災計画^{※26}と連動したハード・ソフト一体となった防災・減災対策を推進することが必要です。

⑤民間活力を活かした都市づくり

都市づくりを取り巻く環境は、人口減少社会の到来のなか、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化など絶えず変化を続けています。

このような中、都市機能^{※2}の集約及び複合化をさらに推進することや、行政主体の都市づくりから民間の活力を活かした都市経営の効率化が求められます。

こうした状況を踏まえ、今後の都市づくりにおいては、これまで以上に地域の特性や課題を把握し、民間の新たな取組や柔軟性のあるポテンシャルを都市づくりの効率化に活かし、暮らしや産業が維持・充実するような土地利用誘導や基盤整備を推進していくことが必要です。

※26 地域防災計画 / 災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示している。平成19年(2007年)3月作成。

4-2 都市計画上の課題

都市計画上の課題は、前述の都市の基本的課題とともに、各課ヒアリングを踏まえ、都市計画の分野別に整理します。

(1) 土地利用

区分	現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> 国分、溝辺、横川、牧園、隼人、福山に都市計画区域^{※6}を定めている。 都市計画区域再編の検討を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域の再編について、地元住民との合意形成
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> 国分、溝辺、隼人の都市計画用途地域^{※7}を定めている。 国分及び隼人の市街地近郊で民間開発が進行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国分市街地と隼人市街地との連携・強化 ○都市機能^{※2}・居住を適正に誘導するエリアの検討
商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点に都市機能を集約するため、隼人駅東地区土地区画整理事業^{※27}を実施している。 国分中央地区では遊休不動産の活用が停滞。 市民アンケートでは、国分駅・隼人駅周辺だけでなく郊外、各総合支所周辺などへの商業施設誘導が望まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○隼人駅東地区土地区画整理事業区域への都市機能立地の推進 ○国分中央地区における遊休不動産の活用 ○霧島市公共施設管理計画^{※12}の推進と拡充
近隣商業地	<ul style="list-style-type: none"> 隼人駅西側の駅前商店街の賑わいが低下している。 一般県道北永野田小浜線沿線で道路境界から25m以降が第一種中高層住居専用地域の箇所は、建築可能な建物用途が少ないため、商業・業務施設の立地が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○隼人駅西側の駅前商店街の活力の向上 ○用途地域の見直し検討
沿道商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> 国分駅西側の都市計画道路^{※14}向花清水線の沿道、都市計画道路野口線（一般県道北永野田小浜線）の川跡交差点から見次交差点に至る沿道、国道223号の見次交差点から隼人東インターチェンジに至る沿道では商業施設が立地している。 国道10号の主要地方道国分霧島線との交差点から国道223号との交差点に至る沿道及び主要地方道国分霧島線の国道10号との交差点から川跡交差点に至る沿道では商業施設が立地している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○野口線の道路未整備区間の整備促進 ○幹線道路の沿道における商業・業務用地の利用促進

※27 土地区画整理事業 / 道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設を整備、改善し、宅地の区画や形状を整える市街地開発事業。

区分	現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化が進行している。（特に中山間地域） ・低層住居専用地域内は狭隘道路が多い。 ・国分及び隼人地域は、民間開発による宅地造成が進行している。 ・市民アンケートでは、各地域の地理的条件や都市施設^{※13}の配置状況など地区特性に配慮した誘導が必要であることがうかがわれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○若者や子育て世代にとっても魅力ある住環境の形成 ○低層住宅地における良好な住環境の形成 ○一般住宅地における中低層住宅地の維持・保全
工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域に点在する大小の工業地に低・未利用地がある。 ・隼人港周辺は広域交通の利便性を生かして、工業用地の検討を行った。 ・市民アンケートでは、周辺環境に配慮した工場の環境対策、企業誘致のための先行的な道路整備が望まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○工業地における低・未利用地への企業立地の促進 ○周辺環境に配慮した新たな工業用地と交通アクセスの確保
流通業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道の国分インターチェンジ、隼人東インターチェンジ及び隼人港周辺における流通業務地の検討を行った。 ・鹿児島空港に面する国道504号沿道においては、流通業務施設が立地している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市的土地利用と農用地保全との調整
用途地域無指定地域（白地地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地への農地転用^{※28}が増加している。 ・用途地域周辺の白地地域^{※29}について、用途地域指定の検討を行っている。 ・白地地域の土地利用の適正化について検討を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市的土地利用と農用地保全との調整
農地・森林	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の農地転用面積は、白地地域が約4割、都市計画区域外が4割であり、特に、国分及び隼人の白地地域での住宅用地転用が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市的土地利用と自然環境との調和

※28 農地転用 / 農地を宅地など農地以外の土地利用に転換すること。

※29 白地地域 / 本計画における白地地域とは、用途地域無指定地域を指す。

※30 都市再生整備計画事業 / 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業。

※31 霧島市土地利用対策要綱 / 開発行為に対して一定の基準を定め、これについて必要な指導及び調整を総合的に行うことにより無秩序な開発を防止し、良好な自然環境を保護するとともに、市民の安全と快適な生活空間の建設を実現することを目的とする。平成17年（2005年）11月制定。

※32 霧島市地域公共交通網形成計画 / 「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「地域公共交通のマスタープラン」としての役割を果たすもの。平成28年（2016年）3月策定。

※33 ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

(2) 市街地整備・住環境整備

現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
<p>(市街地整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国分駅、隼人駅周辺の市街地において、都市再生整備計画事業^{※30}や土地区画整理事業^{※27}を実施している。 <p>(住環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隼人地域・溝辺地域において、良好な宅地の供給に資する土地区画整理事業を実施している。 ・霧島市土地利用対策要綱^{※31}に基づき、民間開発の指導・調整を行っている。 ・中山間地域においては人口減少が顕著である。 ・市民アンケートでは、「空き地や空き施設を有効利用し、市街地の拡大は極力避ける」の意見が約5割と最も多い。ただし、溝辺と福山では、「良好なまちづくりや開発であれば、多少の(市街地の)拡大は構わない」との意見が最も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地における買い物客の利便性向上の施策の検討 ○隼人駅西側の市街地活性化についての検討 ○まちなかにおける都市型住宅や高齢者向け住宅等の供給促進 ○中山間地域の快適な住環境整備の検討(都市のコンパクト化と中山間地域の定住促進の調整)

(3) 都市施設等

区分	現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・広域間連絡道路(東九州自動車道等)の整備促進に向けた要請を行っている。 ・国分と隼人を結ぶ新川北線等の都市計画道路^{※14}を整備中である。 ・都市計画道路の整備は長期化している。 ・見次交差点、木之房交差点、隼人塚踏切等で交通渋滞が発生している。 ・市民アンケートでは、道路の交通円滑化、狭い生活道路の解消を望む意見が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣市町、空港、鉄道駅、主要観光地などを結ぶ広域交通ネットワークの形成に向けた検討 ○幹線道路の整備構想の構築と実施計画の見直し ○交通渋滞箇所の解消 ○日常生活に支障を来たす狭隘道路の解消
公共交通	<p>(公共交通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧島市地域公共交通網形成計画^{※32}に基づく施策を実施している。 ・ふれあいバス^{※33}利用者数(2008~2017年)は市内全域で減少傾向である。 ・鉄道乗降客(2012~2016年)は、国分・表木山・植村・大隅横川の4駅で増加傾向であるが、隼人をはじめ7駅では減少傾向である。 <p>(駅前広場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国分駅では駐輪場、隼人駅では自動車駐車場と駐輪場を維持管理している。 ・市民アンケートでは、「地域公共交通の充実」は回答の6割を超え、次いで「駅周辺や市街地での駐車場・駐輪場の整備」が3割の順である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のニーズに即し、利便性の高い公共交通に向けた官民一体の取組 ○中山間地域における交通と農林業施策との連携の検討 ○駅などの交通結節点^{※25}における交流機能の強化 ○隼人駅東口駅前広場における効果的な交通機能の整備

区分	現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
公園・緑地	(公園・緑地) <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園は、国分・横川で100%、隼人で73%の供用率となっている。 ・霧島市緑の基本計画^{※34}に基づき街区公園の整備、既存公園の機能の充実等を行っている。 ・公園整備と河川の維持管理により水と緑の景観軸形成を進めてきた。 ・市民アンケートでは、「防災機能を備えた公園」「ジョギングや散歩のできる緑道や遊歩道」「子ども達が、容易に利用できる公園」の順に回答が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の生活環境のニーズを踏まえた公園・緑地の整備 ○霧島市公園施設長寿命化計画^{※35}に基づく施設の改修と維持管理 ○公園・緑地の維持管理や有効活用について、市民の積極的な参加を促進
	(緑化) <ul style="list-style-type: none"> ・霧島市緑の基本計画に基づき、公共施設の緑化の推進や「花と緑あふれるまちづくり」活動への支援、景観計画に基づく民有地の緑化指導を進めている。 ・市民アンケートでは、「道路での街路樹の整備や電線類の地中化」を望む意見が4割と最も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の緑化の推進と維持管理 ○事業者等の緑化の取組に対する支援策の検討
河川・下水道	(河川) <ul style="list-style-type: none"> ・災害低減に向けて、河川の堆積土砂の除去を行っている。 ・県事業により、妙見温泉から北側の奥天降渓流域で散策道が整備され、天降川ではカヌー発着所整備が実施されている。 ・市民、行政の協働による環境保全活動として、河川の清掃・美化活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した河川改修の推進 ○河川の護岸及び水辺環境を活かした賑わいの創出
	(下水道) <ul style="list-style-type: none"> ・「かごしま生活排水処理構想2019^{※36}」や「霧島市生活排水対策推進計画^{※37}」、「霧島市下水道事業経営戦略^{※38}」に基づき、事業を推進している。 ・下水道施設の長寿命化対策や適正な維持管理を推進している。 ・浸水被害低減のため、雨水排水路整備を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道事業^{※39} 区域外での生活排水対策の推進 ○事業、維持管理の採算性を踏まえた計画的な実施 ○治水対策の継続及び公共下水道（雨水）の事業導入の検討

※34 霧島市緑の基本計画 / 都市緑地法第4条に基づき本市における緑地の保全や緑化の推進に関して、基本方針、目標、施策などを定めた基本計画。平成25年（2013年）3月策定。

※35 霧島市公園施設長寿命化計画 / 公園施設の事故等を未然に防ぎ、長持ちさせるための維持管理や、適切な時期での施設更新を進めるために策定した計画。平成26年（2014年）3月策定。

※36 かごしま生活排水処理構想2019 / 生活排水処理施設の早期整備を図るとともに、自然災害に備えた事業継続計画の策定や耐震化等も盛り込み、施設の「広域化・共同化」も視野に入れながら、将来にわたって持続可能な生活排水処理施設の運営管理を図ることを目的とする。平成31年（2019年）3月に鹿児島県が策定。

※37 霧島市生活排水対策推進計画 / 生活排水を適正に処理し、市民に対し生活排水対策の必要性について啓発を行うとともに、河川水質の改善、湾奥の環境基準点での環境基準（COD）の達成を目指すことにとどまらず、流れる水に清流がよみがえり、鮎などの魚が泳ぎ回る、澄んだ川の復活と人々が親しめるきれいな水辺の確保を目的とする。平成20年（2008年）3月策定。

※38 霧島市下水道事業経営戦略 / 下水道事業が将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るための中長期的な経営の基本計画である経営戦略。平成30年（2018年）8月策定。

※39 公共下水道事業 / 汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業。

区分	現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
供給・処理施設	<p>(汚物処理場・ごみ焼却場・市場・火葬場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部し尿処理場、牧園・横川地区し尿処理場でし尿・浄化槽汚泥を処理している。 ・敷根清掃センター、伊佐北始良環境管理組合「未来館」でごみを処理している。 ・公設地方卸売市場の維持管理を行っている。 ・国分斎場、伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」で火葬を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した施設の計画的な改修と適正な維持管理 ○敷根清掃センターの施設建替え事業の円滑な推進

(4) 都市環境

区分	現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県土地利用基本計画^{※40}に基づく5地域区分の土地利用が個別規制法により制限されている。(都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域) ・民間の太陽光発電事業により、森林が減少している。 ・農林業の担い手が減少し、耕作放棄地や手入れの行き届かない荒地が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然景観に配慮した土地開発の適切な誘導 ○自然環境の有する多様な機能性の複合的な活用 ○農林業施策と連携した農地・森林の維持・保全
低炭素社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化が進行している。 ・霧島市地球温暖化対策実行計画^{※41}に基づき、公共施設の温室効果ガスの排出削減に向けた取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境への負荷を抑制するため、将来都市構造(集約型多極連携ネットワーク都市構造^{※42})の構築によるコンパクト・プラス・ネットワークの推進

※40 鹿児島県土地利用基本計画 / 国土利用計画法第9条に基づき、個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、また総合的かつ広域的見地立って取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県が定めるもの。

※41 霧島市地球温暖化対策実行計画 / 地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく計画。この計画では、市役所を一つの事業所とみなし、そこから排出される温室効果ガスの削減目標を定めている。平成20年(2008年)3月策定。

※42 集約型多極連携ネットワーク都市構造 / 本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造。(本文P.64参照)

(5) 都市景観

現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 霧島市景観条例^{※43}及び霧島市景観計画^{※44}に基づき、一定規模以上の建築物の建築や開発行為^{※45}等に対し、景観への配慮を求めている。 屋外広告物の無秩序な設置を排除するため、鹿児島県屋外広告物条例^{※46}により規制を行っている。 牧園地域の高千穂地区では、街なみ環境整備事業^{※47}などを活用した取組を行った。 霧島市天降川等河川環境保全条例^{※48}により、天降川や霧島川の貴重な水辺空間が保全されている。 市民や地域が主体となった環境美化活動が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 霧島市景観計画に基づく良好な景観の保全・形成 霧島市景観条例における育成地区及び景観重要構造物、景観重要樹木の指定の検討 協働による景観づくりの継続

(6) 都市防災

現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 近年、突発的で局地的な豪雨や、台風の大型化による記録的な大雨による土砂災害、冠水・浸水被害が発生しているほか、新燃岳・御鉢の噴火に伴う火山災害等が懸念されている。 想定外の大規模災害の発生が近年頻発している。(東日本大震災、九州北部豪雨災害、熊本地震、西日本豪雨災害など) 土砂災害(特別)警戒区域の指定箇所は、県内で鹿児島市、薩摩川内市に次いで多い都市となっている。 今後、南海トラフ地震、桜島・錦江湾直下型地震などによる津波被害も懸念される。 市民アンケートでは、「ライフライン(電気、ガス、通信、上下水道等)の強化・充実」、「河川の氾濫や浸水に対する対策」、「避難路、避難施設の整備」の順に回答が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害特性に応じた対策の推進 都市施設^{※13}の強靱化(耐震化、長寿命化など) 地域防災力を向上させる取組

※43 霧島市景観条例 / 良好な景観を保全・形成し、魅力的で活力あるまちづくりに資することを目的し、景観法に基づき、市や事業者の責務を定めている。平成24年(2012年)7月制定。

※44 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」まちづくりを目指すもの。平成24年(2012年)9月策定。

※45 開発行為 / 主として建築物の建築又は特定工作物の建設のために行う土地の区画形質の変更。(道路を新設する、一定以上の切土や盛土を行う、地目の変更にあたる造成を行うなどの行為)

※46 鹿児島県屋外広告物条例 / 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物法に基づいて屋外広告物を適正に規制するための条例。昭和39年(1964年)10月制定。

※47 街なみ環境整備事業 / 生活道路等の未整備や住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民等が住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する事業に対して助成を行う事業。

※48 霧島市天降川等河川環境保全条例 / 天降川をはじめとする市内の全ての河川について、市・市民・事業者が協働して環境保全を図り、将来の世代へ良好な状態で引き継いでいくため、それぞれの責務や水質保全の目標、対策等を定めた条例。平成19年(2007年)12月制定。

第3章

都市の将来像

1. 都市づくりの理念

都市計画マスタープランは、土地利用の誘導、都市施設^{※1}の整備等を通じて、市の行政運営の最上位計画である総合計画に示した将来都市像の実現を目指すものです。霧島市都市計画マスタープランは、第二次霧島市総合計画^{※2}に即した計画とするため、都市づくりの基本理念は、第二次霧島市総合計画で定めた『世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市』とします。

— 都市づくりの基本理念 —

世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市

2. 都市の将来像

都市づくりの基本理念を実現するための都市の将来像についても、第二次霧島市総合計画に即するため、第二次霧島市総合計画で定めた『人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう 多機能都市』とします。

— 都市の将来像 —

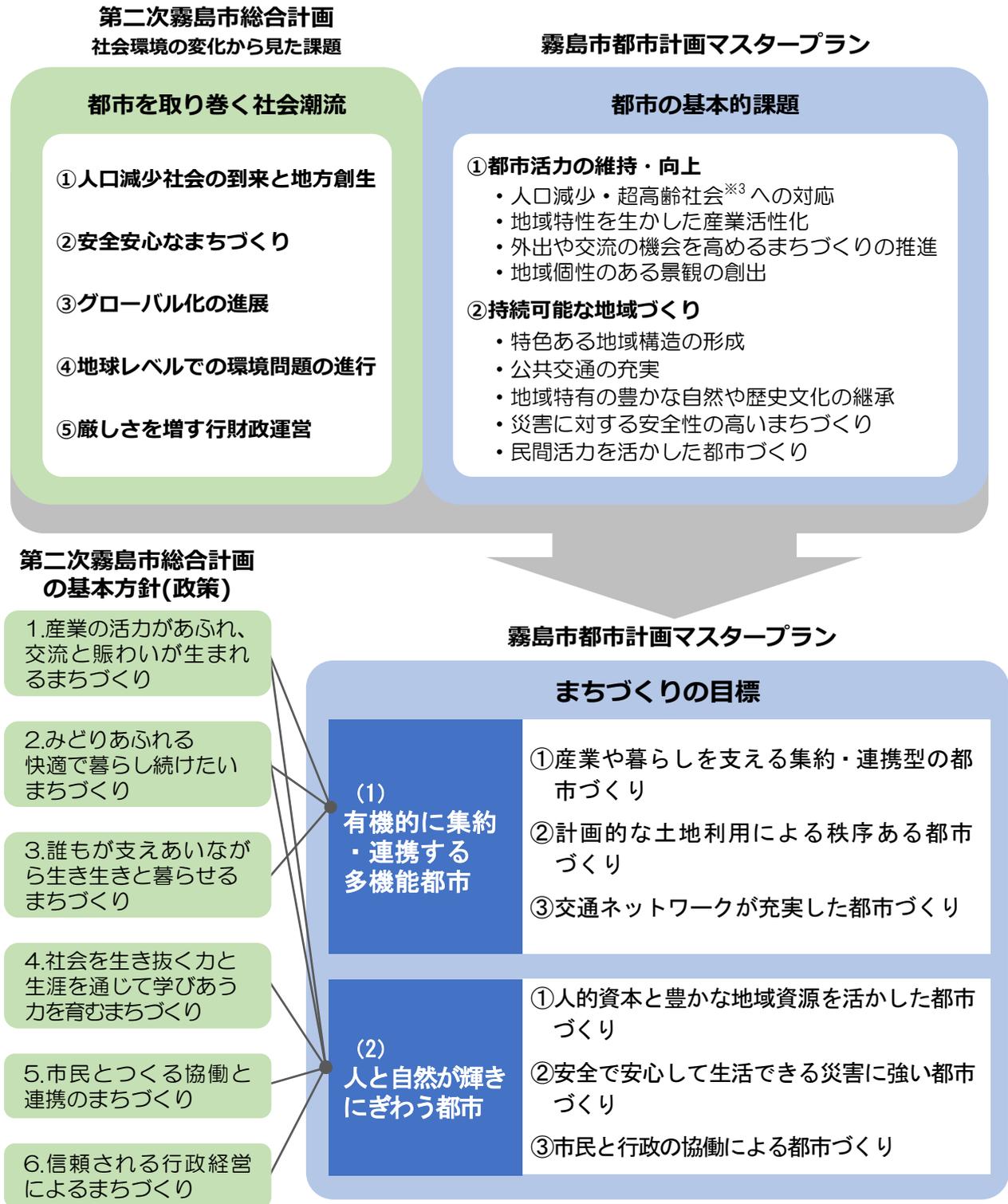
**人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう
多機能都市**

※1 都市施設 / 都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもの。交通施設（道路、鉄道、駐車場など）、公共空地（公園、緑地など）、供給・処理施設（上水道、下水道、ごみ焼却場など）、水路（河川、運河など）、教育文化施設（学校、図書館、研究施設など）、医療・社会福祉施設（病院、保育所など）、市場、と畜場、火葬場など。

※2 第二次霧島市総合計画 / 市が将来に目指すべき都市像とまちづくりの基本方針を明らかにし、その実現に向けた具体的な施策を体系的に示した上で、市民とともに考え、共有し、行動する協働と連携のまちづくりを進めていくための計画。平成30年（2018年）3月策定。

3. 都市づくりの目標

本市は、平成22年（2010年）3月に策定した霧島市都市計画マスタープランにおいて、まちづくりの目標として「多機能都市」「人と自然が輝く都市」「人が拓く都市」を掲げ、その実現を目指し諸施策に取り組んできました。その結果、これまでも多くの人が集まり、そこに暮らす人の活力によってまちの魅力が形成されてきました。よって、都市づくりに向けたこの目標は今後も引き継いでいくべきと考えます。その上で、都市を取り巻く社会潮流、都市の基本的課題、第二次霧島市総合計画^{※2}の基本方針（政策）を踏まえて設定します。



※3 超高齢社会 / 高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に、高齢化率 7%~14%を「高齢化社会」、同 14%超~21%を「高齢社会」、同 21%超が「超高齢社会」とされる。

3-1 有機的に集約・連携する多機能都市

(1) 産業や暮らしを支える集約・連携型の都市づくり

都市全体として産業の活性化や都市活力・暮らしやすさの向上を図るため、それぞれの役割に応じた都市機能^{※4}を有する拠点形成を図るとともに、広大な市域全体が有機的なつながりを持ち、拠点相互が補完しあう集約・連携型の都市構造の構築を目指します。

(2) 計画的な土地利用による秩序ある都市づくり

都市構造を踏まえた土地利用の方向性を明確にし、居住地と勤務地が近接した土地利用や周辺環境に調和した工業地の形成など、住宅、商業、工業の土地利用のバランスが取れた都市づくりを目指します。

また、既存の公共公益施設のストックを最大限活用して、効率的な都市づくりに努めます。

(3) 交通ネットワークが充実した都市づくり

まちに賑わいを創出させるため、産業間の連携及び生産物の循環による経済活動の活性化、利便性の高い観光地づくりの推進に資する広域的な道路ネットワークの形成を図ります。

また、持続可能な地域社会を形成するためには「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを進めることが重要であり、地域拠点間を繋ぐ交通の役割は大きいことから、市内の各拠点間の接続により地域間交流や都市機能の補完を図るため、幹線道路の整備と公共交通ネットワークの確立を推進します。

3-2 人と自然が輝きにぎわう都市

(1) 人的資本と豊かな地域資源を活かした都市づくり

産業の活力があふれ、交流と賑わいを創出させるため、創業しやすい環境整備や多様な人材を活かした地元雇用の創出、観光客の誘致に向けた地域資源の魅力を高める取組を推進します。

また、本市が有する自然環境や歴史・文化的資源は、住む人にとっての誇りや愛着の醸成、訪れる人にとっての魅力となり、これからの都市づくりにおける基盤であり、地域活力の源となります。都市づくりにおいては、地域資源の適切な保全・活用に努めるとともに、魅力ある市街地景観の形成により、霧島市らしい都市づくりを目指します。

(2) 安全で安心して生活できる災害に強い都市づくり

災害を軽減する地域防災力の強化や避難路・避難場所の確保、高齢者をはじめ、あらゆる人にやさしい生活環境など、安心して暮らし続けることができる都市づくりを目指します。

また、災害発生時の迅速な対応、早期の都市機能の復旧が可能となるよう、浸水や土砂災害の対策、道路施設やライフライン等の都市基盤の安全対策を推進し、災害に強い都市づくりを推進します。

(3) 市民と行政の協働による都市づくり

公園や身近な道路の維持管理など、地域コミュニティ^{※5}による生活環境の向上に向けた自主的な取組や都市づくりに対する提案など、地域が主体となった取組を支援し、市民と行政がともに地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進します。

※4 都市機能 / 居住、商業、工業、文化、教育、医療、保健、福祉、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

※5 コミュニティ / 居住地域を同じくし、利害をともにする共同体。町村、都市、地方など、生産、自治、風俗、習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

4. 将来目標人口

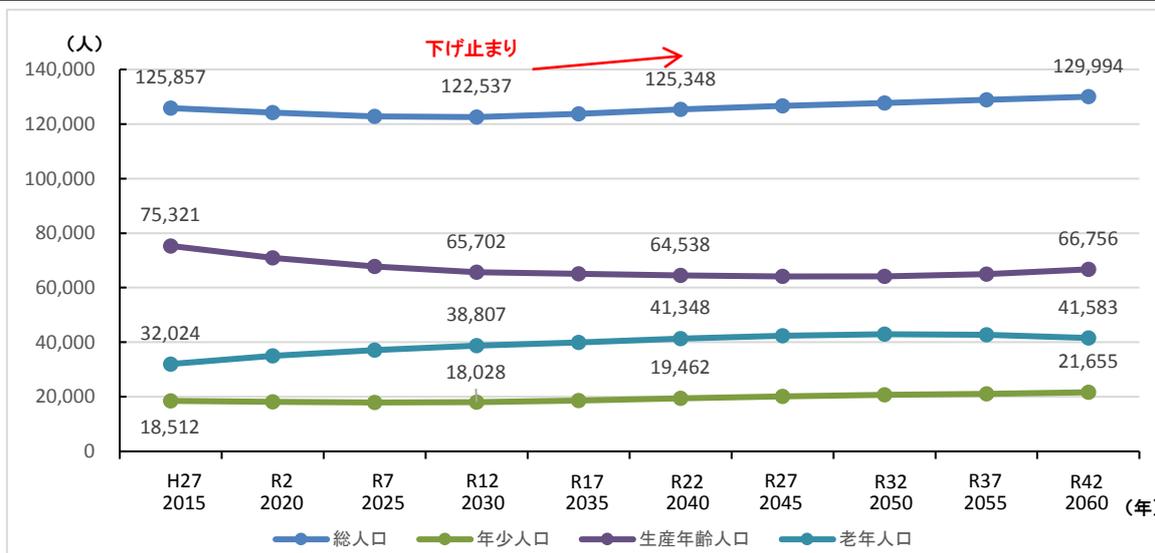
4-1 上位関連計画での目標人口

(1) 人口ビジョン

霧島市ふるさと創生人口ビジョン^{※6}においては、以下の前提条件に基づき、総人口は令和42年（2060年）に約130,000人を目標として設定しています。

〈人口ビジョンの前提条件〉

合計特殊出生率 向上	① 基準値（現状）1.73 から2025年に1.88に引き上げ。 以降は、段階的に引き上げ、2040年に2.1へ。
移住者 受け入れ	② 2025年まで毎年120世帯、2030年まで毎年180世帯、2031年以降は毎年260世帯が移住。 移住内訳：「25～44歳」の夫婦、子ども（15歳未満）1人の世帯 55% 「45～64歳」の夫婦世帯。（子どもは移住しない） 35% 「65～74歳」の夫婦世帯。（子どもは移住しない） 10%
人口流出抑制	③ 高校卒業時の就職者の市内就職率 2025年まで40%、2030年まで45%、2035年まで50%、2036年以降60% ④ 大学等（第一工大・短大、高専）卒業時の就職者の市内就職率：2025年まで15%、2030年まで25%、2035年まで30%、2036年以降35%



資料：霧島市ふるさと創生人口ビジョン（2020年3月策定）

(2) 第二次霧島市総合計画

本計画の上位計画となる第二次霧島市総合計画^{※2}においては、平成27年（2015年）10月に策定した「霧島市ふるさと創生総合戦略^{※7}」に掲げる各種取組を着実に推進することにより、合計特殊出生率の上昇に伴う自然増、移住定住者数や若者の地元就職率の増加に伴う社会増を目指すこととし、計画最終年度の令和9年（2027年）の目標人口を127,000人としています。

4-2 本計画での将来人口

上位計画の第二次霧島市総合計画が、人口ビジョンを前提としていることを踏まえ、本計画における将来人口は、令和42年（2060年）で約130,000人と設定します。

※6 霧島市ふるさと創生人口ビジョン / 霧島市ふるさと創生総合戦略の前提条件として、本市の人口の現状や課題、将来人口の推計をまとめたもの。

※7 霧島市ふるさと創生総合戦略 / 令和42年（2060年）の人口目標を13万人とし、「I まちを元気にする・人を豊かにする産業づくり」「II 訪れたい、住み続けたいまちづくり」「III 幸せな家庭づくりを支える環境づくり」「IV 暮らしやすい、暮らしたくなる地域づくり」の4つの基本目標を掲げ、これらを推進するための具体的な施策を取りまとめた戦略。

5. 将来都市構造

5-1 基本的な考え方

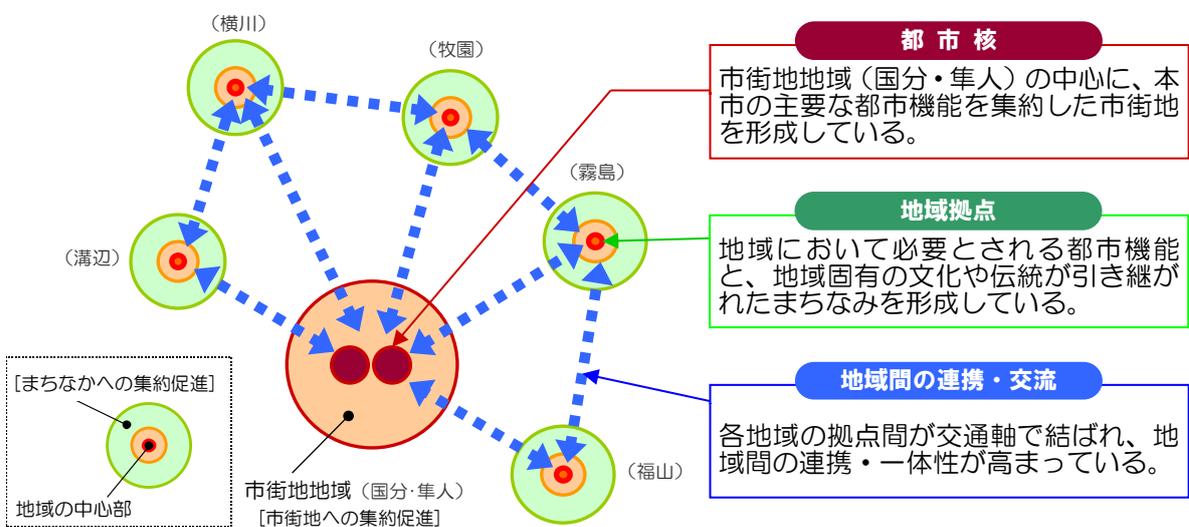
本市は、平成22年(2010年)3月に策定した霧島市都市計画マスタープランにおいて、都市づくりの目標を実現し、市域の均衡ある発展を図る観点から、市街地の集約促進を基本とした『集約型多極連携ネットワーク都市構造』を将来都市構造として掲げています。

本市の都市づくりの目標達成に向けて、国分・隼人の市街地を中心として主要な都市機能^{※4}の集積を図る「都市核」とともに、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の各地域において魅力ある定住を促進する上で日常サービスを提供する「地域拠点」の維持が必要であり、市域の一体性を高めるためには、個性ある機能分担と連携しあうネットワークの構築が必要であることから、引き続き、集約型多極連携ネットワーク都市構造の構築を目指すこととします。

本市が目指す集約型多極連携ネットワーク都市構造では、国分・隼人の2つの市街地地域の中心を本市の主要な都市機能を集約する「都市核」と位置付け、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の各総合支所等周辺地域を「地域拠点」と位置付けた上で、それぞれが個性ある機能分担を図りながら連携しあう交流ネットワークの構築を進め、市域全体での魅力と活力ある都市づくりを進めます。

<p>● 多極: 地域それぞれが自立した個性ある地域となっている。</p>	<p>● 連携: 地域が互いに連携しあい活力や賑わいが維持されている。</p>	<p>● 共生・協働: 人や環境にやさしく、地域や市民主体のまちづくりが行われている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 各地域にはまとまりのあるまちなみと豊かな自然・田園がある。 • 各地域には地域の「顔」や「中心」となる場や機能がある。 • 地域固有の文化や伝統が引き継がれている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 各地域が利便性の高い交通でネットワークされている。 • 地域の資源が活かされ、暮らし、産業、観光など多様な交流が生まれている。 • 地域の資源を有効に活かしたまちづくりが行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者や障がい者も含めて暮らしやすい。 • 地域環境に負荷をかけない。 • 多様なまちづくりの担い手が生まれている。

将来都市構造：集約型多極連携ネットワーク都市構造



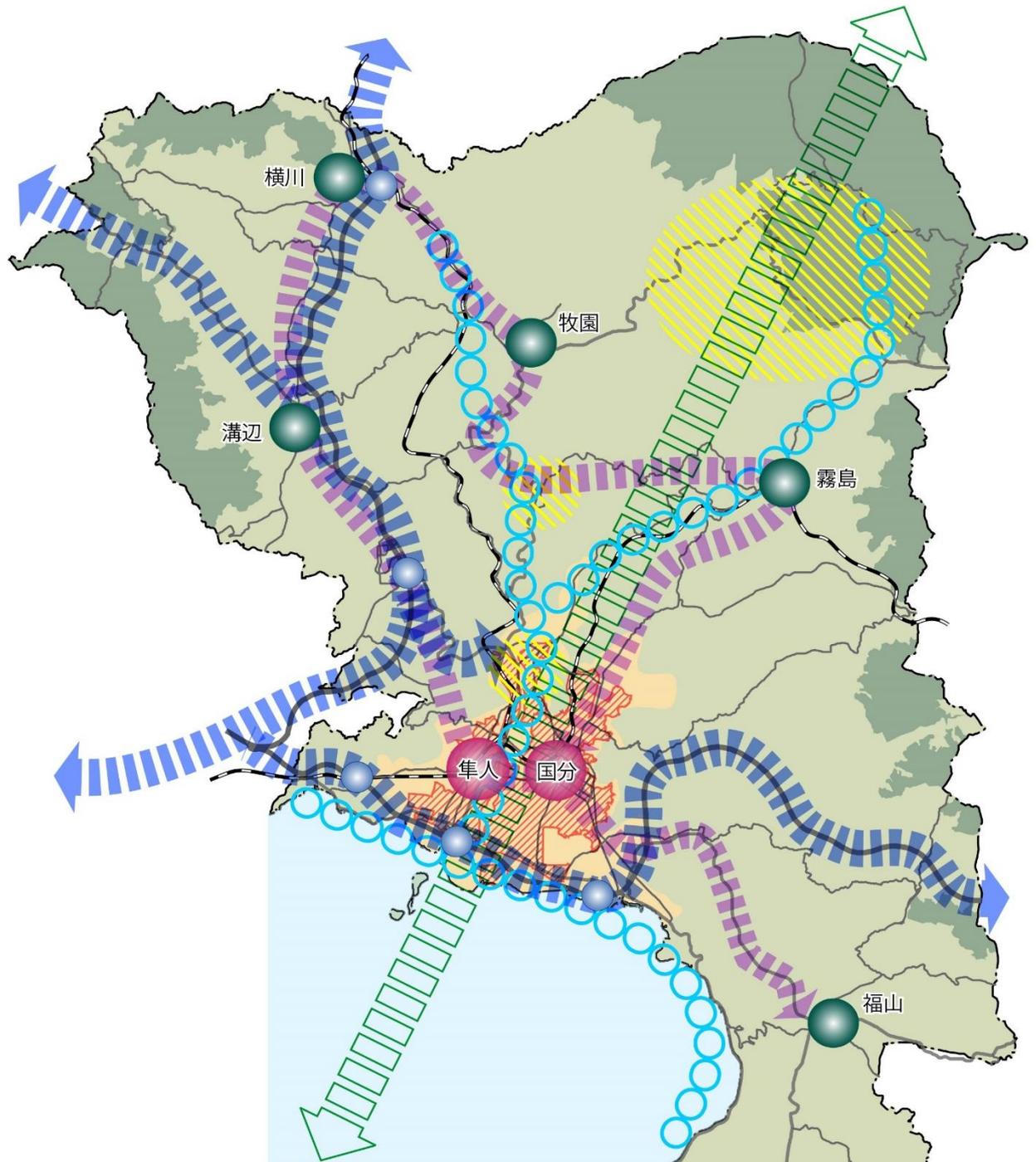
■ 集約型多極連携ネットワーク都市構造の概念図

5-2 都市構造の構成要素

都市構造は、土地利用の基本的な枠組みを示す[地域]、市民生活や生産活動、観光地等の中心として多様な都市機能^{※4}が集積する[拠点]、都市機能や地域資源など様々な交流を連携する[軸]で構成します。

(1) [地域]	機能	箇所
市街地地域	住宅立地の適正な誘導に努めるとともに、工業用地への企業立地を推進し、産業と環境が調和した地域づくりに努めます。	国分・隼人の市街地
市街地近郊地域	市街地地域への土地利用を促しつつ、関係法令に基づいた良好な住環境の形成を図ります。	市街地地域の外周部
台地・丘陵地域	中山間地域に小さな拠点を形成し、地域活動の活性化を図るとともに、里山の持つ美しい自然環境や歴史・文化的な地域資源の保全と活用を図ります。	中山間部の集落、里山
山岳地域	豊かな生態系を有する森林、溪流などの自然環境を保全します。	標高 500m以上の山岳地帯
(2) [拠点]	機能	箇所
都市核	本市の“まちの顔・玄関口”として、公共交通の結節点となる機能、行政、文化、商業・業務、サービス、医療・福祉、住居機能等、主要な都市機能を集積し拠点性の強化及び定住化の促進を図ります。	国分駅周辺、隼人駅周辺、市役所周辺、国分中心市街地、見次交差点周辺
地域拠点	地域の生活を支えるための機能を集積し、地域の中心的な役割を担う地区として、地域拠点性の維持・向上を図ります。	総合支所等周辺
広域交通拠点	アクセス性の向上や結節機能の強化により、広域交通機能の充実を図ります。	鹿児島空港、各インターチェンジ周辺
観光・レクリエーション拠点	地域資源を活かし、交流・休息・体験等ができる観光地としての中心的な役割を担うエリアとして、魅力ある観光地づくりを推進します。	国立公園とその周辺区域、温泉郷
(3) [軸]	機能	箇所
南北広域連携軸	本市と近隣市町や他県をつなぐ交流・物流の強化、災害時の緊急輸送等の確保を図ります。	九州縦貫自動車道、空港
東西広域連携軸	本市と近隣市町村や他県をつなぐ交流・物流の強化、災害時の緊急輸送等の確保を図ります。	東九州自動車道、隼人道路、北薩横断道路
地域連携軸	地域住民の日常生活における利便性・アクセス性の向上、災害時の緊急輸送等の確保を図ります。	国道 10、223、504 号主要県道等
視軸	道路や建築の計画は、この視軸を尊重した都市の形成を図るとともに、眺望景観の確保に努めます。	霧島山～錦江湾～桜島の見通し景観
水と緑の景観軸	やすらぎとふれあいのある水辺や緑の集積地を相互につなぎ、水と緑のネットワークの形成を図ります。	天降川、霧島川、錦江湾

■ 将来都市構造図



凡例

■ゾーン	
	市街地地域
	市街地近郊地域
	台地・丘陵地域
	山岳地域
■都市拠点	
	都市核
	地域拠点
	広域交通拠点
	観光・レクリエーション拠点

■都市軸	
	南北広域連携軸
	東西広域連携軸
	地域連携軸
	視軸
	水と緑の景観軸

第4章

都市づくりの 分野別方針

1. 土地利用

1-1 基本的な考え方

- ① 集約型多極連携ネットワーク都市構造^{※1}の実現に向け、都市核を中心としたまとまりのある市街地の形成を目指します。
- ② 居住や医療・福祉施設、商業等の都市機能^{※2}の市街地への緩やかな誘導とともに、用途地域^{※3}内の農地や空き地・空き家等の利活用により、計画的な土地利用の形成を図ります。

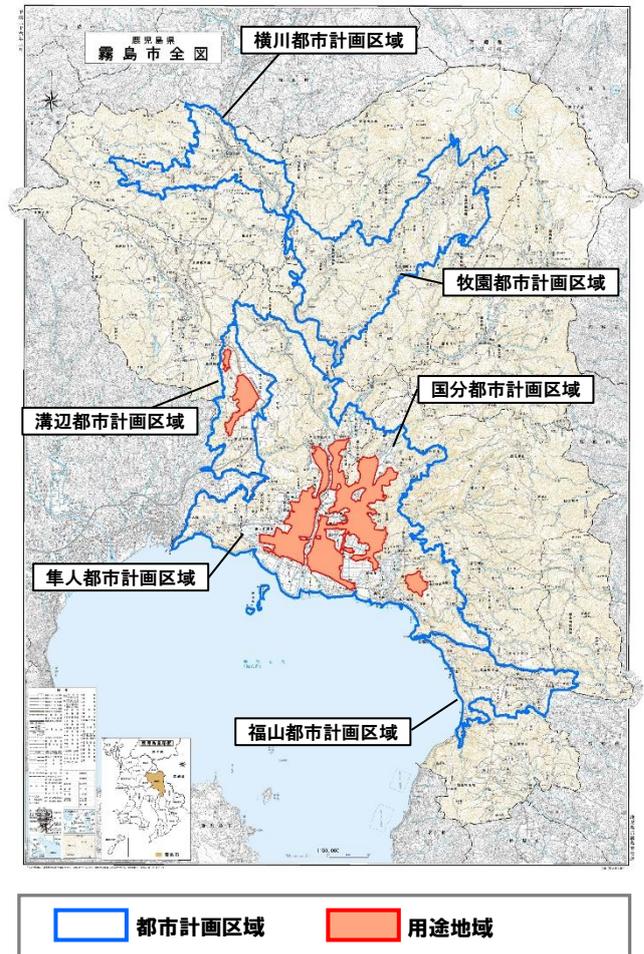
1-2 都市計画区域内の方針

(1) 用途地域の方針

1) 商業系

①商業・業務地

- i 国分駅周辺や市役所周辺を中心とした国分地域、隼人駅周辺や見次交差点周辺を中心とした隼人地域の市街地を本市の主要な商業・業務地として位置付け、現在実施中の隼人駅東地区土地区画整理事業^{※4}の推進や国分中央地区の再開発事業^{※5}の導入検討により、商業施設や業務施設等の集積を図るとともに、相互の市街地の連携を強化します。
- ii 市役所周辺における、市民会館や総合福祉センター、保健センターなどの公共公益施設が集積する地区は、機能の維持・充実を図ります。
- iii 日当山・姫城地区は、温泉郷としての観光面の機能を有していることから、観光地として魅力のある商業地域の形成を目指すとともに、周辺に住宅地が多く立地していることに十分配慮しつつ、地域に密着した商業地域を形成します。



■ 都市計画区域・用途地域図
 ※国分都市計画区域と隼人都市計画区域が接する部分の境界線は表示していません。

※1 集約型多極連携ネットワーク都市構造 / 本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造。(本文P.64参照)
 ※2 都市機能 / 居住、商業、工業、文化、教育、医療、保健、福祉、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。
 ※3 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分地域、隼人地域、溝辺地域の一部に用途地域が指定されている。
 ※4 土地区画整理事業 / 道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設を整備、改善し、宅地の区画や形状を整える市街地開発事業。
 ※5 再開発事業 / 既存の建物や施設が集積している地域で、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の改善を図るために行われる建築物・建築敷地・公共施設の整備に関する事業。

②近隣商業地

- i 見次・真孝地区等の国道 223 号沿道や都市計画道路^{※6}野口線（一般県道北永野田小浜線）の国分中央六丁目地区から見次交差点付近に至る沿道、隼人駅周辺などを、生活圏のサービス需要に対応するための近隣商業地と位置付け、効率的な配置の促進や、その機能の維持・充実とともに、国分・隼人地域の 2 つの都市核の連携・強化を図るため、エリア拡大の検討を行うなど、生活利便性の向上に努めます。

③沿道サービスゾーン

- i 都市計画道路向花清水線の国分駅西側周辺沿道や都市計画道路野口線の川跡交差点から見次交差点に至る沿道、国道 223 号の見次交差点から隼人東インターチェンジ付近に至る沿道には、ロードサイド型^{※7}の商業施設が立地していることから、沿道型商業地としての充実を図ります。
- ii 国道 10 号の主要地方道国分霧島線との交差点部から国道 223 号との交差点部に至る沿道及び主要地方道国分霧島線の国道 10 号との交差点部から川跡交差点に至る沿道は、沿道景観に十分配慮しつつ、幹線道路の商業需要に対応した商業地としての利用を図ります。

2) 住居系

①低層住宅地

- i 既存の低層住宅を主体に構成された地域を低層住宅地として位置付け、良好な住環境の維持・保全を図ります。

②一般住宅地

- i 一定規模の生活利便施設^{※8}と中低層の住宅を主体とする地域を、一般住宅地として位置付け、周辺環境との調和を図りながら利便性の高い快適な中低層住宅地としての利用を図ります。
- ii 既存の住宅や、用途地域^{※3}内の農地、空き地・空き家等の有効活用を図り、市街地における定住促進を図ります。
- iii 快適な住環境の形成と将来の住宅需要に対応するため、用途地域の見直しなどを適宜検討し、宅地の適正な誘導に努めます。

※6 都市計画道路 / 都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画で定められる道路。

※7 ロードサイド型 / 幹線道路等の沿線において、自動車でのアクセスを主な集客方法とする施設。

※8 生活利便施設 / 住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストア等。

3) 工業系

①工業地

- i 地域に点在する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持します。
- ii さらなる企業誘致を推進するため、インターチェンジ周辺の広大な土地などを対象に工業地の拡充を図ります。
- iii 工業団地については、敷地内の緑地化など、周辺の住環境や景観に配慮した整備を促進します。

②流通業務ゾーン

- i 国道 10 号の主要地方道国分霧島線との交差点から国道 223 号との交差点に至る沿道域においては、ロードサイド型^{※7} 商業施設を含めた流通拠点を配置し、東九州自動車道の国分インターチェンジ、隼人東インターチェンジ及び隼人港周辺においては、恵まれた交通利便性を生かし、流通業務地としての土地利用を検討します。
- ii 鹿児島空港に面する国道 504 号沿道においては、空港に関連する流通業務施設の拠点としての利用を図ります。

(2) 非線引き用途白地地域の方針

- ① 用途地域^{※3} 周辺において、都市的土地利用の進行が見られる区域及び、今後、都市的土地利用を推進する区域を「市街化適正誘導区域」と位置付け、農林漁業との調和を図り、治水や交通等に関する諸課題を整理しつつ、秩序ある土地利用に向けた用途地域制度や地区計画^{※9} 制度の活用等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の推進等により、良好な住環境等の形成を図ります。
- ② 建築基準法に基づく建築物形態規制地域を指定している区域については、用途地域指定を推進します。
- ③ 市街化適正誘導区域や地域拠点等を除く都市計画区域^{※10} 内の非線引き^{※11} 用途白地地域^{※12} については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、良好な集落環境や田園景観等の保全に努め、必要に応じて特定用途制限地域^{※13} 等の土地利用規制について検討します。

※9 地区計画 / 住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針（ビジョン）」や「道路、公園の配置、建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

※10 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域が指定される。

※11 非線引き / 都市計画区域内において、市街化区域と市街化調整区域が区分されていないこと。

※12 用途白地地域 / 都市計画区域内において、用途地域を指定していない地域。

※13 特定用途制限地域 / 都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市計画区域内で用途の定められていない地域（市街化調整区域を除く）及び準都市計画区域において、良好な環境確保に支障がある特定の用途の建築物等の建築を制限する制度。

1-3 農業・自然的土地利用の方針

(1) 農地

- ① 農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる農地は、農業の生産基盤としての機能を維持するとともに、市街地に隣接する農用地は、周辺部の都市的土地利用等との整合性と自然環境との調和を十分考慮したうえで、都市地域との調整を図ります。
- ② 農業の継続的な発展のため、霧島市農業振興地域整備計画^{※14}に沿った、ほ場整備や農道・用排水路等の生産基盤整備を進め、生産性の向上や優良農地の確保を図ります。

(2) 森林

- ① 森林は、水源の涵養^{かんよう}^{※15}、国土の保全、快適な環境の形成、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面的な機能を持っています。これらの機能を持続的に発揮させるために、「伐って、使って、植えて、育てる」といった、森林資源の循環利用のサイクルを推進しながら、森林の適切な維持管理を促進し、健全な森林の造成を図ります。
- ② 林業の振興のため、森林整備計画^{※16}に基づく林道などの整備を進め、森林の適切な維持管理とともに、森林の再生に努めます。
- ③ 大規模な地形改変を要する太陽光発電施設などの開発に対しては、周辺の森林環境と調和した形態や配置の誘導に努めます。

1-4 都市計画区域の再編

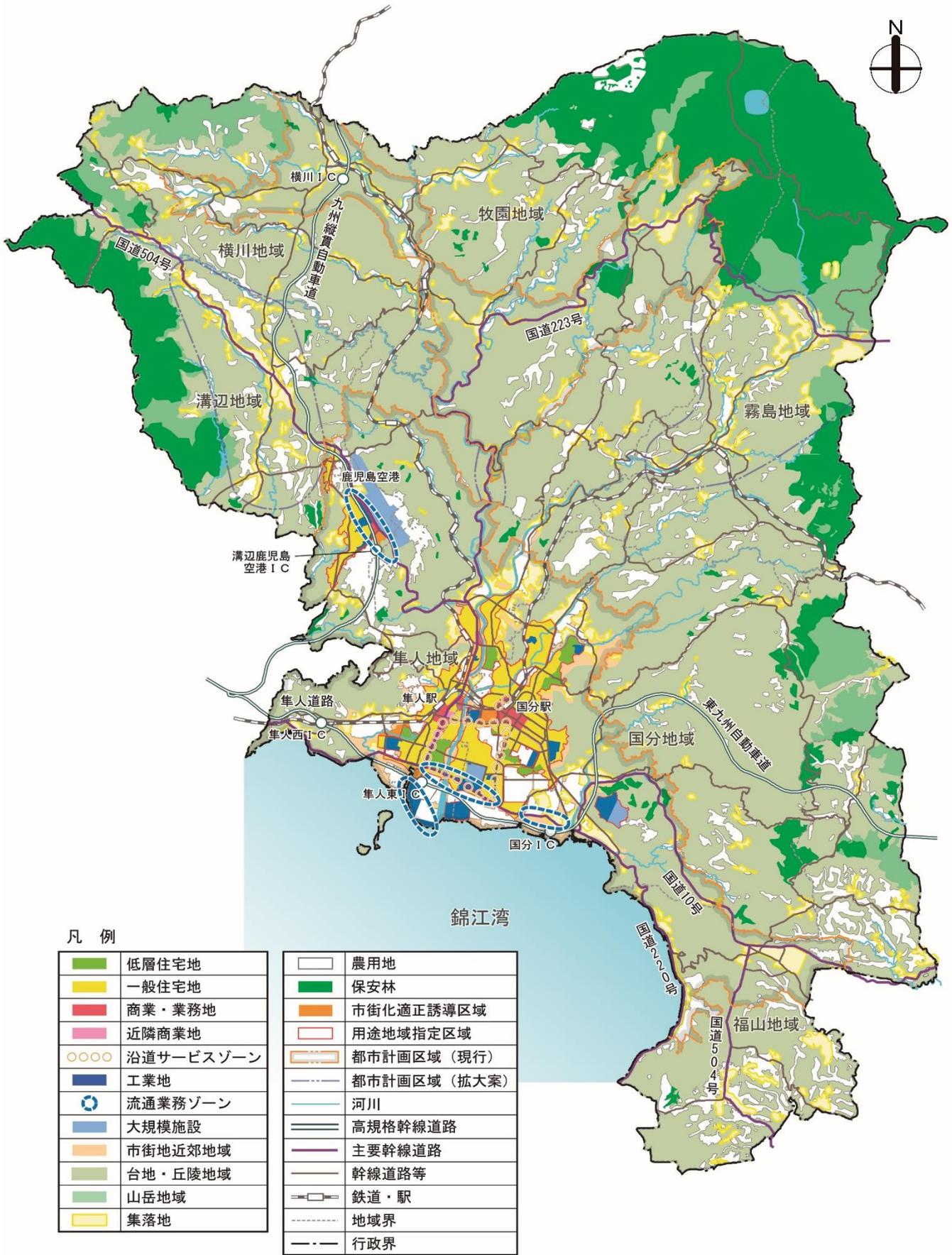
本市は、旧市町の合併により、複数の都市計画区域^{※10}が共存する状態となっておりますが、今後、一体の都市として総合的な都市計画を進めていくため、既に生活圏が形成されているまとまりのある地域をもとに、都市計画区域の見直しの検討を進め、再編を図ります。

※14 霧島市農業振興地域整備計画 / 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための総合的な農業振興の計画。平成26年(2018年)1月策定。

※15 水源の涵養(水源涵養) / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※16 森林整備計画 / 長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することを目的とした森林法に基づく制度で、国が全国森林計画、県が地域森林計画、市町村が市町村森林整備計画を策定する。森林計画では、重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、区分に応じた望ましい森林施策を誘導することとしている。

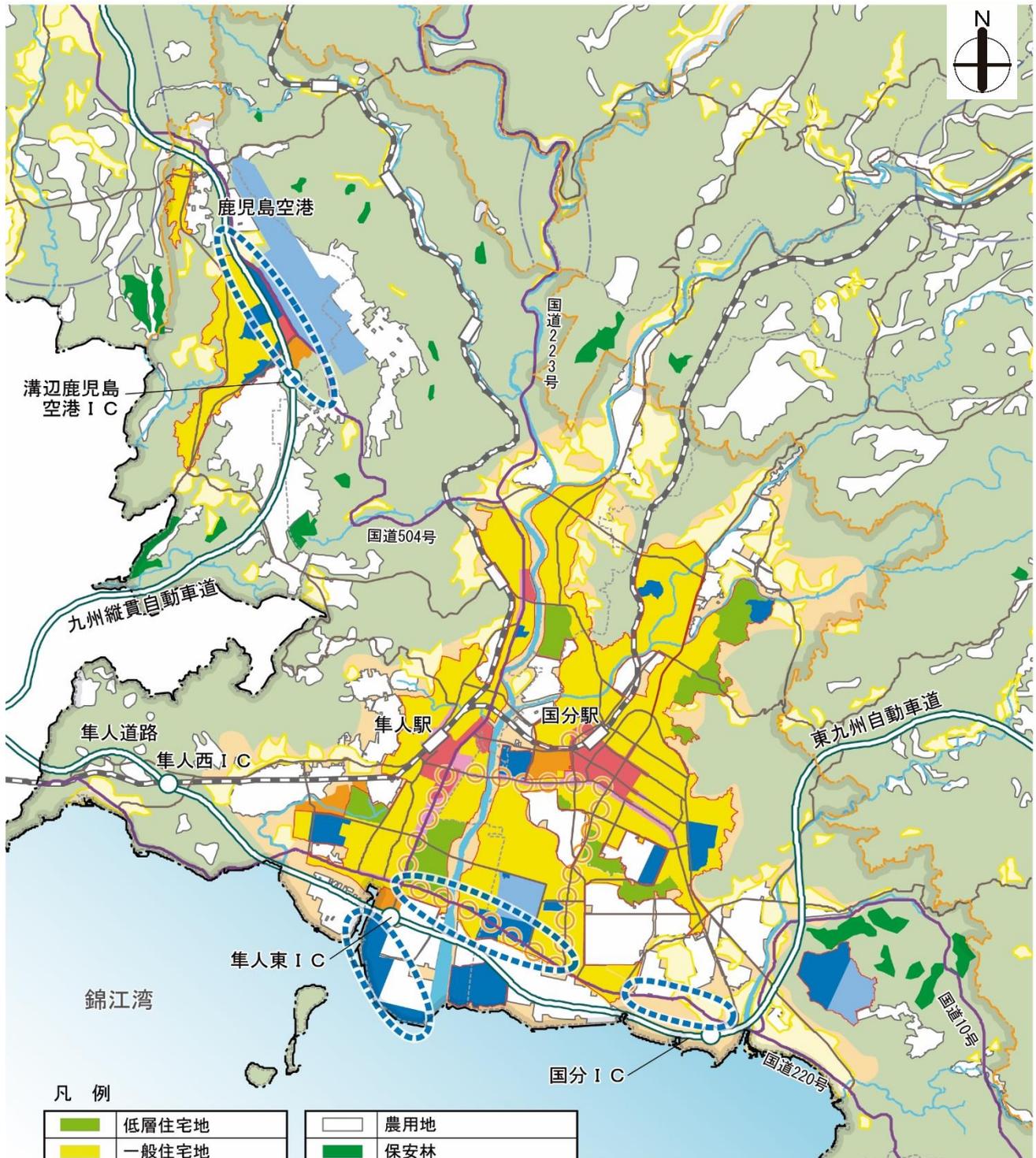
■ 土地利用方針図



凡例

	低層住宅地		農用地
	一般住宅地		保安林
	商業・業務地		市街化適正誘導区域
	近隣商業地		用途地域指定区域
	沿道サービスゾーン		都市計画区域（現行）
	工業地		都市計画区域（拡大案）
	流通業務ゾーン		河川
	大規模施設		高規格幹線道路
	市街地近郊地域		主要幹線道路
	台地・丘陵地域		幹線道路等
	山岳地域		鉄道・駅
	集落地		地域界
			行政界

■ 土地利用方針図（拡大図）



凡 例

	低層住宅地		農用地
	一般住宅地		保安林
	商業・業務地		市街化適正誘導区域
	近隣商業地		用途地域指定区域
	沿道サービスゾーン		都市計画区域（現行）
	工業地		都市計画区域（拡大案）
	流通業務ゾーン		河川
	大規模施設		高規格幹線道路
	市街地近郊地域		主要幹線道路
	台地・丘陵地域		幹線道路等
	山岳地域		鉄道・駅
	集落地		地域界
			行政界

2. 市街地整備及び住環境整備

2-1 基本的な考え方

- ① 国分駅、隼人駅周辺の市街地については、県央中核都市としての高次な都市機能^{※2}の集積と地域住民の利便性の向上、交流人口^{※17}の拡大を目指した整備を図ります。
- ② 既存の都市機能ストック、空き地、空き家等を有効活用しながら都市の再生・再構築を図り、災害に強くコンパクトな都市づくりを進めます。
- ③ 良好な居住環境が整った住宅市街地を確保するため、土地区画整理事業^{※4}などの面的整備事業を行うとともに、地区計画^{※9}、建築協定^{※18}等の規制誘導手法の導入を検討します。
- ④ 多様な個性を持つ地域特性に応じて、都市機能の維持・充実や交通利便性の向上に努めるとともに、空き地・空き家等の有効活用や自然環境を活かした快適な住環境の整備を図ります。

2-2 主要な市街地整備の方針

(1) 市街地整備の推進

- ① 国分駅周辺や市役所周辺を中心とした国分地域については、都市再生整備計画事業^{※19}により、まちの総合力・回遊性の向上や骨格道路の機能強化、安全性・防犯性の高いまちづくりを推進するとともに、面的整備手法の活用について地権者や関係者とともに検討します。
- ② 隼人駅周辺や見次交差点周辺を中心とした隼人地域については、土地区画整理事業の推進や、都市再生整備計画事業の導入により、主要な都市機能の誘導や、駅東西の回遊性を高め、にぎわい空間の創出を図ります。

(2) 土地区画整理事業の推進

- ① 隼人地域で実施中の浜之市地区土地区画整理事業、隼人駅東地区土地区画整理事業、鹿兒島空港周辺で実施中の麓第一土地区画整理事業の早期完了を目指します。
- ② 今後とも、都市基盤未整備地区では、市民や関係者の理解と協力を得ながら、面的整備事業の必要性を検討します。

※17 交流人口 / その地域に居住する定住人口に対し、通勤・通学、文化、スポーツ、買物、観光などにより地域を訪れる人口。

※18 建築協定 / 全国一律に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な欲求を満足させるため、一定の区域内において権利者の合意のもとに締結する。建物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する自主的な基準を定め、互いに守り合うことを約束する建築基準法に基づく制度。

※19 都市再生整備計画事業 / 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業。

(3) 地区計画、建築協定の活用

- ① 周辺環境と調和した市街地形成を図るため、大規模開発や面的整備事業等の実施区域においては、地区計画^{※9}、建築協定^{※18}の導入などにより、適正な土地利用の誘導を図ります。
- ② 上記以外の地域においても、地域の特性に応じた快適な都市環境の創出を図るため、地区計画等の導入を検討します。

2-3 地域の特性に応じた住環境整備

(1) まちなか居住の推進

- ① 国分駅、隼人駅周辺の市街地においては、活性化を図る視点から、買物客の回遊性向上のための整備や街なみ整備などとあわせ、都市型住宅や高齢者向け住宅等の立地を促進し、“まちなか居住”を進めます。

(2) 既成市街地の住環境の改善

- ① 道路が狭隘^{きょうあい}で木造老朽住宅の多い地域においては、住宅の建替えにあわせた狭隘^{きょうあい}道路の解消やオープンスペースの確保、住宅等の建築物の耐震化・不燃化等により、安全で快適な住環境の形成を図ります。

(3) 郊外における住宅地の整備

- ① 市街地近郊地域における既存住宅地においては、多世代が混在・交流するバランスのとれたコミュニティ^{※20}の形成を図ります。新規住宅地については、将来都市構造の実現に向けた土地利用の誘導を図ります。

(4) 中山間地域の住環境の形成

- ① 中山間地域においては、各総合支所周辺などを地域の生活を支える拠点とし、良好な住環境の形成を図ります。

(5) 住民による良好な住環境の形成・保全

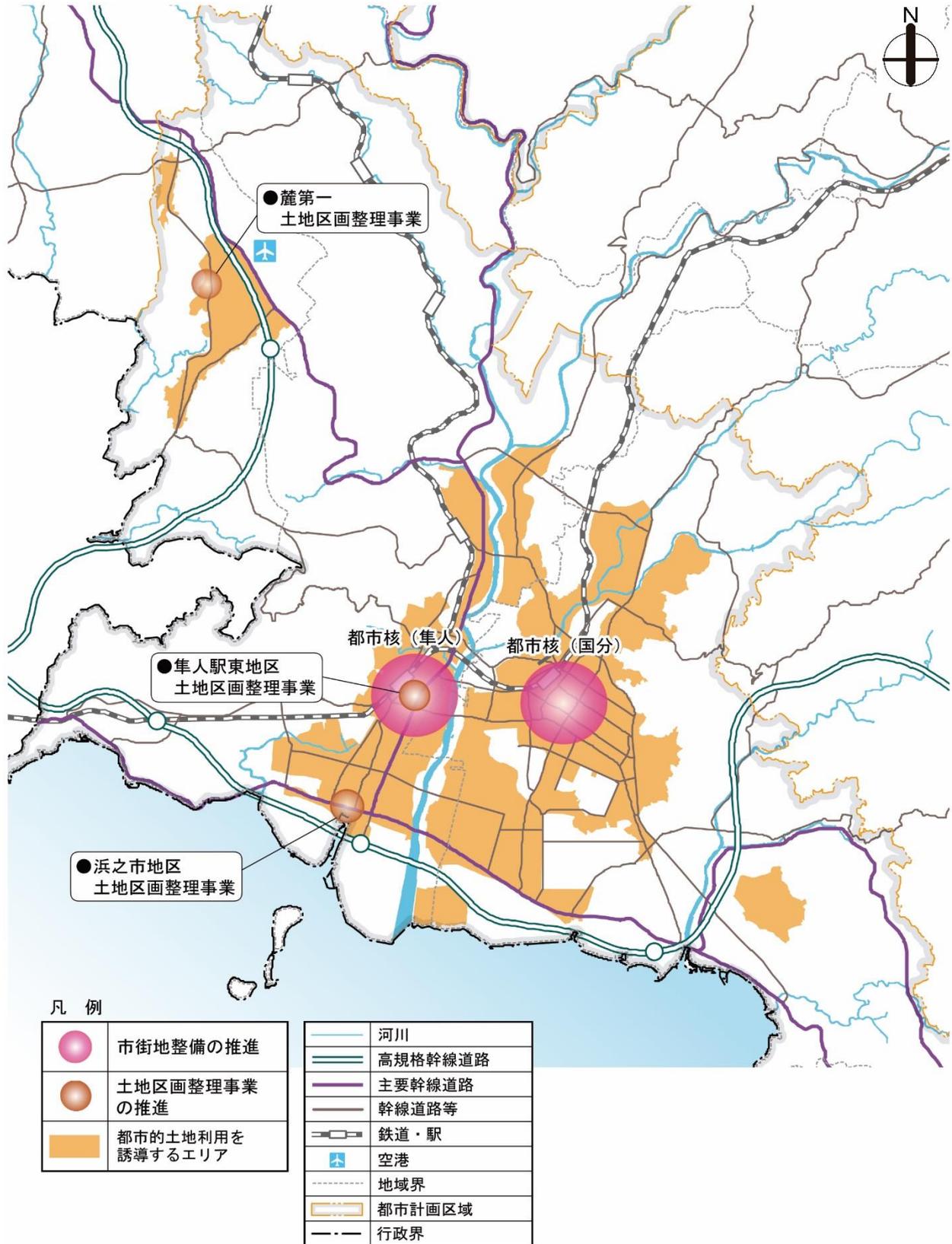
- ① 地域の特性に応じた良好な街なみ環境の維持・改善と市民によるまちづくりを推進するため、建築協定^{※18}、緑地協定^{※21}、景観協定^{※22}等の締結について、積極的な支援を図ります。

※20 コミュニティ / 居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村、都市、地方など、生産、自治、風俗、習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

※21 緑地協定 / 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

※22 景観協定 / 景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の土地所有者等の全員の合意により、締結される良好な景観の形成に関する協定。地域に合ったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる。

■ 市街地整備・住環境整備方針図



3. 交通

3-1 基本的な考え方

(1) 快適で利便性の高い交通ネットワークの形成

1) 総合交通体系の確立

- ① 高規格幹線道路^{※23}や鉄道、空港、港湾などの広域交通体系の整備を推進し、産業や観光などの広域的な交流ネットワークの形成を図ります。
- ② 市民や観光客などの移動を円滑にするとともに、地域住民の交流を促進するため、多様な交通手段による総合的な交通体系の構築と交通機関相互の結節機能の強化に努め、自家用車に過度に依存しない都市づくりを目指します。
- ③ 国分・隼人の市街地を除く中山間地域においては、安心して日常生活を送れるよう、農林業施策とも連携しながら、地域内及び市街地との交通アクセスを容易にするよう努めます。

2) 円滑な道路交通ネットワークの形成

- ① 道路については、霧島市総合都市交通体系調査に基づき、市内における適正なネットワークの形成を目指します。また、機能分担の明確化により、通過交通と域内交通の分離を図り、円滑な交通の確保と安心・安全な歩行者空間の創出を目指します。

3) 公共交通の充実

- ① 公共交通については、鉄道、バス等の利用促進につながる各種取組を関係団体等と連携し、官民一体となって取り組みます。

(2) 効果的な交通ネットワークの整備

- ① 交通ネットワークの整備に関する事業は、市民の意向を把握しながら、必要性・緊急性、費用対効果等を総合的に判断し推進します。また、これまで蓄積してきた既存ストック^{※24}を有効に活用することを前提に、将来、維持管理等において過度の負担が生じないように配慮します。

(3) 市民に親しまれる安心・安全な交通環境づくり

- ① 交通施設の整備に際しては、ユニバーサルデザイン^{※25}や環境に配慮するとともに、駅など交通結節点^{※26}における交流機能の充実や市民との協働による道路環境等の整備などを通じ、市民に親しまれる環境整備に努めます。

※23 高規格幹線道路 / 自動車の高速度交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

※24 既存ストック / これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設。

※25 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※26 交通結節点 / 鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車からの徒歩やそのほかの交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通導線が集中的に結節する箇所。

3-2 主要な施設の整備方針

(1) 道路

1) 幹線道路整備と渋滞対策の推進

- ① バイパス道路の整備や既存道路の拡幅、危険箇所の補修や改良により、幹線道路の渋滞解消を目指します。
- ② 広域間を連絡する高規格幹線道路^{※23}及び本市の都市構造の骨格を担う主要幹線道路である国道・県道の整備促進を図ります。
- ③ 隼人道路・東九州自動車道の4車線化の整備を促進するとともに、地域生活の充実、地域経済の活性化を図るため、スマートインターチェンジ^{※27}の設置について、関係事業者と検討を行います。

2) 都市計画道路の整備による道路ネットワークの拡充

- ① 土地区画整理事業^{※4}などとも連動しながら、都市計画道路^{※6}の計画的な整備を進め、市内の円滑な移動の確保を図ります。
- ② 長期未着手の都市計画道路については、霧島市総合都市交通体系調査等を踏まえ、必要に応じた見直しを図ります。

3) 生活道路の整備

- ① 生活道路については、年次計画により整備を進めるとともに、安全対策の充実を図ります。また、橋梁については、霧島市橋梁長寿命化修繕計画^{※28}に基づき、年次的に修繕を行います。

※27 スマートインターチェンジ / 高速道路本線上（本線直結型）またはサービスエリア、パーキングエリア、バスストップに設置されるETC専用のインターチェンジ。

※28 霧島市橋梁長寿命化修繕計画 / 今後老朽化していく橋梁の安全性を確保し、将来にわたり修繕や架け替え等に伴う総合的な費用を縮減するため、市道上の橋梁（全651橋）について長寿命化を目的としている。平成24年（2012年）8月策定。

4) 安心・安全な道路空間の整備

- ① バリアフリー^{※29}化やユニバーサルデザイン^{※25}化を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境の創出を図ります。
- ② 交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地域を中心に、信号機や横断歩道の設置を促進するとともに、交通安全施設等の整備を進めます。また、市外からの来訪者にもわかりやすい案内板や標識などの整備を進めます。
- ③ 交通事故発生件数が多い、あるいは渋滞が多い、または信号のない交差点などでは、安心・安全な道路空間を確保するため、交差点改良などの整備を進めます。
- ④ 踏切道の立体交差化や拡幅などにより、踏切道の安全性の向上と交通の円滑化を図ります。

5) 市民に親しまれる道路環境整備

- ① 沿道の住民・事業者等と協働した花壇の緑化やオープンスペースの活用などにより、市民の憩いの場としての道路の整備に努めるとともに、道路緑化、電線類の地中化等を検討し、潤いのある都市空間の創出に努めます。
- ② 道路利用者への安全で快適な道路環境の提供、地域情報の発信、広域交流の増大を図るため、道の駅^{※30}の設置について関係機関等と協議、検討を行います。
- ③ 道路アダプト制度^{※31}の活用等により、市民との協働による環境整備を促進します。

(2) 公共交通

1) 鉄道の利便性の向上

- ① 鉄道については、利用者ニーズに見合った運行ダイヤの適正化等をJR等の関係機関の協力のもと促進します。また、駅周辺においては、駅前広場などの交通結節機能の充実、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を図るなど、利用者の増加や利便性の向上につながる施策を推進します。

※29 バリアフリー / 障害のある方が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面、制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになった。

※30 道の駅 / 安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供、地域のにぎわい創出を目的とした施設で、休憩機能、道路情報などの情報提供機能、地域と交流を図る地域連携機能を備えている。

※31 アダプト制度 / 地域住民や企業等が里親となり、河川や道路などの一定の公共の場所を養子に見立て、わが子のように愛情を持って面倒を見て美化活動を行い、行政がこれを支援する制度。

2) バス輸送の維持・確保

- ① 日常生活において公共交通を必要とする市民の移動手段確保のため、コミュニティバス^{※32}等の充実を図ります。また、バス事業者との連携を密にして運行路線維持に努め、市民や観光客など乗客の利便性向上に向けた協議・検討を行います。

3) 駐車場・駐輪場の整備

- ① 公共交通の利用促進を図るため、駐車場・駐輪場の適正な配置・誘導に努めます。

4) 航空・港湾の充実

①空港利用の利便性の向上

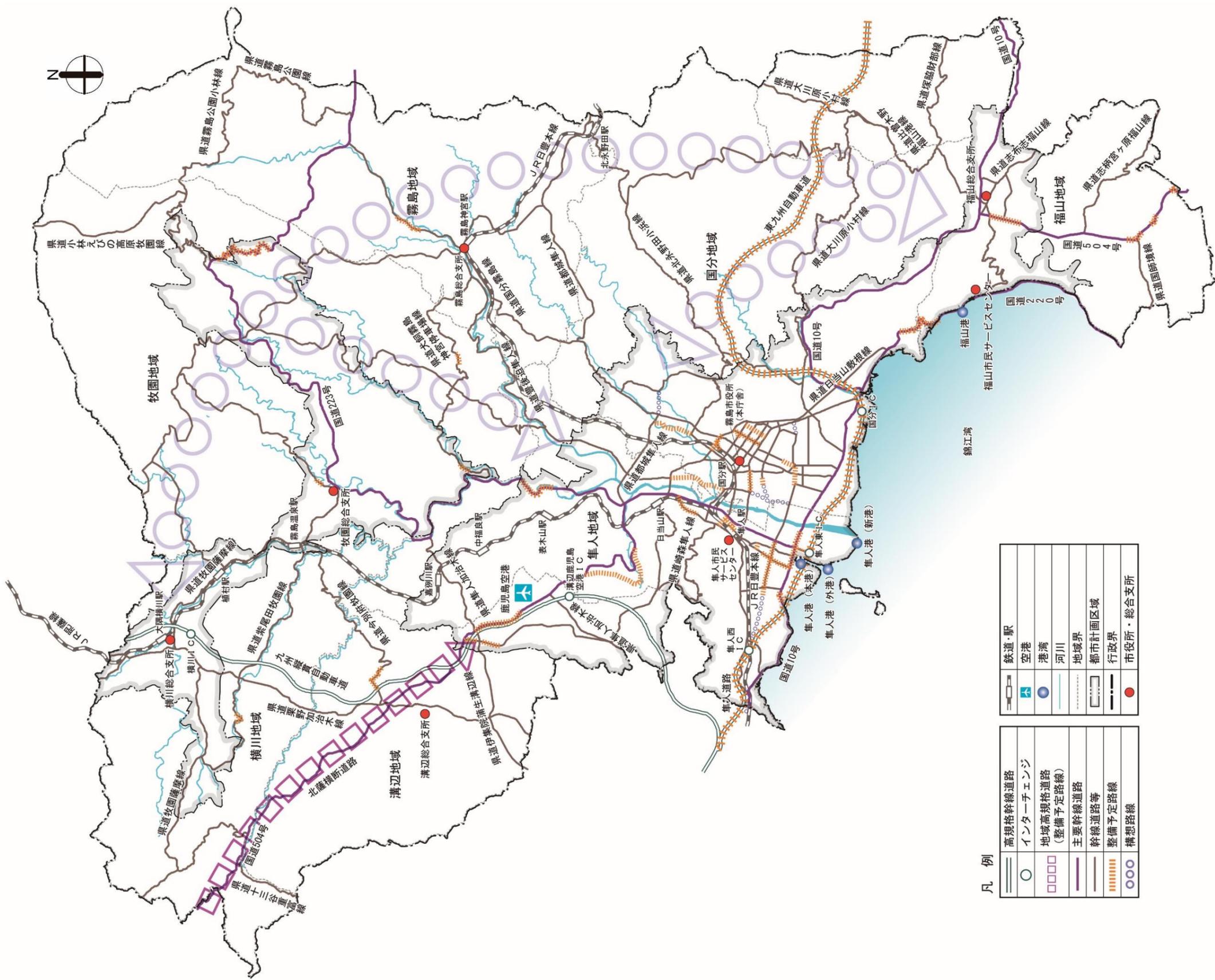
- i アクセス道路や公共交通機能の整備・充実により、鹿児島空港のさらなる利便性の向上を図ります。また、県や関係機関との連携を図りながら、国内のみならず海外への路線やチャーター便の確保に努めます。

②港湾施設の整備

- i 隼人港については、取扱貨物量の需要や観光関係者の機運の高まりなどを踏まえながら、整備を促進するとともに、高速船の就航誘致等を検討します。

※32 コミュニティバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行しているもの。霧島市では「ふれあいバス」の名称で、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

■ 交通ネットワーク構想図



※ この方針図における整備予定路線、構想路線については、具体的な位置等を規定するものではありません。

4. 水とみどり

4-1 基本的な考え方

(1) 災害に強く親しめる水辺の形成

- ① 市内を流れる大小の河川においては、災害に強い都市づくりを進めるため、総合的な治水対策を進めます。
- ② 河川は、農業用水など利水面での機能を有するほか、景観・レクリエーション・観光資源として、さらに生物を育む場、環境学習の場として重要であることから、適切な保全と活用を図るとともに、水辺へのアクセス性の向上など、都市づくりと一体となった水辺空間の整備を進めます。

(2) 豊かな森林や火山地形と錦江湾水際の緑の保全

- ① 自然豊かな森林や特色ある火山地形、波静かで本市の風景の一つである錦江湾海岸域の緑を次世代へ引き継いでいく貴重な財産として保全するとともに、人と自然が共生する緑の環境づくりを進めます。

(3) 森林と海辺をつなぐ緑の基幹ネットワークの形成

- ① 山岳部の森林の緑と海辺の緑を結ぶ位置にある河川やため池、水田などの様々な緑を充実させ、生物の多様性を保全するとともに、連続する移動空間やまちの風景の軸となる緑のネットワークを形成します。

(4) 市民・観光ニーズに対応した多様なふれあいの緑の形成

- ① 市内に点在する自然豊かな大規模公園やキャンプ場、森林公園など、本市の重要な拠点の緑として保全するとともに、レクリエーションや環境教育の場など市民や観光客との多様なふれあいの場として活用を図ります。

(5) 身近な暮らしに根ざした潤いと活力の緑の形成

- ① 市民の生活に根ざした憩いの場や健康づくりの場に対応する緑として、公園のほか、寺社緑地などの身近な緑を活用します。また、これらを結ぶ緑として街路樹などを整備し、ゆとりと潤いのある道路空間の創出による良好なまちなみ景観の形成を図ります。

(6) 災害を防止し、安心・安全に暮らせる緑の形成

- ① 水源涵養^{かんよう}※¹⁵機能や土砂流出防止の機能を持つ山の緑や災害防止の役割を持つ斜面緑地の保全を図るとともに、住宅地における公園・緑地は、避難地など様々な防災機能を有する施設として活用を図ります。

(7) 市民と事業者と行政の協働による緑の保全と形成

- ① 緑豊かな環境をつくるには、市民・事業者・行政が共に緑の重要さを理解し、共通の認識のもとでそれぞれの役割を協働で進めていくとともに、市民が主体的に行う緑のまちづくりや企業の社会貢献活動を促進します。

4-2 主要な施設の整備方針

(1) 水辺の整備とネットワークの形成

1) 河川

①災害に強い水辺空間づくり

- i 都市化に伴う流域の保水・遊水機能^{※33}の低下に起因する水害や、近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴う洪水等に対応するため、計画的な河川の整備を進めるとともに、地域の特性に応じて浸水被害軽減対策等と連動した治水対策を進めます。
- ii ため池の保全、治水機能の維持・充実を図るとともに、近年の集中豪雨等による被害拡大抑制のためのハザードマップ^{※34}等の整備を進めます。

②周辺環境に配慮した河川整備

- i 河川の整備に当たっては、自然環境に配慮し、多自然型川づくり^{※35}等によりアユなどの魚類やホタルなど水域生物が棲みやすい環境の創出に努めます。
- ii 農業用水の確保など事業活動との整合を図ります。

③潤いのある水辺空間の創出

- i 良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全・快適で潤いのある水辺空間の創出を図ります。
- ii 本市を流れる天降川等においては、良好な自然環境に配慮しながら、公園と一体となった親水空間の形成を図るとともに、妙見・安楽温泉郷から北側の奥天降渓流域においては、地域資源を活かした魅力ある空間の形成を図ります。

④浸水対策の推進

- i 国分・隼人地域の浸水被害を防除するため、霧島市雨水管理総合計画^{※36}に基づき、整備を推進します。

※33 保水・遊水機能 / 河川沿いの田畑などにおいて雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

※34 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※35 多自然型川づくり / 河川が本来有している多様な動植物の生息・生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川（護岸）づくりを行うこと。

※36 霧島市雨水管理総合計画 / 平成29年（2017年）7月に国が公表した雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づき下水道による浸水対策ハード対策とソフト対策の組合せを実施すべき区域や対策目標等を定めたもの。平成31年（2019年）3月策定。

2) 水と緑のネットワーク

- ① 人と緑のふれあう場を創出し、生態系を保全するため「水と緑の景観軸」の形成を図るとともに、市街地と公園のネットワークや公園相互のネットワークを充実し、公園機能の向上と利用促進を図ります。
- ② 緑の拠点となる公園・緑地や寺社林地等の樹林地、水辺空間等をネットワーク化し、散策ルートやビオトープ^{※37}回廊の創出を図ります。

3) 協働で育む水辺空間の創出

- ① 霧島市天降川等河川環境保全条例^{※38}及び天降川自然環境基礎調査報告書等を活用しながら、市民や事業者による河川の浄化活動や水辺での環境学習活動・環境保全活動を積極的に支援し、市民とともに育む川づくり・水辺空間づくりを推進します。

(2) みどりの保全と形成

1) 公園・緑地の整備

- ① 身近な公園は、子育て世代をはじめとする多様な世代が憩えるコミュニティ空間であることから、地域性等を考慮し、利用者の視点に立った多様なニーズに対応した公園づくりを進めます。
- ② 広域的な核となる総合公園である、城山公園、丸岡公園の整備充実・再整備を図ります。
- ③ 市街地においては、道路の残地や街角の空地などを利用したポケットパーク^{※39}やポケットフォレスト^{※40}の整備を進めます。
- ④ 史跡や名勝と一体となった公園として、上野原縄文の森、隼人塚史跡公園の活用を図るとともに、大隅国分寺跡及び大隅正八幡宮（鹿児島神宮）などの関連遺跡についても歴史・史跡公園としての活用について検討します。
- ⑤ 国民体育大会馬術競技会場の跡地利用については、民間のノウハウも含めた活用方法について検討します。
- ⑥ 霧島市公園施設長寿命化計画^{※41}に基づき、老朽化が進行している施設を、優先順位を考慮しながら更新していきます。
- ⑦ 誰もが安心して安全に利用できるよう、既存施設のバリアフリー^{※29}化やユニバーサルデザイン^{※25}の考え方に基づいた整備を図ります。

※37 ビオトープ / ドイツ語で、ビオ（生き物）のトープ（住むところ）という意味を持つ自然思想のこと。生物の生息する生態的空間を大切にするとともに、もっと積極的にその生態空間を人為的に守り再生していこうというもの。

※38 霧島市天降川等河川環境保全条例 / 天降川をはじめとする市内の全ての河川について、市・市民・事業者が協働して環境保全を図り、将来の世代へ良好な状態で引き継いでいくため、それぞれの責務や水質保全の目標、対策等を定めた条例。平成19年（2007年）12月制定。

※39 ポケットパーク / 道路わきや街区内の空き地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所。

※40 ポケットフォレスト / 市街地に残る空き地や道路残地を利用して照葉樹等の植樹を行った小さな森。

※41 霧島市公園施設長寿命化計画 / 公園施設の事故等を未然に防ぎ、長持ちさせるための維持管理や、適切な時期での施設更新を進めるために策定した計画。平成26年（2014年）3月策定。

2) 協働による緑あふれるまちづくりの推進

①公共空間等の緑化の推進

- i 道路や河川、官公庁、学校及び公営住宅等の公共敷地の緑化を推進するとともに、緑化や維持管理への市民の参画を促進します。

②民有地緑化の促進

- i 住宅敷地や店舗及び企業敷地などの緑化を促進するため、緑化に関する情報提供や緑化基金制度の設立等、支援体制の充実に努めます。
- ii 宅地開発等においては、建築協定^{※18}及び緑地協定^{※21}並びに地区計画^{※9}に基づく緑化の取組を促進します。また、大規模事業所における敷地内緑化を促進するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化の普及を進めます。

③市民との協働による公園づくりや管理運営

- i 公園の整備や改修に当たっては、ワークショップ等の開催を通じ、計画に市民参画を促進し、市民意見の反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりを目指します。
- ii 身近な公園及び緑地の管理運営に市民が参画できる仕組みの充実に図ります。
- iii 花いっぱい運動の推進やガーデニング、市民花壇づくりの普及などを通じ、花と緑あふれるまちづくりを支援します。

■ 水とみどりの配置方針図



5. 供給・処理施設

5-1 各施設における整備等方針

(1) 上水道

- ① 上水道・簡易水道の水道施設については、老朽化による機能低下が懸念されるため、効率的かつ計画的な改修や合理的な配水体制を整備し、安全でおいしい水を引き続き安定供給できるよう努めます。

(2) 下水道

- ① 公共下水道については、「かごしま生活排水処理構想 2019^{※42}」や「霧島市生活排水対策推進計画^{※43}」、「霧島市下水道事業経営戦略^{※44}」等に基づき、地域の实情に応じて合併処理浄化槽等との役割分担を行い、快適で環境にやさしい生活環境の形成、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るための整備を進めます。

1) 公共下水道等の整備

- ① 道路整備や土地区画整理事業^{※4}などとも連携した事業体制を確立しながら、国分隼人公共下水道事業^{※45}、牧園町特定環境保全公共下水道事業^{※46}を推進し、供用開始区域における接続率のより一層の向上を図るとともに、国分隼人公共下水道事業については、土地利用状況の変化や「霧島市下水道事業経営戦略」等を踏まえ、当初計画の見直しを行います。
- ② 公共下水道事業等の予定されていない区域等においては、合併処理浄化槽の機能や補助制度などに関する啓発活動を通じ、合併処理浄化槽の転換促進を図ります。また、高度処理型を含めた合併処理浄化槽の普及推進を図ります。

2) 下水道関連施設の維持管理

- ① 良質な住環境を保全するため、ストックマネジメント対策事業^{※47}を実施する等、国分隼人クリーンセンター、牧場クリーンセンター及び管路について、適正な維持管理に努めます。

※42 かごしま生活排水処理構想 2019 / 生活排水処理施設の早期整備を図るとともに、自然災害に備えた事業継続計画の策定や耐震化等も盛り込み、施設の「広域化・共同化」も視野に入れながら、将来にわたって持続可能な生活排水処理施設の運営管理を図ることを目的とする。平成 31 年(2019 年) 3 月に鹿児島県が策定。

※43 霧島市生活排水対策推進計画 / 生活排水を適正に処理し、市民に対し生活排水対策の必要性について啓発を行うとともに、河川水質の改善、湾奥の環境基準点での環境基準(COD)の達成を目指すことにとどまらず、流れる水に清流がよみがえり、鮎などの魚が泳ぎ回る、澄んだ川の復活と人々が親しめるきれいな水辺の確保を目的とする。平成 20 年(2008 年) 3 月策定。

※44 霧島市下水道事業経営戦略 / 下水道事業が将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るための中長期的な経営の基本計画。平成 30 年(2018 年) 8 月策定。

※45 公共下水道事業 / 汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業。

※46 特定環境保全公共下水道事業 / 市街化区域以外で設置され、処理対象人口が概ね 1 万人以下の小規模なもので、高千穂処理区で実施している。

※47 スtockマネジメント対策事業 / 下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

(3) 市場

- ① 霧島市公設地方卸売市場は、市民の食生活に欠かすことのできない施設であることから、都市施設^{※48}として適正な維持管理を行います。

(4) 火葬場

- ① 霧島市国分斎場の適正な維持管理を行うとともに、基幹的改良を計画的に行います。伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」については、構成団体として適正な維持管理等に関与します。

(5) し尿処理場

- ① 霧島市南部し尿処理場及び霧島市牧園・横川地区し尿処理場「清水館」の適正な維持管理を行うとともに、基幹的改良を計画的に行います。

(6) ごみ処理施設及び最終処分場

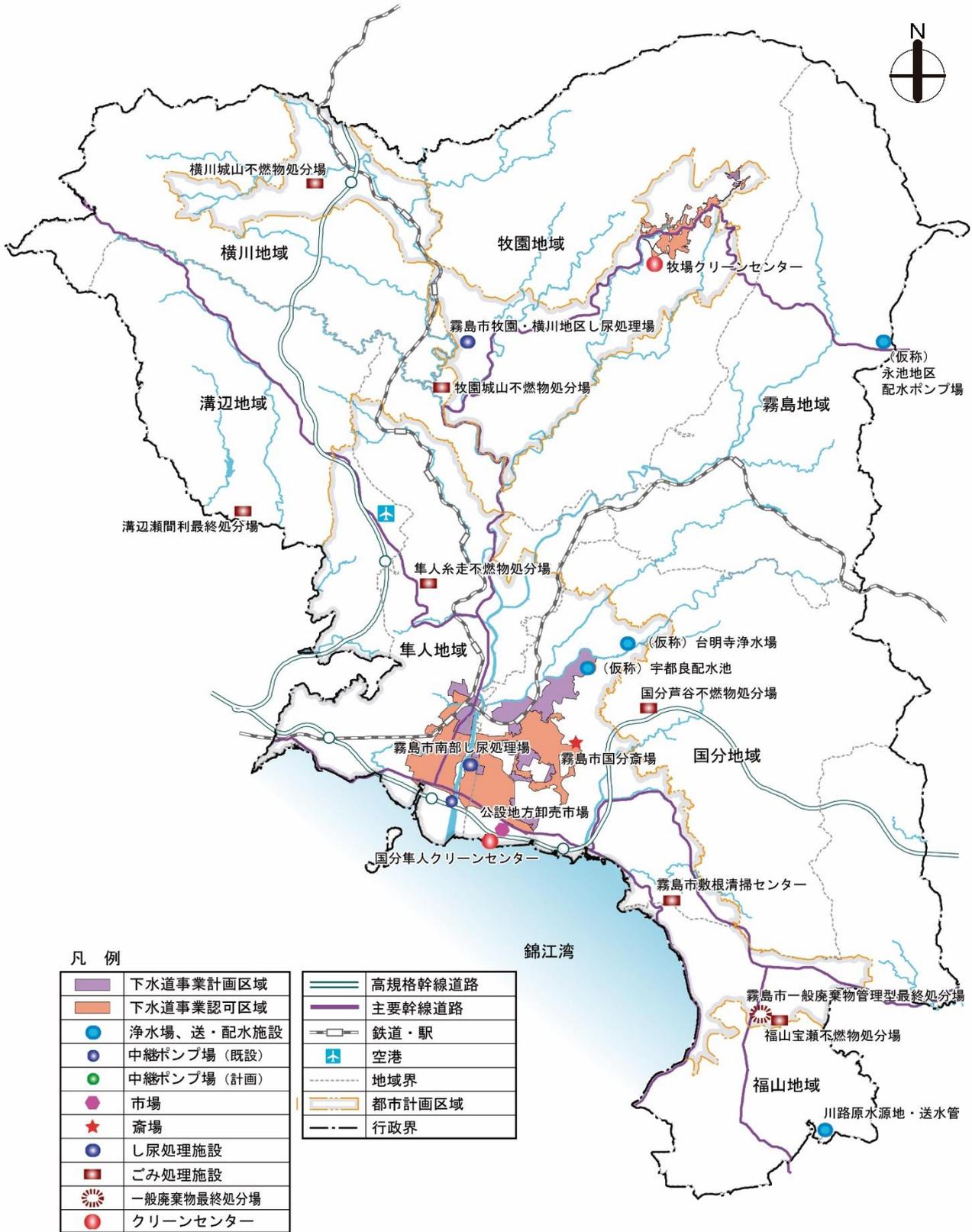
- ① 老朽化が進む霧島市敷根清掃センターの建替えを計画的に進めます。また、伊佐北始良環境管理組合「未来館」については、構成団体として適正な維持管理等に関与するとともに、今後の施設利用の方向性等について検討を進めます。
- ② 最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、ごみ焼却施設から排出される飛灰^{ひばい}^{※49}等を安定的に処分していくための最終処分場の確保等について検討を進めます。
- ③ 循環型社会^{※50}の形成に向けて、ごみの適正処理及びごみ処理経費の削減を考慮しながら、民間のごみ処理施設等の活用を推進します。

※48 都市施設 / 都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもの。交通施設（道路、鉄道、駐車場など）、公共空地（公園、緑地など）、供給・処理施設（上水道、下水道、ごみ焼却場など）、水路（河川、運河など）、教育文化施設（学校、図書館、研究施設など）、医療・社会福祉施設（病院、保育所など）、市場、と畜場、火葬場など。

※49 飛灰 / 燃焼により、燃えがら(焼却主灰)と燃焼ガスと共に巻き上がる煤塵(すすやチリ/焼却飛灰)のこと。

※50 循環型社会 / 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことをいう。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

■ 供給・処理施設整備方針図



6. 都市環境

6-1 基本的な考え方

- ① 第二次霧島市環境基本計画^{※51}等を踏まえ、市民・事業者・行政の協働により、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいくための取組を進めます。

(1) 豊かで美しい自然環境の保全

- ① 霧島山や錦江湾に注ぐ天降川等の河川、流域に広がる田園や点在する温泉群などの豊かで美しい自然環境と共生し、未来への資産として継承できるよう、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を推進します。

(2) 快適な生活環境の創造

- ① 快適で健全な生活環境を保全・創出するため、必要に応じて、都市計画制度の活用を図ります。また、環境汚染や公害の防止に努めるとともに、環境の美化を進めます。

(3) 低炭素循環型社会の形成

- ① 持続可能な社会の形成を図るため、再生可能エネルギーや省エネルギーの促進による温室効果ガス^{※52}の抑制及び霧島市ごみ減量化・資源化基本方針に基づき、従来の3Rにリフューズ（廃棄物の発生回避）を加えた4R^{※53}を推進し、市民や事業者への分かりやすい情報発信に努めます。

6-2 主要な都市環境形成と保全の方針

(1) 自然環境の保全の方針

1) 自然環境の保全

①各種法令・制度の活用

- i 地域の自然的・社会的特性を考慮し、都市計画法等の土地利用に関する各種法令に基づき、自然環境保全の観点から計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

※51 第二次霧島市環境基本計画 / 本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政が、どのように守り育てていくのか、その考え方と取組みをまとめたもの。平成30年（2018年）3月策定。

※52 温室効果ガス / 大気中の二酸化炭素やフロンなど、地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃がさず、閉じ込めておく効果を持つ気体のこと。

※53 4R / ①Recycle（リサイクル / 再資源化・再生利用）、②Reuse（リユース / 再使用）、③Reduce（リデュース / ごみの発生抑制）、④Refuse（リフューズ / 不要なものは買わない・断る）のことをいい、この4つの頭文字を取って4Rと呼ばれている。

- ii 市街地の周辺に残る良好な緑地については、必要に応じて風致地区^{※54} 制度や緑地保全地域^{※55} 制度、市民緑地制度^{※56} などの活用を検討し、ふるさとの緑地を保全します。

②自然環境の管理・保全等

- i 森林は、水源の涵養^{かんよう}^{※15}、二酸化炭素の削減、動植物の生態系の保全、土砂災害の防止など多面的な機能を持っていることから、市民や森林所有者、事業者の協調により、森林の適切な維持管理等を推進し、森林の機能保全に努めます。
- ii 鹿児島空港や工場等の緩衝緑地帯については、適正な保全・創出を図ります。
- iii 錦江湾における海辺環境を保全するため、環境浄化や生物の生育環境の確保などに考慮した適切な管理に努めます。
- iv 希少動植物のヤマネ^{※57} やクロツラヘラサギ^{※58}、ノカイドウ^{※59}、ミヤマキリシマ^{※60}、カワゴケソウ^{※61} などは、霧島市の豊かな自然を感じさせる景観の一つであり、このかけがえのない自然を後世に引き継いでいくため、関係法令に基づいた保全を図ります。

③公共事業や民間開発における自然や生態系への配慮

- i 公共事業の実施に際しては、自然環境との調和や生態系の保全に配慮します。また、民間の宅地開発等に際しても、同様の配慮がなされるよう、都市計画等の施策に基づき、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

2) 自然環境との共生とふれあい

①地域を特色づける自然との共生

- i 農山村地域では、里山、農地、河川等と集落地や温泉郷等が一体となった独自の環境が形成され、自然環境は住民の生活や観光・交流に重要な役割を果たしています。これらの自然環境については、農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源としての活用を継続しつつ、保全を図ります。

※54 風致地区 / 都市計画法上の地域地区の一種。良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画で、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。10ha 以上は都道府県・政令市が、10ha 未満は市町村が指定する。

※55 緑地保全地域 / 都市緑地法に規定する制度で、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するもの。都市計画法上の地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。

※56 市民緑地制度 / 土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。

※57 ヤマネ / 頭胴長約 8 cm、尾長約 5 cm で、背中の黒い線とリスのようなフサフサとした尾が特徴的な小動物。夜行性で、ほとんど樹上で活動し、トンボやチョウなどの昆虫類を中心に食べる。冬には雪の中で丸まって冬眠する。環境省のレッドデータブックでは準絶滅に分類されている。国の天然記念物。

※58 クロツラヘラサギ / 朝鮮半島北西部で繁殖し、冬季になるとベトナム、台湾、香港、朝鮮半島南西部などで越冬する。日本には冬季に少数飛来する冬鳥。開発による生息地の破壊、狩猟などにより生息数が減少し、絶滅危惧種に指定されている。

※59 ノカイドウ / 霧島山にのみ自生するバラ科の植物。洪水などによって広範囲で植生が失われた場所に定着した種であると考えられており、遷移によって植生が変化し日当たりが悪くなるに従って急速に衰退しつつあることから、絶滅危惧種に指定されている。

※60 ミヤマキリシマ / 高千穂河原など霧島山一帯に自生するツツジ科の低木。花の色はほとんどが桃色だが、株によっては赤、白、紫の花を咲かせる。県の指定する「分布特性上重要な種」になっている。

※61 カワゴケソウ / 熱帯から亜熱帯の河川の急流に生息する種子植物で、日本では、屋久島と鹿児島県本土、及び宮崎県の一部にのみ見られる珍しい植物。環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧 I A 類に分類されている。県の天然記念物。

②自然とのふれあいの場の創出

- i 自然公園や自然遊歩道などを自然体験・環境学習の場として活用するとともに、健康にも良いウォーキングロードの整備による森林セラピー^{※62}基地の形成など、市民や観光客が自然とふれあえる場の創出を図ります。

③自然保護意識の高揚と協働の推進

- i 環境学習の機会の提供や自然保護に関する啓発を進めるとともに、市民の参画と協働により自然環境の保全・活用を進めます。

3) 地球環境への配慮

- ① 市が実施する事業に関しては、霧島市地球温暖化対策実行計画^{※63}に基づき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス^{※64}の排出量低減に率先して取り組みます。また、地球環境への配慮について、市民・事業者への情報提供・啓発を推進します。

(2) 快適な生活環境の創出に関する方針

1) 良好で住みやすい生活環境の維持・創出

- ① 市街地や集落地における快適な生活環境を維持・創出するため、地域の実情に応じて、用途地域^{※3}や地区計画^{※9}、建築協定^{※18}、緑地協定^{※21}等の都市計画制度の活用や都市施設^{※48}の整備を図ります。

2) 環境へ負荷の少ない生活環境づくり

- ① 公害・環境汚染に関する調査や監視体制を整備するとともに、市民や事業者への啓発や関係機関との連携により、きれいな空気、きれいな水、快適な音環境（騒音・振動の防止対策の推進）の創出に努めます。
- ② 公共事業等に際しては、計画、工事、供用の各段階において、環境負荷の低減を図ります。また、民間事業者に対しても同様の啓発・情報提供を進めます。
- ③ 公共下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水処理の適正化を図るとともに、企業・事業所や農家、ホテル・旅館等に対して、適正な排水処理や農薬使用等について要請します。

※62 森林セラピー / 森林環境を活用した健康維持・増進・回復を図る方法のこと。専門家による生理・心理・物理的実験棟を通して、その高いリラックス効果が実証された森林を擁するとともに、良質な関連施設があると認められた地域が「森林セラピー基地」として認定される。本市では、牧園地域の森林が平成19年（2007年）に、霧島地域の森林が平成27年（2015年）に認定されている。

※63 霧島市地球温暖化対策実行計画 / 地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく計画。この計画では、市役所を一つの事業所とみなし、そこから排出される温室効果ガスの削減目標を定めている。平成20年（2008年）3月策定。

3) 地域美化活動の促進

- ① 霧島市生活環境美化条例^{※64}及び霧島市天降川等河川環境保全条例^{※38}に基づき、環境美化推進員^{※65}（兼河川環境保全推進員^{※66}）の任命、環境美化モデル地区^{※67}の指定や環境美化に関する地域リーダーの養成を行い、地域の特性を生かした美化活動を促進します。これにより、市民一人ひとりの環境美化意識の向上を図り、ごみの不法投棄等のない潤いと安らぎのある地域環境の創出に努めます。

(3) 低炭素循環型社会の形成に関する方針

1) 再生可能エネルギー・省エネルギーの促進

- ① 省エネルギーに関する啓発や情報提供を行うとともに、太陽光や地熱、バイオマス^{※68}等を活用した再生可能エネルギーの利用促進と、市民や事業者との協働により、温室効果ガス^{※52}排出抑制に取り組みます。

2) 廃棄物の減量や循環利用

- ① 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針^{※69}に基づき、従来の3Rにリフューズ（廃棄物の発生回避）を加えた4R^{※53}を推進し、廃棄物の排出量、焼却処理量及び最終処分量を抑制します。
- ② 廃棄物処理の効率化及び処理経費の削減を考慮しながら、循環的利用ができない廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減を図ります。

※64 霧島市生活環境美化条例 / 市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔できれいな住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めた条例。平成19年（2007年）12月制定。

※65 環境美化推進員 / 霧島市生活環境美化条例により、市民の中から任命される。生活環境美化の推進に関する啓発活動を行い、市民等に対して助言を与えると同時に、市長に対して意見を述べるができる。

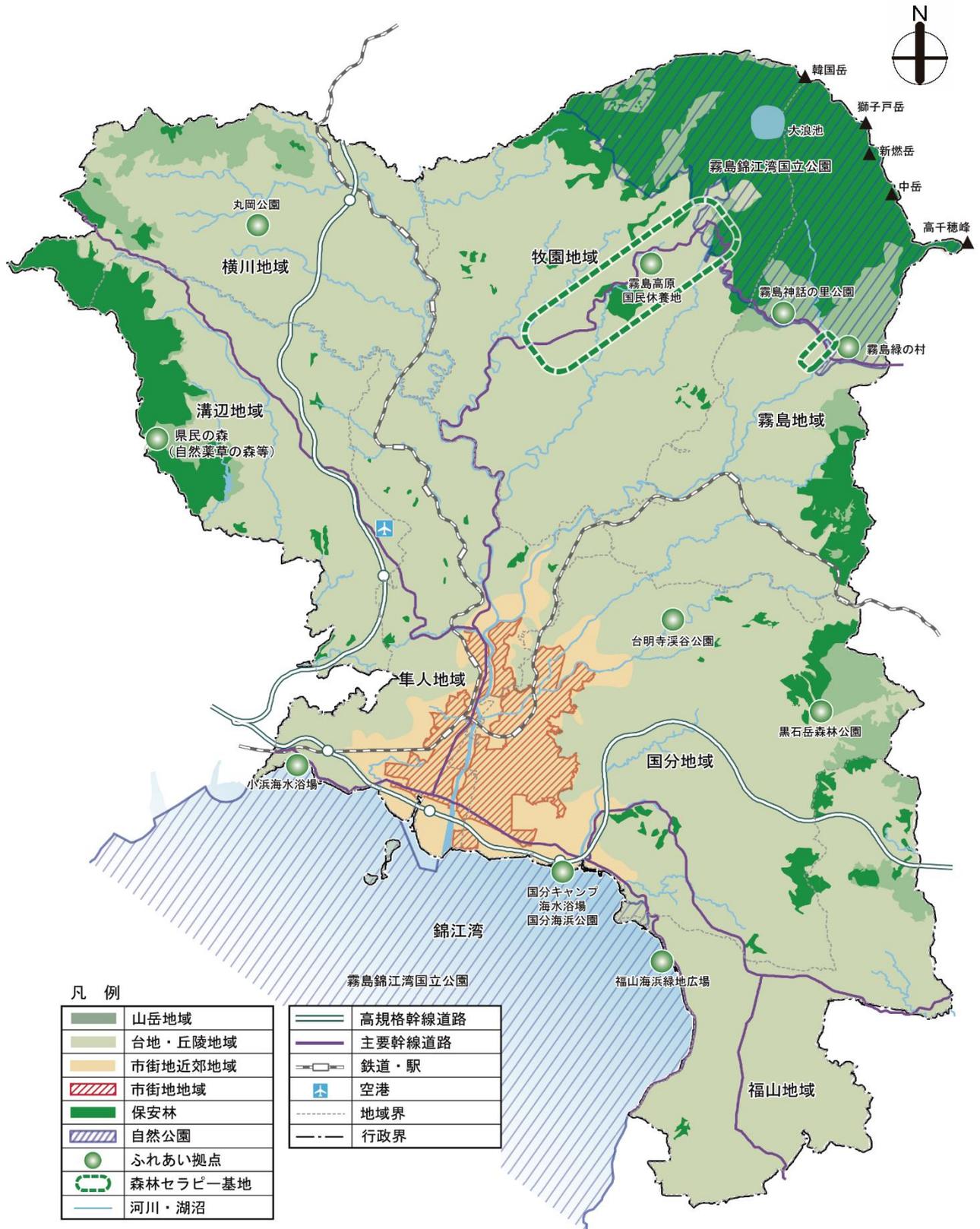
※66 河川環境保全推進員 / 霧島市天降川等河川環境保全条例により、市民の中から任命される。天降川等の環境保全の推進に関する啓発活動を行い、市民等に対して助言を与えると同時に、市長に対して意見を述べるができる。

※67 環境美化モデル地区 / 霧島市生活環境美化条例に基づき、良好な生活環境を実現するため、特に推進する必要がある地域を環境美化モデル地区に指定することができる。

※68 バイオマス / 再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）。

※69 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針 / 市民、事業者、行政による今後のごみ処理に係る基本的な取組の方針として定めたもの。平成29年（2017年）5月策定。

■ 都市環境方針図



7. 都市景観

7-1 基本的な考え方

(1) 景観形成への取り組み

- ① 景観とは、長い年月の中で地域の自然・歴史・文化等とともに育まれてきた市民共通の大切な資産であり、適切な保全・形成を図りながら次の世代へと継承することが必要であり、景観計画に基づき本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進します。
- ② 霧島市景観計画^{※70}に基づき、山、里、まち、平地、錦江湾沿いなどそれぞれの景域の特性を生かし、美しいまちづくりに積極的に取り組みます。

(2) 市民が誇りをもてる美しい都市景観の形成

- ① 霧島山が織りなす山並みや、森や河川、農地などの「自然的景観」、霧島神宮や鹿児島神宮、温泉郷などの「歴史・文化的景観」、都市部における「市街地景観」を、市民が誇りをもてる美しい都市景観として保全・形成します。また、霧島山～錦江湾～桜島を望む雄大な自然景観への眺望は、本市の「視軸」として位置付け、眺望景観の確保に努めます。

(3) 市民・事業者との協働による景観づくり

- ① 景観に対する市民・事業者の意識啓発や必要な情報提供を図り、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担しながら、協働による美しい景観づくりを推進します。

7-2 主要な都市景観形成の方針

(1) 自然的景観の保全と形成

- ① 韓国岳をはじめ、新燃岳、高千穂峰などが連なる霧島山の雄大な景観、市街地から錦江湾や桜島を望む美しい景観など、地域を代表する自然的景観を、市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに保全し、さらに美しく魅力あふれるものとして次世代に引き継ぎます。
- ② 天降川や霧島川の貴重な水辺空間については、潤いのある水辺景観として保全・形成を図ります。
- ③ 太陽光発電施設は、周辺の良い眺望景観に配慮した形態や配置の誘導に努めます。

※70 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」まちづくりを目指すもの。平成24年(2012年)9月策定。

(2) 歴史・文化的景観の保存と活用

- ① 国の重要文化財に指定されている霧島神宮の社殿や、国の史跡に指定されている鹿児島神宮の境内や隼人塚などの文化財をはじめ、市内に点在する地域固有の歴史的景観を保全するとともに、これらの周辺地域においては、都市計画制度の活用を図るなど、歴史資源と調和した魅力的な景観の形成を図ります。
- ② 温泉街をはじめ、観光客など多くの人々が訪れる地区においては、地域特性や周辺との調和に配慮した建築物・工作物の色彩や形態・意匠等の誘導により、良好な景観形成を図るよう努めます。

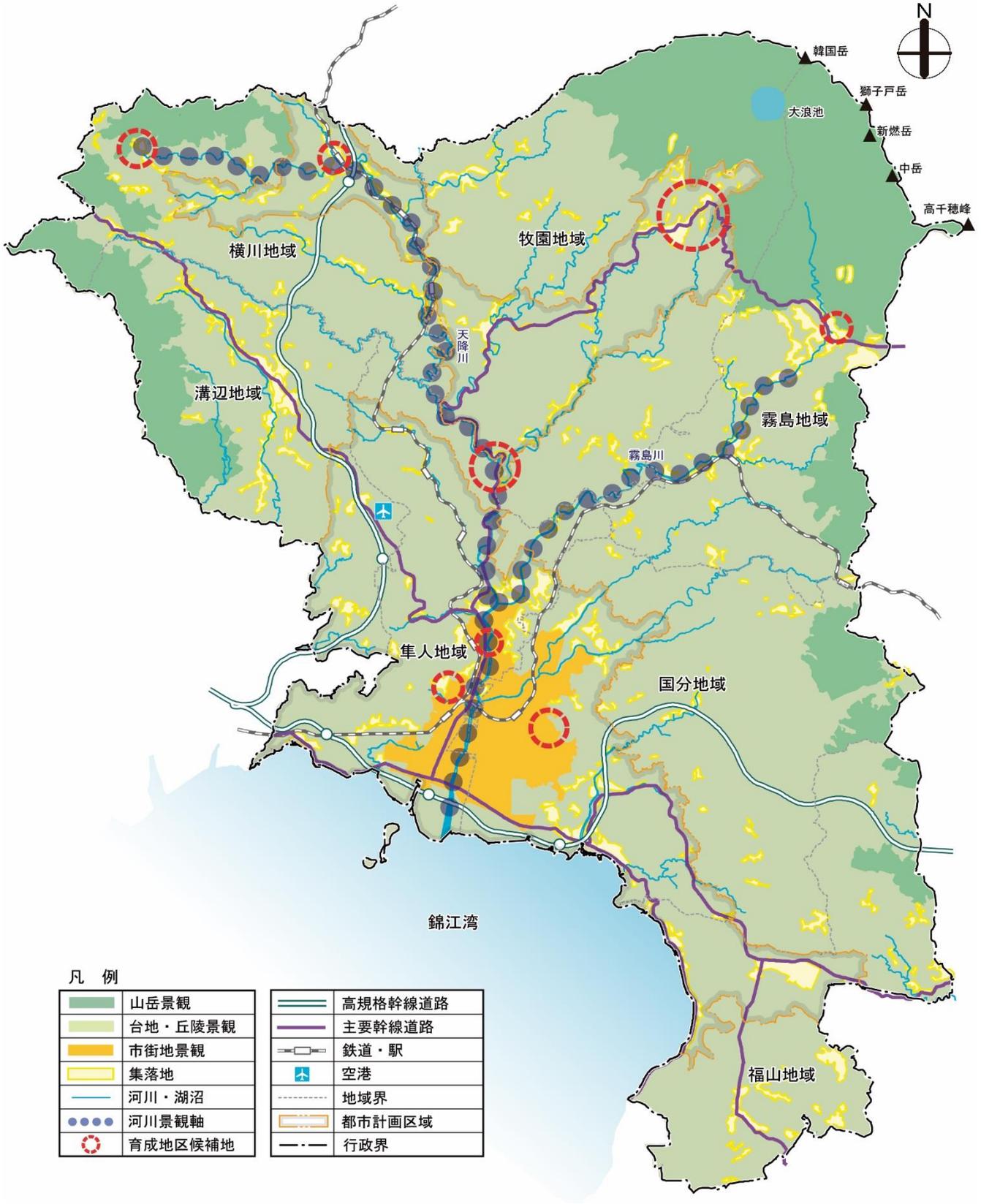
(3) 魅力ある市街地景観の創出

- ① 国分駅、隼人駅周辺などまちの玄関口となる地区については、本市の顔となる賑わいや心地よさを感じられる、魅力ある市街地景観の形成を図ります。
- ② 幹線道路沿道における調和のとれたまちなみの形成や、住宅地における閑静なまちなみの形成など、それぞれの地域の特性に応じた建築物の色彩・形態・意匠や屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成に努めます。
- ③ 特徴的な景観を有している地域・地区のうち、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要があるエリアを「育成地区」と位置付け、霧島市景観計画^{※70}等により、良好な景観の保全・形成を図ります。

(4) 市民・事業者との協働による景観づくり

- ① 美しい景観づくりのためには、行政による景観整備だけでは限界があることから、霧島市景観計画に基づき、市民や事業者にも配慮を求めるなど、協働による景観づくりを進めていきます。
- ② 市民や事業者による生垣づくり、敷地内への樹木、花の植栽、ベランダや窓辺への緑の配置など、一人ひとりができる身近な景観まちづくりを推進するとともに、清掃や美化活動などの地域が主体となった活動を推進します。

■ 都市景観方針図



8. 都市防災

8-1 基本的な考え方

土砂災害や風水害、火山噴火、地震・津波など多様な災害の発生が想定される本市の特性を踏まえ、自助・共助・公助^{※71}の理念のもと、関係機関との連携及び市民との協働により、ハード・ソフトの両面から、災害に強い都市づくりを進めます。

(1) 土砂災害、洪水・浸水等の自然災害の防止

- ① 自然災害による被害を未然に防止・軽減するため、防災対策事業による施設の整備や危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策にあわせた総合的な取組を推進するとともに、防災的な視点に立った土地利用の誘導を図ります。

(2) 都市の防災構造の強化

- ① 道路や公園・オープンスペース等が適切に配置された災害に強い都市構造の形成に努め、あわせて住宅、建築物の耐震改修等により、耐震化・不燃化の向上を図ります。

(3) 協働による減災対策

- ① 災害を予防し、災害時の被害を最小限にとどめるために、地域の現状にあった地区防災計画^{※72}の作成や、総合防災訓練などへ広く市民にも参加してもらうことにより、自主防災組織を活性化し、防災意識の向上と地域防災力の強化を図ります。

8-2 主要な都市防災の方針

(1) 自然災害への対策

1) 土砂災害対策、洪水・浸水対策等の推進

- ① 台風や集中豪雨等に伴う土砂災害の未然防止・軽減のため、土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携し、土砂災害防止施設の整備を進めます。また、土砂災害警戒区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を図ります。

※71 自助・共助・公助 / 「自助」とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ること。「共助」とは、地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うこと。「公助」とは、市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと。災害時には、自助・共助・公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるものとなる。

※72 地区防災計画 / 地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から新たに創設された、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画制度。

- ② 河川や水路の氾濫を未然に防止するため、緊急度を考慮しつつ、河川の寄洲除去や水路の堆積土砂除去を進めるとともに、洪水ハザードマップ^{※34}の周知など、警戒避難体制の整備・充実を図ります。
- ③ 集中豪雨時の浸水被害の防除を図るため、霧島市雨水管理総合計画^{※36}に基づく整備を推進します。
- ④ 高潮・津波等による災害防止のため、情報伝達や警戒避難体制の整備、市民への意識啓発など、ソフト面での対策を推進します。

2) 火山災害対策の推進

- ① 霧島山については、火山噴火時の被害の防止・軽減を図るため、県など関係機関との連携を図り、砂防施設、火山監視機器等の整備やソフト対策の充実を図ります。

(2) 都市の防災構造の強化

1) 防災的土地利用の推進

- ① 既成市街地や今後住宅地として開発が見込まれる地域においては、土地区画整理事業^{※4}等による都市施設^{※48}の先行整備等により、安全な市街地の形成を図ります。
- ② 老朽化した木造建築物が密集する地域では、土地区画整理事業等により道路・オープンスペースを確保・拡充し、防災上危険な市街地の解消を図ります。
- ③ 新規開発等の事業に際しては、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、防災に配慮した誘導等を行います。
- ④ 宅地造成規制法に基づき、大規模盛土造成地マップ^{※73}の作成・公表を行うことで対象区域住民等に周知を図り、宅地耐震化推進事業^{※74}の導入により、宅地防災の強化を図ります。

※73 大規模盛土造成地マップ / 大規模盛土造成地の存在を市民に周知することにより、防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につなげることを目的として、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したマップ。

※74 宅地耐震化推進事業 / 大震災時における大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するため、大規模盛土造成地の変動予測及び滑動崩落防止対策を推進する事業。

2) 防災空間の確保と防災ネットワークの充実

- ① 延焼遮断帯や緊急輸送道路^{※75}、避難路、避難場所の機能を有する防災空間としての視点を重視し、道路や公園・緑地等の適切な配置・整備に努めます。
- ② 医療、福祉、行政、避難場所等の機能を有する防災拠点へのアクセス道路や拠点間を結ぶ道路については、多重化・代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、無電柱化等の耐震対策を推進します。また、身近な避難路や消防活動の支援路となる道路の確保を推進します。
- ③ 災害や緊急事態に迅速に対応できるよう避難や緊急地震速報等の防災情報を市民へスムーズに伝えるため、伝達方法の多重化の環境整備を図ります。

3) 建築物の耐震化・不燃化等の推進

①住宅・建築物の耐震化

- i 市役所、消防・警察、学校、公民館、医療機関など災害時の拠点となる施設や人々が多く集まる公共的な建築物等については、重点的に耐震化・不燃化等を推進します。
- ii 霧島市建築物耐震改修促進計画^{※76}に基づき、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

②防火・準防火地域の指定

- i 建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域^{※77}及び準防火地域^{※77}の指定を検討するとともに、耐火建築物または防火建築物の建築を促進します。

③住宅用防災機器の普及促進

- i 消防法により、一般住宅への設置が義務付けられている住宅用防災機器（住宅用火災警報器等）についての啓発を行い、普及促進を図ります。

④防火水槽等の整備

- i 市街地における耐震性防火水槽等消防水利の整備を推進します。

⑤空き家・空き店舗等の対策

- i 空き家・空き店舗等については、所有者や管理者に対し、維持管理の徹底や敷地の囲い込みの設置、照明機器の設置、敷地内の可燃物の除去等、放火火災予防・防犯対策等を促します。老朽空き家等については、建替えや除却を促すなど、市街地における防災対策の強化に努めます。

※75 緊急輸送道路 / 大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を指定したもの。

※76 霧島市建築物耐震改修促進計画 / 大地震に対する被害を未然に防止するため、本市における既存建築物の耐震診断や耐震改修の計画的な促進を図り、地震による建築物倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護することを目的とする。平成21年（2009年）6月策定。

※77 防火地域・準防火地域 / 都市計画法において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として指定されるエリア。

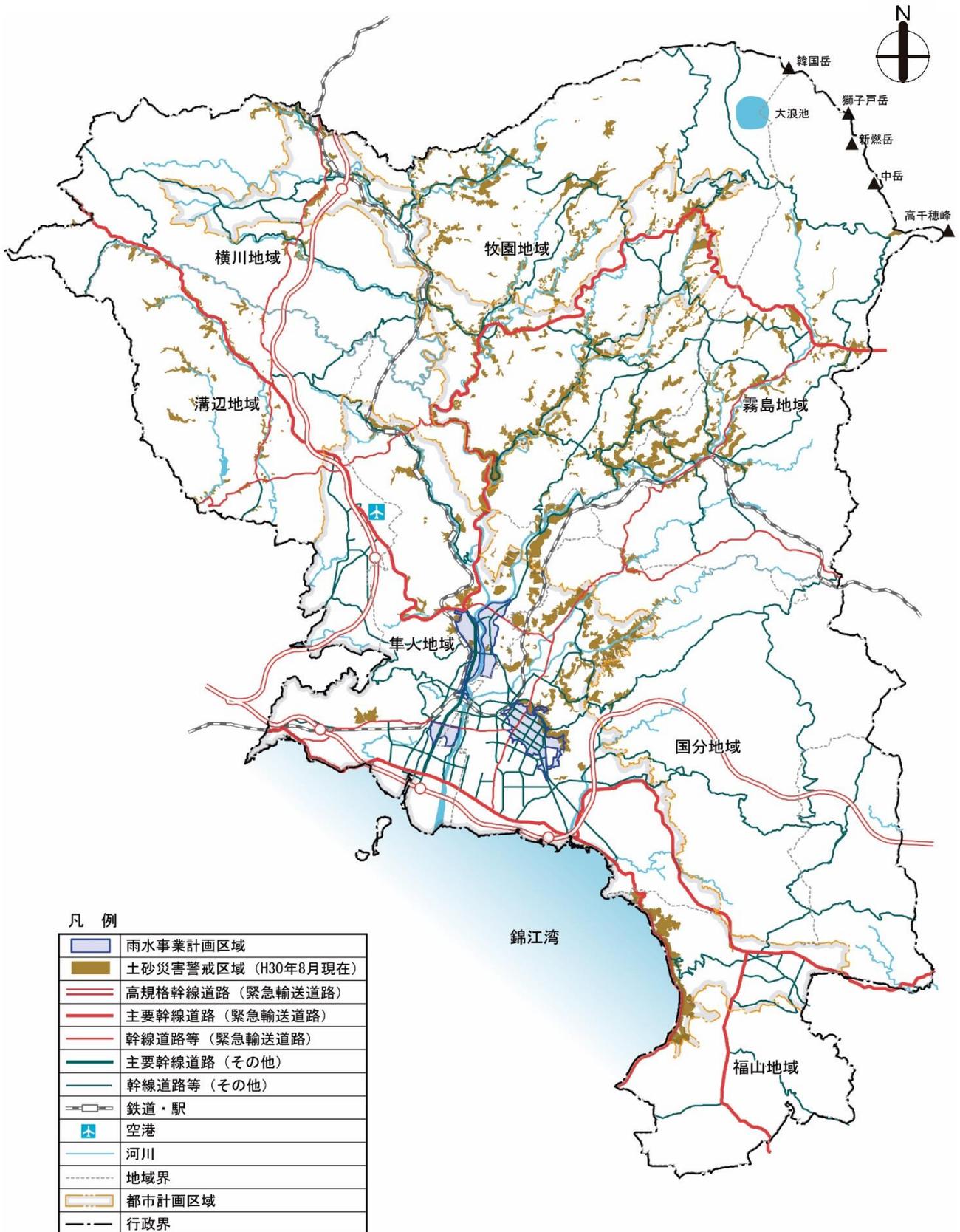
4) ライフライン施設の耐震化等の促進

- ① 上・下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化、代替性の確保を促進し、災害時におけるライフライン関係施設の機能確保を図ります。

(3) 協働による防災まちづくりの推進

- ① 防災出前講座や防災訓練等により市民の防災に対する知識を深め、防災意識の向上を図るとともに、防災マップの配布により、市民への災害情報の提供や避難場所等の周知を行います。さらに、地区防災計画の策定を推進し、自衛手段の強化を図ります。
- ② 主な観光拠点や宿泊施設に防災マップを掲示するなど、観光客等に対する防災情報の提供に努めます。
- ③ 関係機関と連携した連絡調整会議等の継続的な開催により、総合的な防災体制の強化を図ります。
- ④ 地域の防災力向上のため、関係機関と連携し、防災リーダーの育成や自主防災組織の育成・強化に向けた取組を行います。

■ 都市防災方針図



9. その他の関連分野

9-1 福祉のまちづくりに関する整備方針

(1) 基本的な考え方

- ① 少子高齢化の進展に配慮し、高齢者や障がい者、子供連れの人をはじめ、すべての人が活動のしやすい都市づくりを目指します。

(2) 福祉のまちづくりに関する整備方針

1) バリアフリーやユニバーサルデザインの推進

- ① 駅周辺や公共施設、住宅及び商店街等において、市民・事業者・行政が相互に連携して、既存施設のバリアフリー^{※29}化やユニバーサルデザイン^{※25}の考え方に基づいた整備を図ります。

2) 高齢者・障がい者等にやさしい移動手段の確保

- ① 高齢者・障がい者等の交通弱者^{※78}のための移動手段の確保に努めるとともに、公共交通のバリアフリー化や交通のシームレス化^{※79}、段差がなく円滑に移動できる歩行空間の確保等を促進します。

9-2 その他公共施設等の整備方針

(1) 公共施設

- ① 公共施設については、霧島市公共施設管理計画^{※80}に基づき、施設保有量の見直し・適正化及び施設の長寿命化を推進します。また、将来の地域づくりの観点から施設の再編を検討します。

(2) 情報通信基盤施設

- ① 情報通信基盤については、霧島市光ブロードバンド^{※81}整備計画に基づき、超高速ブロードバンドが未整備となっている地域に対して、光ファイバー^{※82}による超高速ブロードバンドの環境整備を行います。また、その他の効果的な情報通信基盤についても情報収集を行うとともに、これらを活用した地域課題の解決に向けた取組を支援します。

※78 交通弱者 / 子どもや高齢者など、移動手段が制約され不便を感じる人のこと。

※79 交通のシームレス化 / シームレスとは「継ぎ目のない」意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継等の交通機関の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフトの両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。

※80 霧島市公共施設管理計画 / 長期的観点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することを目的とした計画。平成27年(2015年)3月策定。

※81 ブロードバンド / 「ブロードバンドネットワーク」の略。高速で大容量の情報が送受信できる通信網。ケーブルテレビの回線や光ファイバーなどを利用する。広帯域通信網。

※82 光ファイバー / 電気信号を光に変えて情報を伝達するケーブル。電磁波の影響を受けず、大容量のデータを長距離伝送できるのが特徴。

第5章

地域別構想

1. 地域別構想の役割と地域区分

1-1 地域別構想の概要と役割

- ① 地域別構想は、都市計画区域^{※1}外を含めた本市の全域を地域の特性等に応じて区分し、身近な地域の視点に立って、地域づくりの方針を示すものです。
- ② 地域別に、地域の特性や主要課題を整理した上で、市域全体の都市づくりの方向を踏まえながら、目指すべき地域の将来像とその実現に向けた地域づくりの方針を明らかにします。
- ③ 市民がまちづくりへの理解や関心を深める一助となり、市民と行政が目標像を共有しながら、協働してまちづくりを進めていく上での指針となります。

1-2 地域区分の設定

- ① 地域区分については、地形的条件、土地利用の状況、生活圏などの自然的・社会的諸条件を考慮し、旧市町の区域を基本として、国分地域、溝辺地域、横川地域、牧園地域、霧島地域、隼人地域、福山地域の7地域に区分します。

地域名	地域の位置など	地域コミュニティ ^{※2} （地区自治公民館）
国分地域	市南部に位置し、市の中心的な市街地を形成する地域	東その山、清水、姫城、郡山、木原、川原、国分東、国分西、向花、府中、新町、野口、上小川、広瀬、福島、松木、湊、上井、川内、平山、本戸、敷根、下井、上之段、塚脇
溝辺地域	市西部に位置し、空港を有し、農業を中心とする地域	瀬竹、下有川切門、石原、上石原、永尾、曾我、据石ヶ岡、稻荷、宮久、宮川内、三縄、陵北、金割、水尻・横頭、大川内岡、石峯、麓原、玉利、論地、陵南、西原、十三塚、桑坂
横川地域	市北西部に位置し、農業と工業を中心とする地域	山ヶ野、安良、中央、尾田、植村今村、西、佐々木
牧園地域	市北部に位置し、霧島温泉郷を有し農業と観光を基幹産業とする地域	牧園、三体、万膳、中津川、持松、高千穂
霧島地域	市北東部に位置し、霧島山を有し、農業と観光を基幹産業とする地域	永水、向田、大川、中央、湯之宮、待世、田口、狭名田、栢野、桂内、霧島
隼人地域	市南西部に位置し、市の中心的な市街地を形成する地域	小浜、小野、富隈、宮内、姫城、日当山、松永、中福良
福山地域	市南東部に位置し、農業を中心とする地域	小廻、中央、大廻、東牧之原、西牧之原、下牧之原、福地、福沢、佳例川、比曾木野

※1 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域が指定される。

※2 コミュニティ / 居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村、都市、地方など、生産、自治、風俗、習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

■ 地域区分図

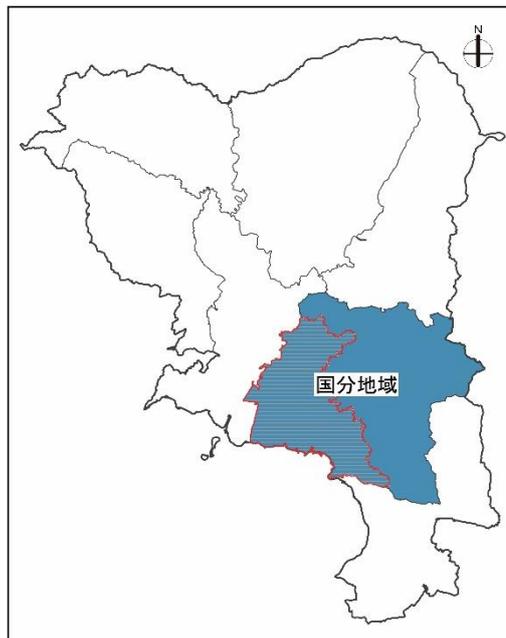


2. 国分地域

2-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ① 国分地域は、隼人地域とともに市の中心となる市街地を形成する地域で、東九州自動車道、国道10号、国道220号が通り、国分インターチェンジやJR日豊本線の国分駅を有しています。
- ② 人口は、平成27年国勢調査によると、58,139人であり、本市の全人口の約5割を占め増加傾向にあります。なお、高齢化率は19.8%であり、本市の7地域の中では最も低くなっています。
- ③ 地形は、天降川などの河川が造りだした広大な国分平野と、これを取り囲むように存在するシラス台地とに大別されます。
- ④ 国分駅や市役所の周辺を中心とした都市核には主要な都市機能^{※1}が集積するとともに、市街地地域には我が国を代表する先端技術産業^{※2}関連をはじめとした多くの企業が立地しています。また、中高層マンションや戸建て住宅地の開発が活発に行われています。
- ⑤ 大学、短大、専門学校を有しており、多くの学生が行き交い、活気があります。
- ⑥ 地域の南西部は国分都市計画区域^{※3}に指定され、一部に用途地域^{※4}が定められています。



※1 都市機能 / 居住、商業、工業、文化、教育、医療、保健、福祉、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

※2 先端技術産業 / その時代の最も進んだ技術を利用した産業のこと。

※3 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域が指定される。

※4 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分地域、隼人地域、溝辺地域の一部に用途地域が指定されている。

(2) 主要課題

- ① 市街地地域及びその周辺部では、中高層マンションや戸建て住宅地の開発が活発に行なわれており、良好な都市環境を整備していくための適正な規制・誘導が必要です。
- ② 人口の増加や郊外型商業施設^{※5}の増加などに伴う交通量の増大により、幹線道路の一部では慢性的な交通渋滞が発生しており、既存道路の拡幅やバイパス道路の整備など、渋滞解消が課題となっています。
- ③ 市街地地域では郊外型商業施設などの立地等に伴い、中心市街地の商業機能の低下がみられ、空き店舗等の解消が課題となっています。
- ④ 近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴い、中心市街地において発生している浸水被害等の早期解消が課題となっています。



■ 中心市街地(国分シビックセンター周辺)

2-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

「学び」「働き」「住まう」霧島の発展を先導する
利便性と快適性を兼ね備えた活力あふれるまち

(2) 整備目標

- ① 本市のまちの顔・玄関口である都市核では、主要な都市機能^{※1}の集積を図り、拠点性の強化と定住化の促進を図ります。
- ② 中心市街地における商業機能の低下や空洞化を防ぐために、空き店舗等の有効活用などを促進します。
- ③ 幹線道路の交通渋滞緩和対策及び市街地地域の治水対策を推進し、快適で魅力的な定住環境づくりを進めます。

※5 郊外型商業施設 / 大きな駐車場を持ち郊外に立地する、たくさんの小売店舗や飲食店、サービス業などが入居する商業施設。

2-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用

1) 商業系

- ① 国分駅や市役所の周辺を中心とした市街地を、本市の主要な商業・業務地として、商業施設や業務施設等の集積を図ります。
- ② 国分パークプラザ等が立地する中心市街地は、空き店舗等の有効活用や、回遊できる歩行者空間の整備などを進め、県央中核都市の商業拠点にふさわしい中心商業地として活性化に努めます。
- ③ 都市計画道路^{※6} 向花清水線の国分駅西側周辺沿道や都市計画道路野口線（一般県道北永野田小浜線）の川跡交差点から隼人市街地に至る沿道には、ロードサイド型の商業施設が立地していることから、沿道型の商業地としての維持・充実を図るとともに、国分・隼人地域の2つの都市核の連携・強化を図るため、用途地域^{※4}の見直しの検討を行います。

2) 住居系

- ① 住宅地は、用途地域やその周辺部に配置するものとし、農用地との調和を図りながら、生活道路等の整備に努め、良好な住環境の形成を図ります。
- ② 住宅地が計画的に整備され、戸建住宅を主体として土地利用が形成されている地域については、緑地協定^{※7}等の導入を促進し、住環境の改善又は維持を図ります。

3) 工業系

- ① 山下町や野口北地区などに立地する工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。
- ② 国道10号の主要地方道国分霧島線との交差部から隼人地域に至る沿道域には、ロードサイド型商業施設も含めた流通業務ゾーンとしての機能の維持を図ります。
- ③ 工業系用途地域内における低・未利用地の活用を促進するとともに、国分インターチェンジ周辺など交通利便性の高い地区において、農林漁業との調整を図りながら、さらなる企業誘致を推進します。

※6 都市計画道路 / 都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画で定められる道路。

※7 緑地協定 / 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

4) その他

- ① 市街化適正誘導区域等については、農林漁業との調和を図り、治水や交通等に対する諸課題を整理しつつ、秩序ある土地利用に向けた用途地域制度や地区計画^{※8}制度の活用等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の促進等により良好な住環境等の形成を図ります。
- ② 用途地域、市街化適正誘導区域等を除く市街地近郊地域や、台地・丘陵地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ③ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備の推進を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 国分駅や市役所の周辺を中心とした市街地においては、現在実施中の都市再生整備計画事業^{※9}によるまちの総合力・回遊性の向上や骨格道路の機能強化、安全性・防犯性の高いまちづくりを推進するとともに、国分中央地区の再開発事業^{※10}の導入の検討や、まちなか活性化に向けた官民連携による取組を進めます。
- ② 向花、府中、野口、上小川、福島及び松木地区など、古くからの集落が市街化した地区では、住宅の建替えにあわせた狭隘道路^{きょうあい}の解消やオープンスペースの確保等を誘導し、安全で快適な住環境の向上を促進します。

(3) 交通

- ① 渋滞解消を図るバイパス道路や他地域間を結ぶ広域的なアクセス道路など、総合的な道路ネットワーク体系の実現を目指します。
- ② 広域間を連絡する高規格幹線道路^{※11}である東九州自動車道の4車線化の整備を促進するとともに、地域間を結ぶ主要幹線道路の整備促進を図ります。
- ③ 都市計画道路^{※6}については、新町線、山崎線の早期完成を目指すとともに、新川北線、犬追馬場線、向花清水線などの整備を推進します。また、野口線の未整備区間の整備を促進します。
- ④ 鉄道、路線バス、市街地循環バス、ふれあいバス^{※12}等の連携を図るなど、地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。

※8 地区計画 / 住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針(ビジョン)」や「道路、公園の配置、建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

※9 都市再生整備計画事業 / 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業。

※10 再開発事業 / 既存の建物や施設が集積している地域で、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の改善を図るために行われる建築物・建築敷地・公共施設の整備に関する事業。

※11 高規格幹線道路 / 自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

※12 ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

(4) 水とみどり

1) 河川

- ① 近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴う洪水・浸水等に対応するため、計画的な河川の整備を進めるとともに、霧島市雨水管理総合計画^{※13}に基づく整備を図ります。
- ② 天降川については、天降川ふるさとの川河川公園などの魅力ある親水空間の形成を図り、手籠川及び検校川等の河川については、豊かな水辺環境の保全を図ります。

2) 公園・緑地

- ① 城山公園などの公園・緑地は、レクリエーション・健康づくりなど多様な市民ニーズに対応するよう整備充実を図ります。
- ② その他既存の公園や緑地は、憩いの場、健康づくりの場として、ユニバーサルデザイン^{※14}の考え方に基づいた施設の整備や、霧島市公園施設長寿命化計画^{※15}に基づいた計画的な施設の更新を図ります。

(5) 供給・処理施設

- ① 公共下水道の国分隼人処理区については、整備計画に基づき完成を目指すとともに、施設の適正な維持管理を行います。また、公共下水道事業^{※16}の予定されていない区域においては、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。
- ② (仮称)台明寺浄水場、(仮称)宇都良配水池の整備を図るとともに、国分芦谷不燃物処分場、公設地方卸売市場及び国分斎場の適正な維持管理に努めます。
- ③ 老朽化が進む霧島市敷根清掃センターについては、適正な維持管理を行うとともに、計画的に施設を更新します。

(6) 都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、緑豊かな黒石岳や天降川・検校川などの清流をはじめとする山林・海浜・溪谷・温泉などの豊かな自然環境を保全・活用し、自然と人とが共生できる環境形成に努めます。
- ② 黒石岳森林公園や台明寺溪谷公園、国分キャンプ海水浴場などの、自然と親しめる拠点等を活用しながら、環境学習や自然とのふれあいを促進します。

※13 霧島市雨水管理総合計画 / 平成 29 年 (2017 年) 7 月に国が公表した雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づき下水道による浸水対策ハード対策とソフト対策の組合せを実施すべき区域や対策目標等を定めたもの。平成 31 年 (2019 年) 3 月策定。

※14 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※15 霧島市公園施設長寿命化計画 / 公園施設の事故等を未然に防ぎ、長持ちさせるための維持管理や、適切な時期での施設更新を進めるために策定した計画。平成 26 年 (2014 年) 3 月策定。

※16 公共下水道事業 / 汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業。

(7) 都市景観

- ① 東部に広がる森林や溪谷などの自然的景観、上野原遺跡・大隅国分寺跡等にみられる歴史・文化的景観、都市部における市街地景観といった本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者・行政の協働により保全・形成を図ります。
- ② 鹿児島県屋外広告物条例^{※17}に基づき、屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成を図るよう努めます。
- ③ 国分小学校周辺について、霧島市景観計画^{※18}に基づく育成地区への位置付けを検討し、良好な景観の保全・形成を図ります。

(8) 都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ^{※19}による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 地域内を流れる河川等の洪水氾濫による被害の未然防止のため、ハード対策と併せ、洪水ハザードマップの周知など、警戒避難体制の整備・充実を図ります。
- ③ 高潮・津波等による災害防止のため、情報伝達や警戒避難体制の整備、地域住民への意識啓発の推進など、ソフト面での対策を講じます。
- ④ 国道10号、国道220号等の緊急輸送道路^{※20}においては、防災機能の確保に努めます。また、住宅・建築物の耐震化・不燃化の促進を図ります。
- ⑤ 市民・事業者・行政の協働により、防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

※17 鹿児島県屋外広告物条例 / 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物法に基づいて屋外広告物を適正に規制するための条例。昭和39年(1964年)10月制定。

※18 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」まちづくりを目指すもの。平成24年(2012年)9月策定。

※19 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※20 緊急輸送道路 / 大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を指定したもの。

■ 国分地域まちづくり方針図



凡例

土地 利用		低層住宅地
		一般住宅地
		商業・業務地
		近隣商業地
		沿道サービスゾーン
		工業地
		流通業務ゾーン
		大規模施設
		市街地近郊地域
		台地・丘陵地域
		山岳地域
		集落地
	農用地	

土地 利用		保安林
		自然公園
		市街化適正誘導区域
		用途地域指定区域
交 通		都市計画区域（現行）
		高規格幹線道路
		インターチェンジ
		主要幹線道路
		幹線道路等
		整備予定路線
		構想路線
		鉄道・駅

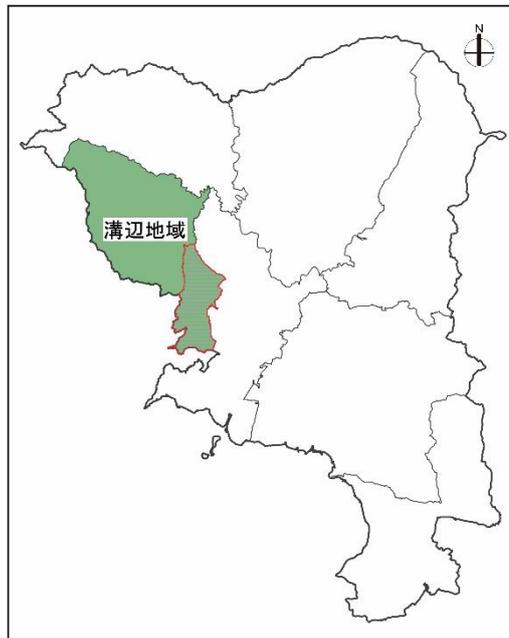
都市 公園		総合公園
		運動公園
		地区公園
		近隣公園
そ の 他		街区公園
		下水道事業計画区域
		工業団地
		ふれあい拠点
		拠点となる重要な緑地
		河川
		地域界
		行政界

3. 溝辺地域

3-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ① 溝辺地域は、鹿児島空港や九州縦貫自動車道溝辺鹿児島空港インターチェンジを有し、本市の広域交通の拠点となっています。また、国道504号が南北に通る、地域の内外を結んでいます。
- ② 人口は、平成27年国勢調査によると8,071人で近年減少に転じ、高齢化率は26.8%となっています。
- ③ 長尾山周辺の森林や畑作地帯からなる緑豊かな地域で、丘陵部や平坦地において、農地のほか、商・工業用地、住宅地などの土地利用がなされています。
- ④ 霧島茶として広く知られるお茶の栽培のほか、ぶどう・梨などの果樹栽培や畜産も盛んです。
- ⑤ 溝辺総合支所周辺には文化ホールや体育館等、主要な公共施設が集積しています。
- ⑥ 鹿児島空港に近接する陵南地区においては、麓第一土地区画整理事業^{※1}による住宅地の整備が進められています。
- ⑦ 地域の南側が溝辺都市計画区域^{※2}に指定され、一部に用途地域^{※3}が定められています。



※1 土地区画整理事業 / 道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設を整備、改善し、宅地の区画や形状を整える市街地開発事業。

※2 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域が指定される。

※3 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分地域、隼人地域、溝辺地域の一部に用途地域が指定されている。

(2) 主要課題

- ① 鹿児島空港と周辺地域を円滑に結ぶ交通基盤や広域交通の拠点性を活かした活力ある産業・観光・交流機能の強化を図る必要があります。
- ② 麓第一土地区画整理事業^{※1}の推進などにより、自然と調和した魅力的な住環境を整備し、若年層を中心とする人口流入を促進する必要があります。
- ③ 交通拠点性を活かし、地域内外を結ぶ公共交通の利便性向上を図るため、再編・充実に努める必要があります。
- ④ 土砂災害のおそれのある箇所における自然災害の防止、生活環境の向上に努め、快適で安心・安全な地域づくりを進める必要があります。
- ⑤ 鹿児島空港周辺の広大な茶畑や竹子、有川、三縄地区の畑、網掛川沿いの水田といった農地の保全、農業生産環境の維持向上とともに、森林、田園地帯の貴重な自然環境の保全を図ることが求められます。



■ 広大な茶畑と鹿児島空港

3-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

空の玄関口としてののにぎわいと、茶畑に包まれた
緑豊かな環境が調和する、魅力あふれるまち

(2) 整備目標

- ① 国際空港である鹿児島空港やインターチェンジなどの交通利便性を活かした「広域交通拠点」の形成を図るとともに、豊かな自然環境を活かした地域づくりを進めます。
- ② 溝辺総合支所周辺を地域の中心的な役割を担う「地域拠点」として、地域の生活を支えるための機能を集積し、拠点性の維持・向上を図ります。
- ③ 誰にとっても優しい、快適で安心・安全に暮らすことができる魅力的な定住環境づくりを進めます。

3-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用

1) 商業系

- ① 国道 504 号と主要地方道隼人加治木線の交差部周辺を商業・業務地として、機能の維持・充実を図ります。

2) 住居系

- ① 陵南・論地・西原・石峯地区を一定規模の生活利便施設^{※4}と中低層住宅地を主体とした一般住宅地と位置付け、既存住宅地の保全や住宅立地の促進に努め、周辺の自然・田園環境と調和した緑豊かな住宅地としての土地利用を誘導します。

3) 工業系

- ① 鹿児島空港に面する国道 504 号沿道及び論地地区の主要地方道隼人加治木線沿道を工業地として位置付け、流通業務機能や商業・サービス機能などの土地利用を誘導します。
- ② 溝辺鹿児島空港インターチェンジに隣接し、隼人地域にわたる鹿児島臨空団地や三縄地区の久留味川工業団地は、企業誘致により、産業・流通拠点としての有効利用を図ります。

4) その他

- ① 溝辺鹿児島空港インターチェンジ北側等の用途地域^{※3}周辺の市街化適正誘導区域については、秩序ある土地利用に向けた用途地域制度等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の促進等により良好な都市環境の形成を図ります。
- ② 用途地域、市街化適正誘導区域、地域拠点を除く台地・丘陵地域については、自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ③ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備の推進を図ります。
- ④ 山岳地域については、水源涵養^{かんよう}^{※5}機能等を担う保安林^{※6}等の適切な維持管理に努め、健全な森林としての保全を図るとともに、県民の森など、豊かな森林環境を生かしたレクリエーション機能の充実を促進します。

※4 生活利便施設 / 住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストア等。

※5 水源涵養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※6 保安林 / 災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

(2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 地域拠点である溝辺総合支所周辺については、商店や医療、行政など身近なサービス機能の維持を図るとともに、空き地・空き家等を有効活用しながら、良好な住環境の形成を図ります。
- ② 快適な住環境を確保するため、麓第一土地区画整理事業^{※1}の早期完了を図るとともに、その他の集落地については、周辺の森林や農地との調和を図りながら、住環境の維持・改善を図ります。

(3) 交通

- ① 市中心部や隣接地域へのアクセス性を確保し、地域住民及び観光客の利便性を高めるため、鹿児島空港を拠点として周辺地域とを結ぶ幹線道路網の充実を図り、幹線道路の整備を促進します。
- ② 鹿児島空港と北薩地域を結ぶ地域高規格道路^{※7}として計画されている北薩横断道路の早期整備を目指します。
- ③ 都市計画道路^{※8}については、論地通線の整備を推進するとともに、空港線（国道504号）の整備を促進します。
- ④ 地域拠点を重点として生活道路の改良整備を図り、バリアフリー^{※9}やユニバーサルデザイン^{※10}等に配慮した安心・安全で快適な道路空間づくりに努めます。
- ⑤ 鉄道、路線バス、ふれあいバス^{※11}等の連携を図るなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。

(4) 水とみどり

1) 河川

- ① 網掛川、久留味川等の河川については、治水機能の維持・充実を図るとともに、豊かな水辺環境の保全を図ります。
- ② 本地域に多く存在するため池を保全し、治水機能の維持・充実を図るとともに、近年の集中豪雨等による被害拡大抑制のためのハザードマップ^{※12}等の整備を進めます。

※7 地域高規格道路 / 広域的な地域の連携・交流を促進する自動車専用道路並みの質の高い道路。

※8 都市計画道路 / 都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画で定められる道路。

※9 バリアフリー / 障害のある方が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面、制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになった。

※10 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※11 ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

※12 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

2) 公園・緑地

- ① 麓第一土地区画整理事業区域内に身近な公園の確保を図るとともに、維持管理については、地域住民との協働を検討します。また、既存の公園・緑地の環境の保全を図ります。

(5) 供給・処理施設

- ① 合併処理浄化槽への転換を促進し、生活環境の向上を図ります。
- ② 水道施設及び溝辺瀬間利最終処分場の適正な維持管理に努めます。

(6) 都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、本地域の特色である里山・農村環境、森林環境などの豊かな自然環境の維持・保全を図ります。
- ② 本地域で確認されているウチョウラン^{※13}、キリシマエビネ^{※14}といった貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- ③ 県民の森をはじめ自然と親しめる拠点等を活用しながら、環境学習や自然とのふれあいを促進します。

(7) 都市景観

- ① 北西部一帯の森林、丘陵部に広がる広大な茶畑、国道 504 号沿い等の農地と集落が一体となった田園景観などの自然的景観、金山橋、溝辺城跡、鷹屋神社の銀杏等にみられる歴史・文化的景観、鹿児島空港周辺の市街地景観といった、本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者・行政の協働により保全・形成を図ります。
- ② 麓地区等の住宅地は、生垣等の敷地内緑化を促進し、うるおいのあるまちづくりを進めます。

(8) 都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ^{※12}による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 国道 504 号や主要地方道栗野加治木線等の緊急輸送道路^{※15}においては、防災機能の確保に努めます。また、住宅・建築物の耐震化・不燃化の促進を図ります。
- ③ 市民・事業者・行政の協働により、防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

※13 ウチョウラン / ラン科の多年草で、環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧Ⅱ類に分類されている。ウチョウランは紫色の小型の花をつける。

※14 キリシマエビネ / 草丈 20~40cm のラン科の多年草。エビネの原種といわれ、西日本以西~奄美大島の暖地に分布。鹿児島県希少野生動植物の指定を受けている。

※15 緊急輸送道路 / 大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を指定したもの。

■ 溝辺地域まちづくり方針



凡例

土地 利 用		低層住宅地
		一般住宅地
		商業・業務地
		工業地
		流通業務ゾーン
		大規模施設
		台地・丘陵地域
		山岳地域
		集落地
		農用地
		保安林
		市街化適正誘導区域
		用途地域指定区域
		都市計画区域（現行）

交 通		高規格幹線道路
		インターチェンジ
		地域高規格道路（整備予定路線）
公 都 園 市		主要幹線道路
		幹線道路等
そ の 他		街区公園
		整備予定路線
		工業団地
		ふれあい拠点
		拠点となる重要な緑地
		その他の公園
		河川
	地域界	
	行政界	

4. 横川地域

4-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ① 横川地域は、かつて山ヶ野金山の鉄道輸送拠点として栄えた歴史を有する地域で、JR 肥薩線の大隅横川駅、九州縦貫自動車道横川インターチェンジを有しています。
- ② 人口は、平成 27 年国勢調査によると 4,227 人で近年減少を続け、高齢化率は 37.1%となっています。
- ③ 霧島山の西麓、天降川水系の上流部にあたり、平地が少なく、谷筋の道路沿い等に農地・集落地が分布するほか、工業用地としての土地利用もみられます。
- ④ 農業が盛んで、茶・花き・しいたけなどの特産物があるほか、畜産も盛んで、また、広域交通の便が良いことから先端技術産業^{※1}関連も立地しています。
- ⑤ 横川総合支所周辺には、大隅横川駅や主要な公共施設、商店街があります。
- ⑥ 主要地方道牧園薩摩線沿いの一帯などが横川都市計画区域^{※2}に指定されています。



(2) 主要課題

- ① 人口減少・高齢化が急速に進んでいることから、商業、医療・福祉サービスを維持・充実し、高齢者の生活を支え、若者が定住可能な住環境の整備を図るとともに、地域の活力を高める産業・交流機能の強化が必要となっています。
- ② 地域内の連携及び市中心部や周辺地域との連携を強化するため、地域内外を結ぶ道路網の整備や日常生活を支える公共交通の再編・充実に努める必要があります。
- ③ 土砂災害のおそれのある箇所や浸水実績のある地区等における自然災害の防止、大隅横川駅周辺の道路が狭く、建物が密集した地区などの生活環境の向上に努め、快適で安心・安全な地域づくりを進める必要があります。
- ④ 上ノ、下ノ地区の水田や散在する畑などの農地の保全・農業生産環境の維持向上とともに、田園地帯の貴重な自然環境や歴史・文化資源を保全し、魅力的な地域づくりに生かしていくことが求められます。



■ 桜の名所として有名な丸岡公園

※1 先端技術産業 / その時代の最も進んだ技術を利用した産業のこと。

※2 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域が指定される。

4-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

水と緑、歴史・文化とともに、人と人とがふれあい、
交流しながら、豊かに住み続けるまち

(2) 整備目標

- ① 横川インターチェンジ周辺を「広域交通拠点」とし、産業・交流機能の強化を図るとともに、自然と歴史文化資源を保全・活用しながら、活力ある地域づくりを進めます。
- ② 横川総合支所周辺を地域の中心的な役割を担う「地域拠点」として、地域の生活を支えるための機能を集積し、拠点性の維持・向上を図ります。
- ③ 誰にとっても優しい、快適で安心・安全に暮らすことができる魅力的な定住環境づくりを進めます。

4-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用

- ① 先端技術産業^{※1} 関連の進出企業が立地する上ノ工業団地をはじめ、主要地方道牧園薩摩線沿道及び主要地方道栗野加治木線沿道の工業団地を、地域の産業・流通拠点として、周辺環境と調和した良好な工業団地として生産環境の維持・増進を図るとともに、既存工業団地内の未利用地については企業誘致を進め、有効利用を図ります。
- ② 地域拠点を除く台地・丘陵地域については、豊かな自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ③ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備の推進を図ります。
- ④ 山岳地域については、水源涵養^{※3} 機能を担う保安林^{※4} 等の適切な維持管理に努め、健全な森林としての保全を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 横川総合支所周辺については、身近な商店街や医療、行政などのサービス機能の維持を図るとともに、空き地・空き家等を有効活用しながら、良好な住環境の形成を図ります。
- ② 大隅横川駅前通り等の地域拠点エリア内の都市基盤が未整備な住宅地については、住宅の建替えにあわせた狭隘道路^{きょうあい}の解消やオープンスペースの確保等を誘導し、安全で快適な住環境の向上を促進します。

※3 水源涵養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※4 保安林 / 災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

- ③ その他の集落地については、周辺の森林や農地との調和を図りながら、住環境の維持・改善を図ります。

(3) 交通

- ① 地域内の連携や丸岡公園等のレクリエーション拠点へのアクセス性を高めるため、大隅横川駅、横川インターチェンジを拠点とした幹線道路網の充実を図り、幹線道路の整備を促進します。
- ② 地域拠点を重点として生活道路の改良整備を図り、バリアフリー^{※5} やユニバーサルデザイン^{※6}等に配慮した安心・安全で快適な道路空間づくりに努めます。
- ③ 本地域から牧園地域、霧島地域を経て、福山地域の国道10号に至る環状路線の構想について検討します。
- ④ 鉄道、路線バス、ふれあいバス^{※7}の連携を図るなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。
- ⑤ 大隅横川駅においては、地域公共交通に関する積極的な情報提供に努めるとともに、駅舎等を活用したイベントの実施などにより交流機能を強化し、拠点性の向上を図ります。

(4) 水とみどり

1) 河川

- ① 天降川や清水川等の河川については、治水機能の維持・充実を図るとともに、豊かな水辺環境の保全を図ります。

2) 公園・緑地

- ① 霧島山を一望する丸岡公園については、住民はもちろん広域的なレクリエーション拠点として、桜・ツツジの美しい環境を保全するとともに、施設の充実を図ります。
- ② その他既存の公園・緑地については、環境の保全を図るとともに、地域拠点においては、多様な世代が集う憩いの場を創出します。また、これらの施設の維持管理については、地域住民との協働を検討します。

(5) 供給・処理施設

- ① 合併処理浄化槽への転換を促進し、生活環境の向上を図ります。
- ② 水道施設並びに横川城山不燃物処分場の適正な維持管理に努めます。

※5 バリアフリー / 障害のある方が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面、制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになった。

※6 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※7 ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

(6) 都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、本地域の特色である山林と河川、農地等が調和した、豊かな自然環境の維持・保全を図ります。
- ② 本地域で確認されているカワゴケソウ^{※8}などの貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- ③ 天降川の源流地や天降川、清水川等の河川・溪流を保全し、観光資源としても活用します。
- ④ 横川城跡について、歴史文化とふれあえる場所としての環境整備を検討します。
- ⑤ 丸岡公園をはじめ自然と親しめる拠点等を活用しながら、環境学習や自然とのふれあいを促進します。

(7) 都市景観

- ① 天降川、清水川に沿った河川・溪流等の景観を、「水と緑の景観軸」と位置付け、「大出水の湧水」など重要な景観資源として保全・活用します。
- ② 緑に包まれた森林や河川・溪流、田園風景が織りなす自然的景観、安良神社や県内最古の木造駅舎である大隅横川駅舎、伝統ある住宅、石造倉庫等の歴史・文化的景観を有する良好な住宅地の景観など、本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者・行政の協働により保全・形成を図ります。
- ③ 大隅横川駅周辺並びに山ヶ野金山跡周辺について、霧島市景観計画^{※9}に基づく育成地区への位置付けを検討し、良好な景観の保全・形成を図ります。

(8) 都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ^{※10}による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 主要地方道栗野加治木線等の緊急輸送道路^{※11}においては、防災機能の確保に努めます。また、住宅・建築物の耐震化・不燃化の促進を図ります。
- ③ 市民・事業者・行政の協働により、防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

※8 カワゴケソウ / 熱帯から亜熱帯の河川の急流に生息する種子植物で、日本では、屋久島と鹿児島県本土、及び宮崎県の一部にのみ見られる珍しい植物。環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧ⅠA類に分類されている。県の天然記念物。

※9 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」まちづくりを目指すもの。平成24年(2012年)9月策定。

※10 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※11 緊急輸送道路 / 大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を指定したもの。

■ 横川地域まちづくり方針図

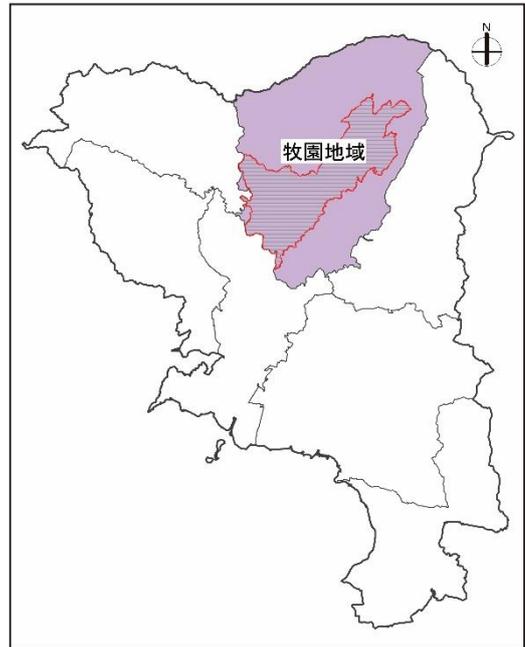


5. 牧園地域

5-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ① 牧園地域は、霧島地域とともに霧島観光の中核となる地域で、国道223号が東西に通り、JR肥薩線の霧島温泉駅を有しています。
- ② 人口は、平成27年国勢調査によると7,155人で近年減少を続け、高齢化率は42.1%となっています。
- ③ 標高の高い山地と麓の丘陵部からなり、山麓の谷筋等に農地・集落地としての土地利用がみられるほか、高千穂地区等に温泉街が形成され、山麓部には別荘地が分布しています。
- ④ 霧島錦江湾国立公園の美しい自然や霧島温泉郷などの多くの温泉資源に恵まれており、坂本龍馬の新婚旅行の逸話も残る観光地として知られるほか、しいたけや畜産なども盛んな地域です。
- ⑤ 牧園総合支所周辺には、主要な公共施設が集積し、霧島温泉郷周辺等には霧島高原国民休養地、みやまコンセール等の観光資源があります。
- ⑥ 地域の中央部が牧園都市計画区域^{※1}に指定されています。



(2) 主要課題

- ① 数々の観光・レクリエーション資源を活用しながら、広域的な観光・交流機能を強化し、滞在型の観光地としての魅力を高めていく必要があります。
- ② 人口減少・高齢化が急速に進んでいることから、商業、医療・福祉サービス機能を維持・充実し、高齢者の生活を支え、若者が定住可能な住環境の整備を図り、地域の活力を維持することが求められています。
- ③ 地域住民の利便性向上と観光交流の促進を図るため、地域内外と連携する道路網の整備や公共交通の再編・充実に努める必要があります。
- ④ 土砂災害のおそれのある箇所における自然災害の防止、集落等における生活環境の向上に努め、快適で安心・安全な地域づくりを進める必要があります。
- ⑤ 北部や南部の水田、台地上の茶園・畑などの農地の保全や生産環境の維持向上とともに、霧島錦江湾国立公園の森林をはじめとする、優れた自然環境の保全・活用を図ることが求められます。



■ 豊かな自然と調和した霧島温泉郷

※1 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域が指定される。

5-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

魅力あふれる自然環境と共生し、たすけあい、
ともに暮らす、活力ある温泉と観光のまち

(2) 整備目標

- ① 霧島温泉郷、妙見・安楽温泉郷周辺を「観光・レクリエーション拠点」とし、自然資源を保全・活用しながら、観光資源の充実・ネットワーク化を図り、広域的な観光交流の促進と活力ある地域づくりを進めます。
- ② 牧園総合支所周辺を地域の中心的な役割を担う「地域拠点」として、地域の生活を支えるための機能を集積し、拠点性の維持・向上を図ります。
- ③ 誰にとっても優しい、快適で安心・安全に暮らすことができる魅力的な定住環境づくりを進めます。

5-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用

- ① 高千穂小学校周辺の宿泊施設や商業施設が集まる地区及び霧島高原国民休養地の周辺などにおいては、森林に囲まれた良好な環境を保全しながら、観光・レクリエーション地区としての土地利用を図ります。
- ② 霧島温泉郷、妙見・安楽温泉郷は自然と調和した観光地としての土地利用を図ります。
- ③ 地域拠点を除く台地・丘陵地域については、美しい自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ④ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備について検討します。
- ⑤ 山岳地域については、霧島錦江湾国立公園区域内の自然を保護するとともに、水源涵養^{かんよう}※²機能を担う保安林^{ほあんりん}※³等の適切な維持管理に努め、健全な森林としての保全を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 地域拠点である牧園総合支所周辺については、商店や医療、行政など身近なサービス機能の維持を図るとともに、空き地・空き家等を有効活用しながら、良好な住環境の形成を図ります。

※² 水源涵養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※³ 保安林 / 災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

- ② 高千穂地区においては、街なみ環境整備事業^{※4}により整備された良好な環境を適切に維持するとともに、観光地としてのにぎわいの創出を図ります。
- ③ その他の集落地や別荘地については、周辺の森林や農地との調和を図りながら、住環境の維持・改善を図ります。

(3) 交通

- ① 市中心部や隣接地域へのアクセス性を確保し、地域住民及び観光客の利便性を高めるため、観光地にふさわしい自然と温泉街が調和した景観等に配慮しながら、周辺地域と結ぶ幹線道路網の充実を図り、幹線道路の整備を促進します。
- ② 地域拠点为重点として生活道路の改良整備を図り、バリアフリー^{※6}やユニバーサルデザイン^{※7}等に配慮した安心・安全で快適な道路空間づくりに努めます。
- ③ 横川地域から本地域、霧島地域を経て、福山地域の国道10号に至る環状路線及び本地域と隼人地域を結ぶ路線の構想について検討します。
- ④ 鉄道、路線バス、ふれあいバス^{※8}等の連携を図るなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。
- ⑤ 霧島温泉駅周辺においては、地域公共交通に関する積極的な情報提供に努めるとともに、観光客への案内を充実させるなど利用環境の向上を図ります。

(4) 水とみどり

1) 河川

- ① 中津川、石坂川、万膳川、小谷川等の河川については、治水機能の維持・充実を図るとともに、豊かな水辺環境の保全を図ります。

2) 公園・緑地

- ① 国民体育大会馬術競技会場の跡地利用については、民間のノウハウも含めた活用方法について検討します。
- ② 多様な世代が憩える身近な公園や緑地の配置について検討し、これらの施設の維持管理については、地域住民との協働を検討します。また、既存の公園・緑地の環境の保全を図ります。

※4 街なみ環境整備事業 / 生活道路等の未整備や住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民等が住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する事業に対して助成を行う事業。

※5 都市計画道路 / 都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画で定められる道路。

※6 バリアフリー / 障害のある方が社会生活をしていく上での障壁(バリア)を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面、制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになった。

※7 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※8 ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

(5) 供給・処理施設

- ① 特定環境保全公共下水道の高千穂処理区については、整備計画に基づき完成を目指すとともに、施設の適正な維持管理を行います。また、特定環境保全公共下水道事業^{※9}の予定されていない区域においては、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。
- ② 水道施設並びに霧島市牧園・横川地区し尿処理場、牧園城山不燃物処分場の適正な維持管理に努めます。

(6) 都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、国立公園内の森林や、新川渓谷沿いなど本地域の特色である優れた自然環境の維持・保全を図ります。また、観光施設等の開発により良好な環境の喪失が懸念される場合は、必要に応じて緑地保全地域^{※10}等の指定を検討します。
- ② 本地域で確認されているカワゴケソウ^{※11}、ウチョウラン^{※12}やノカイドウ^{※13}自生地など霧島山系で数多く確認されている貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- ③ 霧島高原国民休養地や森林セラピー^{※14}基地に指定されたウォーキングロード周辺の環境を保全・活用し、訪れる人に癒しの空間を提供するとともに、環境学習や自然とのふれあいを促進します。

(7) 都市景観

- ① 天降川に沿った景観を「水と緑の景観軸」と位置付け、流域における重要な景観資源として保全・活用していきます。また、霧島山～錦江湾～桜島を結ぶ「視軸」の眺望を保全・活用します。
- ② 丸尾滝、犬飼滝などの自然的景観、広大な茶畑などの田園景観、主要地方道小林えびの高原牧園線や国道223号沿いの風致景観、自然と一体となった温泉地の景観など本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者・行政の協働により保全・形成を図ります。
- ③ 霧島温泉駅前や地域拠点については、観光地への導入地区にふさわしい花と緑あふれる街なみ景観の形成に努めます。

※9 特定環境保全公共下水道事業 / 市街化区域以外で設置され、処理対象人口が概ね1万人以下の小規模なもので、高千穂処理区で実施している。

※10 緑地保全地域 / 都市緑地法に規定する緑地保全地域制度により指定される地域で、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するもの。都市計画法上の地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。

※11 カワゴケソウ / 熱帯から亜熱帯の河川の急流に生息する種子植物で、日本では、屋久島と鹿児島県本土、及び宮崎県の一部にのみ見られる珍しい植物。環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧ⅠA類に分類されている。県の天然記念物。

※12 ウチョウラン / ラン科の多年草で、環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧Ⅱ類に分類されている。ウチョウランは紫色の小型の花をつける。

※13 ノカイドウ / 霧島山にのみ自生するバラ科の植物。洪水などによって広範囲で植生が失われた場所に定着した種であると考えられており、遷移によって植生が変化し日当たりが悪くなるに従って急速に衰退しつつあることから、絶滅危惧種に指定されている。

※14 森林セラピー / 森林環境を活用した健康維持・増進・回復を図る方法のこと。専門家による生理・心理・物質的実験棟を通して、その高いリラックス効果が実証された森林を擁するとともに、良質な関連施設があると認められた地域が「森林セラピー基地」として認定される。本市では、牧園地域の森林が平成19年(2007年)に、霧島地域の森林が平成27年(2015年)に認定されている。

- ④ 霧島温泉郷の高千穂、丸尾地区については、観光・文化レクリエーション施設と緑の調和した街なみ景観の形成に努めます。
- ⑤ 丸尾地区や安楽地区について、霧島市景観計画^{※15}に基づく育成地区への位置付けを検討し、良好な景観の保全・形成を図ります。

(8) 都市防災

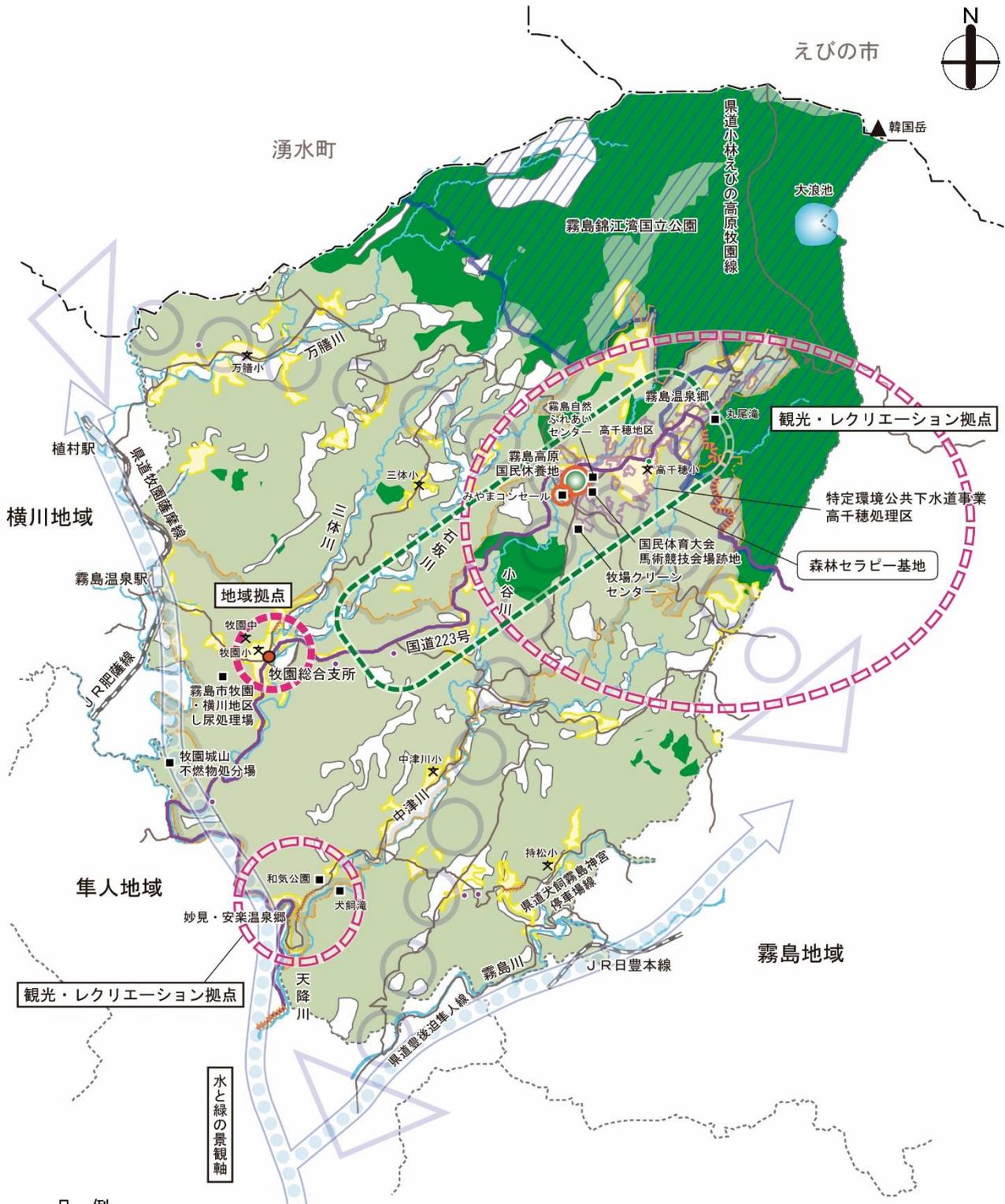
- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ^{※16}による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 国道223号の緊急輸送道路^{※17}においては、防災機能の確保に努めます。また、住宅・建築物の耐震化・不燃化の促進を図ります。
- ③ 霧島山については、火山噴火時の被害の防止・軽減を図るため、県など関係機関と連携を図り、砂防施設、火山監視機器等の整備やソフト対策の充実を図ります。
- ④ 市民・事業者・行政の協働により、防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

※15 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」のまちづくりを目指すもの。平成24年(2012年)9月策定。

※16 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※17 緊急輸送道路 / 大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を指定したもの。

■ 牧園地域まちづくり方針図



凡例

土地 利用		台地・丘陵地域
		山岳地域
		集落地
		農用地
		保安林
		自然公園
		都市計画区域（現行）

交 通		主要幹線道路
		幹線道路等
		整備予定路線
		構想路線
		鉄道・駅
公都 園市		街区公園

そ の 他		下水道事業認可区域
		ふれあい拠点
		拠点となる重要な緑地
		その他の公園
		河川
		地域界
		行政界

6. 霧島地域

6-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ① 霧島地域は、牧園地域とともに霧島観光の中核となる地域で、国道223号が東西に通り、JR日豊本線の霧島神宮駅を有しています。
- ② 人口は、平成27年国勢調査によると4,914人で近年減少を続け、高齢化率は42.2%となっています。
- ③ 韓国岳や新燃岳、高千穂峰が連なる雄大な霧島山と南麓の丘陵部からなる南北に細長い地域で、霧島川沿いや山裾などでは農地・集落等の土地利用がみられます。
- ④ 霧島錦江湾国立公園、霧島神宮、霧島神宮温泉郷などを有する観光地として知られるほか、茶や米作、畜産なども盛んな地域です。
- ⑤ 霧島総合支所周辺には、霧島神宮駅や主要な公共施設、商店街があります。
- ⑥ 全域が都市計画区域^{※1}外となっています。



(2) 主要課題

- ① 雄大な山岳や丘陵からなる美しい自然環境や霧島神宮をはじめとする観光レクリエーション資源を活用しながら、観光・交流機能を強化していく必要があります。
- ② 人口減少・高齢化が急速に進んでいることから、商業、医療・福祉サービスの機能を維持・充実し、高齢者の生活を支え、若者が定住可能な住環境の整備を図り、地域の活力を維持することが求められています。
- ③ 地域住民の利便性向上と観光交流の促進を図るため、地域内外と連携する道路網の整備や公共交通の再編・充実に努める必要があります。
- ④ 土砂災害のおそれのある箇所や浸水実績のある地区等における自然災害の防止、集落等における生活環境の向上に努め、快適で安心・安全な地域づくりを進める必要があります。
- ⑤ 霧島川沿いや南部の畑台地などにおける農地の保全や農業生産環境の維持向上を図るとともに、霧島錦江湾国立公園や東部の森林地帯において、自然環境の保全と適切な活用を図ることが求められます。



■ 天孫降臨神話のニニギノミコを祀る霧島神宮

※1 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域が指定される。

6-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

霧島山の麓で自然と共生しながら暮らす
人にやさしい観光のまち

(2) 整備目標

- ① 霧島神宮や霧島神宮温泉郷、霧島緑の村等の周辺を「観光・レクリエーション拠点」とし、自然資源を保全・活用しながら、観光資源の充実・ネットワーク化を図り、広域的な観光交流の促進と活力ある地域づくりを進めます。
- ② 霧島総合支所周辺を地域の中心的な役割を担う「地域拠点」として、地域の生活を支えるための機能を集積し、拠点性の維持・向上を図ります。
- ③ 誰にとっても優しい、快適で安心・安全に暮らすことができる魅力的な定住環境づくりを進めます。

6-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用

- ① 霧島神宮周辺については、荘厳な風格を持つ文化財と周辺の自然と調和した観光地としての土地利用を図ります。
- ② 地域拠点を除く台地・丘陵地域については、美しい自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ③ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備の推進を図ります。
- ④ 山岳地域については、霧島錦江湾国立公園内の自然を保護するとともに、水源涵養^{※2}機能を担う保安林^{※3}等の適切な維持管理に努め、健全な森林としての保全を図ります。
- ⑤ 企業等が開発目的で所有する集団的な森林等については、景観、周辺環境、防災に配慮した利用を促進し、無秩序な開発の抑制を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 地域拠点である霧島総合支所周辺については、商店や医療、行政などのサービス機能の維持を図るとともに、空き地・空き家等を有効活用しながら、良好な住環境の形成を図ります。

※2 水源涵養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※3 保安林 / 災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

- ② その他の集落地や別荘地については、周辺の森林や農地との調和を図り、住環境の維持・改善を図ります。

(3) 交通

- ① 市中心部や隣接地域へのアクセス性を確保し、地域住民及び観光客の利便性を高めるため、観光地にふさわしい自然や歴史文化と調和した景観等に配慮しながら、周辺地域と結ぶ幹線道路網の充実を図り、幹線道路の整備を促進します。
- ② 地域拠点为重点として生活道路の改良整備を図り、バリアフリー^{※4} やユニバーサルデザイン^{※5}等に配慮した安心・安全で快適な道路空間づくりに努めます。
- ③ 横川地域から牧園地域、本地域を経て、福山地域の国道10号に至る環状路線の構想について検討します。
- ④ 鉄道、路線バス、ふれあいバス^{※6}等の連携を図るなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。
- ⑤ 霧島神宮駅周辺においては、地域公共交通に関する積極的な情報提供に努めるとともに、観光客への案内を充実させるなど利用環境の向上を図ります。

(4) 水とみどり

1) 河川

- ① 天降川水系の上流河川である霧島川、手籠川等の河川については、治水機能の維持・充実を図るとともに、豊かな水辺環境の保全を図ります。

2) 公園・緑地

- ① 既存の緑地については、環境の保全を図るとともに、地域拠点においては、多様な世代が集う憩いの場を創出します。また、これらの施設の維持管理については、地域住民との協働を検討します。

(5) 供給・処理施設

- ① 合併処理浄化槽への転換を促進し、生活環境の向上を図ります。
- ② (仮称)永池地区配水ポンプ場の整備を図るとともに、水道施設の適正な維持管理に努めます。

※4 バリアフリー / 障害のある方が社会生活をしていく上での障壁(バリア)を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面、制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになった。

※5 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※6 ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

※7 緑地保全地域 / 都市緑地法に規定する緑地保全地域制度により指定される地域で、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するもの。都市計画法上の地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。

※8 キリシマミドリシジミ / シジミチョウ科の蝶で、はねの表面は雄では金緑色、雌では暗褐色で前ばねに紫色斑がある。裏面の色彩や斑紋は雌雄でまったく異なる。鹿児島県レッドデータブックでは準絶滅危惧種に指定されている。

(6) 都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、国立公園内の森林や温泉郷周辺など、本地域の特色である優れた自然環境の維持・保全を図ります。また、観光施設等の開発により良好な環境の喪失が懸念される場合は、必要に応じて緑地保全地域^{※7}等の指定を検討します。
- ② 本地域で確認されているキリシマミドリシジミ^{※8} 鹿児島県及び霧島市の市花にも選定されているミヤマキリシマ^{※9} などの貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- ③ 霧島緑の村や霧島神話の里公園など自然と親しめる拠点等を活用しながら、環境学習や自然とのふれあいを促進します。

(7) 都市景観

- ① JR日豊本線沿線から霧島神宮周辺を経て、大浪池に至る霧島川に沿った景観を、「水と緑の景観軸」と位置付け、重要な景観資源として保全・活用します。
- ② 紅葉や樹氷の美しい霧島山の雄大な山岳景観、国道223号沿いや霧島神宮周辺の風致景観、主要地方道国分霧島線やJR日豊本線沿いの農地と集落が一体となった田園景観、狭名田の長田、永水の水田、豊後迫の菜の花など歴史に彩られた集落・田園景観、風情ある温泉地の景観など、本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者・行政の協働により保全・形成を図ります。
- ③ 霧島総合支所周辺については、観光地への導入地区にふさわしい街なみの景観形成に努めます。
- ④ 国道223号沿いや霧島神宮周辺は、良好な自然環境及び荘厳な風格を持つ歴史的な観光地にふさわしい魅力ある景観の保全・形成に努めるとともに、霧島市景観計画^{※10}に基づく育成地区への位置付けを検討し、良好な景観の保全・形成を図ります。

(8) 都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ^{※11}による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 国道223号や主要地方道都城隼人線等の緊急輸送道路^{※12}においては、防災機能の確保に努めます。また、住宅・建築物の耐震化・不燃化の促進を図ります。
- ③ 霧島山については、火山噴火時の被害の防止・軽減を図るため、県など関係機関と連携を図り、砂防施設、火山監視機器等の整備やソフト対策の充実を図ります。
- ④ 市民・事業者・行政の協働により、防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

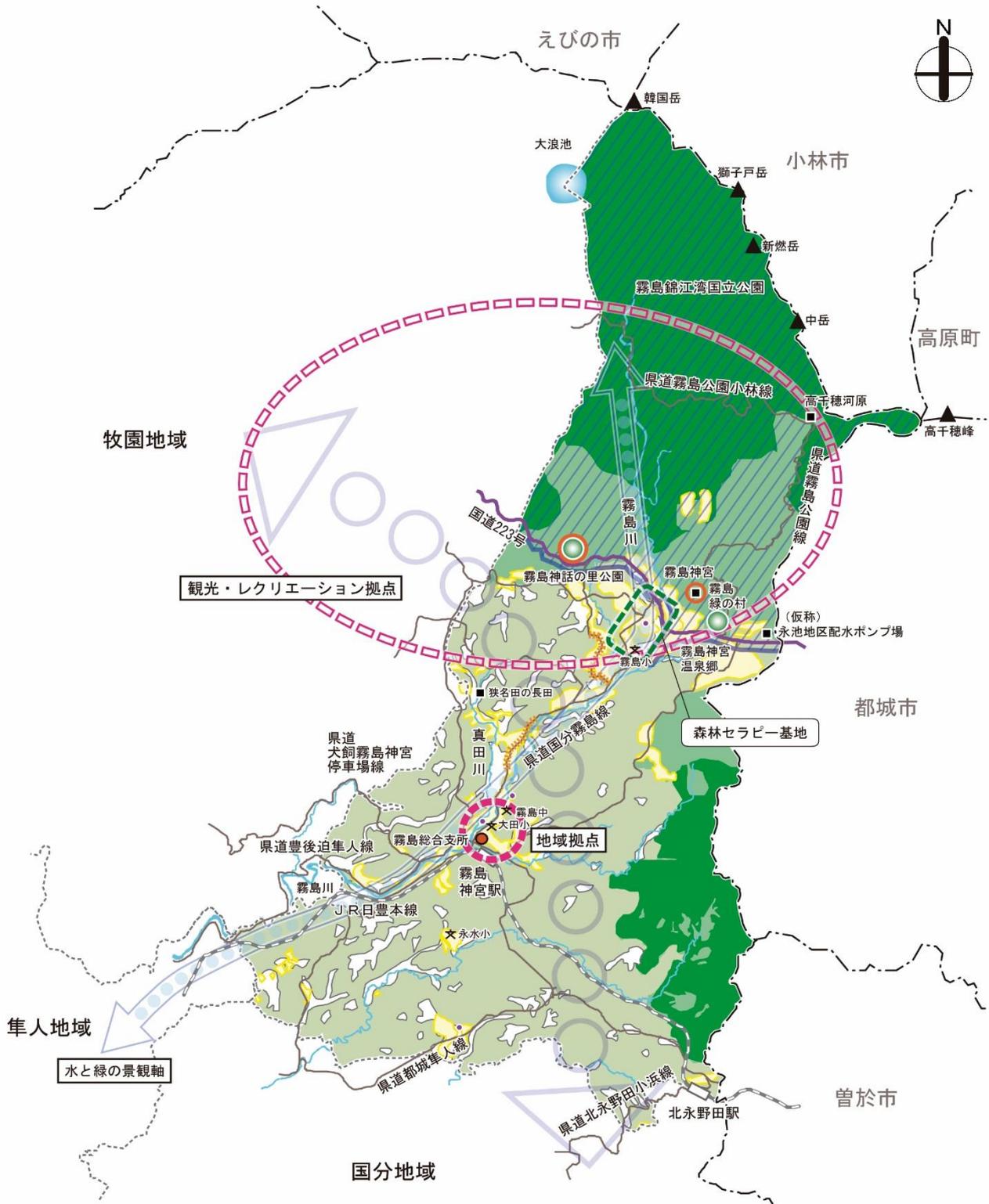
※9 ミヤマキリシマ / 高千穂河原など霧島山一帯に自生するツツジ科の低木。花の色はほとんどが桃色だが、株によっては赤、白、紫の花を咲かせる。県の指定する「分布特性上重要な種」になっている。

※10 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」のまちづくりを目指すもの。平成24年(2012年)9月策定。

※11 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※12 緊急輸送道路 / 大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を指定したものの。

霧島地域まちづくり方針図



凡例

土地 利用		台地・丘陵地域
		山岳地域
		集落地
		農用地
		保安林
		自然公園

交 通		主要幹線道路
		幹線道路等
		整備予定路線
		構想路線
		鉄道・駅

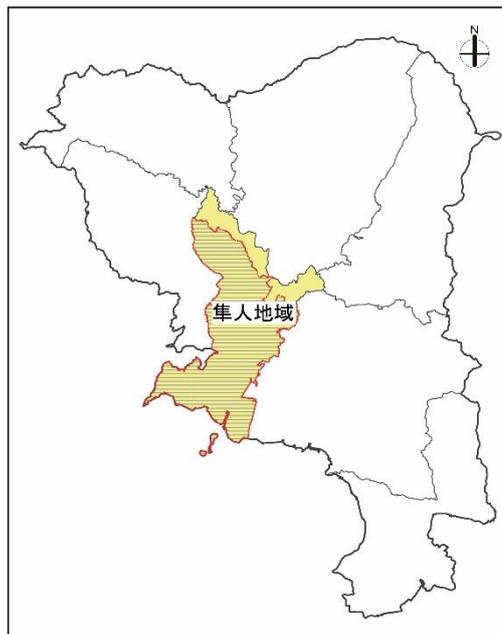
その他		ふれあい拠点
		拠点となる重要な緑地
		その他の公園
		河川
		地域界
		行政界

7. 隼人地域

7-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ① 隼人地域は、国分地域とともに市の中心となる市街地を形成する地域で、隼人道路、東九州自動車道、国道10号、223号、504号が通っており、隼人西・隼人東インターチェンジ及びJR日豊本線、肥薩線が接続する隼人駅を有しています。
- ② 人口は、平成27年国勢調査によると37,898人で増加傾向にあり、高齢化率は24.7%となっています。
- ③ 天降川が形成した肥沃な低地は農地として利用され、市街地では商・工業用地、住宅地などとしての土地利用がなされています。
- ④ 鹿児島神宮などの貴重な歴史・文化的資源が残されているほか、優れた泉質である日当山温泉郷や妙見・安楽温泉郷は、観光地として親しまれています。
- ⑤ 隼人駅や見次交差点周辺の市街地は、隼人市民サービスセンターや図書館、学校、金融機関などの公共施設や商業施設等が多く集積し、隼人駅東地区では土地区画整理事業^{※1}による新たな市街地整備が進められています。
- ⑥ 地域の大部分は隼人都市計画区域^{※2}に指定され、一部に用途地域^{※3}が定められています。



※1 土地区画整理事業 / 道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設を整備、改善し、宅地の区画や形状を整える市街地開発事業。

※2 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域が指定される。

※3 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分地域、隼人地域、溝辺地域の一部に用途地域が指定されている。

(2) 主要課題

- ① 市街地には、公共公益施設や商業施設が集積していますが、隼人駅を挟み駅東西が鉄道で分断され、駅西側は公共公益施設や既存商店街が集積するものの空き店舗が増加する等、商業機能の低下が進んでおり、新たな市街地整備と併せ、拠点性の強化やまちの活性化の取組が求められています。
- ② 人口の増加や郊外型商業施設^{※4}の増加などに伴う交通量の増大により、幹線道路の一部では慢性的な交通渋滞が発生しており、既存道路の拡幅やバイパス道路の整備など、渋滞解消が課題となっています。
- ③ 近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴い、天降川など河川沿いの市街地において発生している浸水被害の早期解消が課題となっています。



■ 区画整理事業が進む隼人駅東と隼人市街地

7-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

文化と産業と豊かな自然環境が融合した
健康で生きがいのある、安全で快適なまち

(2) 整備目標

- ① 本市のまちの顔・玄関口である都市核では、主要な都市機能^{※5}の集積を図り、拠点性の強化と定住化の促進を図ります。
- ② 隼人道路や東九州自動車道のインターチェンジ周辺は、交通利便性を生かした「広域交通拠点」としての形成を図ります。
- ③ 幹線道路の交通渋滞緩和対策及び市街地地域の治水対策を推進し、快適で魅力的な定住環境づくりを進めます。

※4 郊外型商業施設 / 大きな駐車場を持ち郊外に立地する、たくさんの小売店舗や飲食店、サービス業などが入居する商業施設。

※5 都市機能 / 居住、商業、工業、文化、教育、医療、保健、福祉、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

7-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用

1) 商業系

- ① 隼人駅や見次交差点の周辺を中心とした市街地を、本市の主要な商業・業務地として、商業施設や業務施設等の集積を図ります。
- ② 日当山・姫城地区は、観光地としての魅力のある商業地域の形成を目指すとともに、周辺に住宅が多く立地していることに十分配慮しつつ、地域に密着した商業地域を形成します。
- ③ 見次・真孝地区等の国道223号沿道や隼人駅周辺などを、生活圏のサービス需要に対応するための近隣商業地として、効率的な配置を促進するとともに、その機能の維持・拡充を図り、生活利便性の向上に努めます。

2) 住居系

- ① 隼人塚団地、住吉地区等の既存の低層住宅地については、引き続き住環境の維持・保全を図ります。
- ② 一定規模の生活利便施設^{※6}と中低層の住宅を主体とする一般住宅地においては、用途地域^{※3}内の農地、空き地・空き家等の有効活用を図るとともに、住宅需要に応じた用途地域の見直し等を適宜検討し、市街地における定住促進を図ります。

3) 工業系

- ① 真孝や内地区等に立地する工業用地については、引き続きその機能を維持するとともに、必要に応じて拡充を図ります。
- ② 鹿児島臨空団地への企業誘致を進めるとともに、インターチェンジ周辺など、交通利便性の高い地区における工業・流通業務地としての土地利用を検討し、有効利用を促進します。
- ③ 隼人港周辺においては、企業立地条件に恵まれた地区であることから、周辺環境に十分配慮し、工業・流通業務地としての土地利用を検討します。

4) その他

- ① 真孝地区の西部や隼人東インターチェンジ北側等の用途地域周辺の市街化適正誘導区域については、秩序ある土地利用に向けた用途地域制度等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の促進等により良好な住環境等の形成を図ります。
- ② 用途地域、市街化適正誘導区域等を除く市街地近郊地域や、台地・丘陵地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、自然と調和した地域環境の維持に努めます。

※6 生活利便施設 / 住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストア等。

- ③ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備について検討します。
- ④ 嘉例川周辺の北西部から西部へ連なる森林は、大気^{かんよう}の浄化や水源涵養⁷機能のほか、空港と市街地との緩衝地帯としての機能を担っていることから適切な維持管理に努め、健全な森林としての保全を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 浜之市地区土地区画整理事業^{※1}の早期完了を目指すとともに、隼人駅周辺地区については、隼人駅東地区土地区画整理事業の推進や、都市再生整備計画事業^{※8}の導入により、主要な都市機能^{※1}の誘導や、駅東西のネットワークを構築し、利便性の高い魅力ある都市拠点の形成を図ります。
- ② 住吉及び姫城地区など、古くからの集落が市街化した地区では、住宅の建替えにあわせて狭隘^{きょうあい}道路の解消やオープンスペースの確保等を誘導し、安全で快適な住環境の向上を促進します。

(3) 交通

- ① 渋滞解消を図るバイパス道路や他地域間を結ぶ広域的なアクセス道路など、総合的な道路ネットワーク体系の実現を目指します。
- ② 広域間を連絡する高規格幹線道路^{※9}である隼人道路、東九州自動車道の4車線化の整備を促進するとともに、国道10号、国道223号、国道504号については、地域間を結ぶ主要幹線道路として、整備促進を図ります。
- ③ 都市計画道路^{※10}については、駅東線、富隈線の早期完了を目指し、隼人港線、日当山線の整備を推進します。また、浜之市線(国道10号)、隼人インター線(主要地方道隼人港線)の整備を促進します。
- ④ 鉄道、路線バス、市街地循環バス等の連携を図るなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。

(4) 水とみどり

1) 河川

- ① 近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴う洪水・浸水等に対応するため、計画的な河川の整備を進めるとともに、霧島市雨水管理総合計画^{※11}に基づく整備を図ります。

※7 水源涵養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※8 都市再生整備計画事業 / 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業。

※9 高規格幹線道路 / 自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

※10 都市計画道路 / 都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画で定められる道路。

※11 霧島市雨水管理総合計画 / 平成29年(2017年)7月に国が公表した雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づき下水道による浸水対策ハード対策とソフト対策の組合せを実施すべき区域や対策目標等を定めたもの。平成31年(2019年)3月策定。

- ② 天降川については、天降川ふるさとの川河川公園などの魅力ある親水空間の形成を図るとともに、奥天降渓流域においては、地域資源を活かした魅力ある空間の創出を目指します。

2) 公園・緑地

- ① 浜之市地区土地区画整理事業^{※1} 区域内及び隼人駅東地区土地区画整理事業区域内に身近な公園の確保を図るとともに、維持管理については、地域住民との協働を検討します。
- ② 既存の公園や緑地は、憩いの場、健康づくりの場として、ユニバーサルデザイン^{※12} の考え方に基づいた施設の整備や、霧島市公園施設長寿命化計画^{※13} に基づいた計画的な施設の更新を図ります。

(5) 供給・処理施設

- ① 公共下水道の国分隼人処理区については、整備計画に基づき完成を目指すとともに、施設の適正な維持管理を行います。また、公共下水道事業^{※14} の予定されていない区域においては、合併処理浄化槽の転換促進を図ります。
- ② 水道施設並びに隼人系走不燃物処分場及び霧島市南部し尿処理場の適正な維持管理に努めます。

(6) 都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、寺社の緑地や市街地内の緑地の保全に努めます。
- ② 錦江湾に面する小浜海岸は、海辺のレクリエーションの場・海洋性観光レジャーの場としての活用について検討します。

(7) 都市景観

- ① 嘉例川や天降川周辺の緑豊かな自然的景観、鹿児島神宮や隼人塚史跡、嘉例川地区にみられる歴史・文化的景観、平野部に広がる市街地景観といった本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者・行政の協働により保全・形成を図ります。
- ② 鹿児島県屋外広告物条例^{※15} に基づき、幹線道路沿道における屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成を図るように努めます。

※12 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※13 霧島市公園施設長寿命化計画 / 公園施設の事故等を未然に防ぎ、長持ちさせるための維持管理や、適切な時期での施設更新を進めるために策定した計画。平成26年(2014年)3月策定。

※14 公共下水道事業 / 汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業。

※15 鹿児島県屋外広告物条例 / 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物法に基づいて屋外広告物を適正に規制するための条例。昭和39年(1964年)制定。

- ③ 妙見・安楽温泉郷周辺は、観光レクリエーション拠点として、水と緑が調和した、美しい景観の形成を図るように努めます。
- ④ 鹿児島神宮周辺や日当山・姫城地区について、霧島市景観計画^{※16}に基づく育成地区への位置付けを検討し、良好な景観の保全・形成を図ります。

(8) 都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ^{※17}による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 地域内を流れる河川や水路の洪水氾濫による被害の未然防止のため、ハード対策と併せ、洪水ハザードマップの周知など、警戒避難体制の整備・充実を図ります。
- ③ 高潮・津波等による災害防止のため、情報伝達や警戒避難体制の整備、地域住民への意識啓発の推進など、ソフト面での対策を講じます。
- ④ 国道10号、国道223号、国道504号等の緊急輸送道路^{※18}においては、防災機能の確保に努めます。また、住宅・建築物の耐震化・不燃化を促進します。
- ⑤ 市民・事業者・行政の協働により防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

※16 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならでは」のまちづくりを目指すもの。平成24年(2012年)9月策定。

※17 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※18 緊急輸送道路 / 大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を指定したもの。

■ 隼人地域まちづくり方針図



凡例

土地利用		低層住宅地
		一般住宅地
		商業・業務地
		近隣商業地
		沿道サービスゾーン
		工業地
		流通業務ゾーン
		大規模施設
		市街地近郊地域
		台地・丘陵地域
	山岳地域	
	集落地	
	農用地	

土地利用		保安林
		自然公園
		市街化適正誘導区域
交通		用途地域指定区域
		都市計画区域（現行）
		高規格幹線道路
		インターチェンジ
		主要幹線道路
交通		幹線道路等
		整備予定路線
		構想路線
		鉄道・駅
		港湾
		港灣

公都 園市		近隣公園
		街区公園
その他		下水道事業計画区域
		工業団地
		ふれあい拠点
		拠点となる重要な緑地
		河川
		地域界
		行政界

■ 隼人地域まちづくり方針図（拡大図）

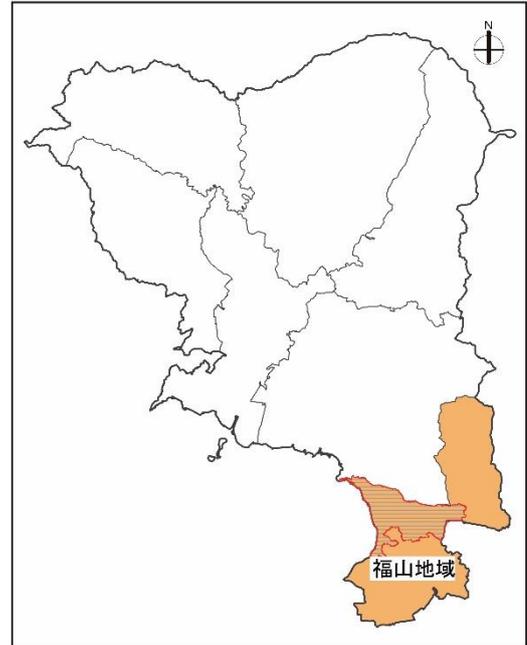


8. 福山地域

8-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ① 福山地域は、国道10号、国道220号、国道504号が通り、大隅半島の陸上交通の要衝となっています。
- ② 人口は、平成27年国勢調査によると5,453人で近年減少を続け、高齢化率は36.4%となっています。
- ③ 錦江湾に面して急峻な傾斜地の迫る海岸地帯と緑豊かな高原地帯からなり、集落、農地のほか、工業団地などの土地利用もみられます。
- ④ 農業主体の地域で、温暖な海岸地帯では全国的にも知られる黒酢醸造や小みかんなどの果樹栽培、冷涼な高原地帯では畜産も盛んです。
- ⑤ 福山総合支所周辺には、主要な公共施設や商店等があります。
- ⑥ 地域の中央部が福山都市計画区域^{※1}に指定されています。



(2) 主要課題

- ① 広域交通条件を生かし、特色ある産業を継承しながら、企業誘致や観光振興など産業・交流機能の強化を図る必要があります。
- ② 人口減少・高齢化が急速に進んでいることから、商業、医療・福祉サービスの機能を維持・充実し、高齢者の生活を支え、若者が定住可能な住環境の整備を図り、地域の活力を維持することが求められています。
- ③ 大隅半島の玄関口として、交通需要への対応と地域住民の利便性の向上を図るため、地域内外を結ぶ道路網の整備や公共交通の再編・充実に努める必要があります。
- ④ 土砂災害のおそれのある箇所における自然災害の防止、各地区での生活環境の向上に努め、快適で安心・安全な地域づくりを進める必要があります。
- ⑤ 海岸沿いの樹園地や台地上の畑、水田など農地の保全、農業生産環境の維持向上とともに、海岸地帯や高原地帯の貴重な自然環境の保全を図ることが求められます。



■ 福山の黒酢壺畑から望む桜島

※1 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域が指定される。

8-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

桜島を臨む海辺や緑豊かな高原
伝統ある産業を活かした、人々が集い・交わるまち

(2) 整備目標

- ① 豊かな自然環境や個性的な伝統産業を保全・継承し、まちづくりに活かすとともに、海浜と高原のレクリエーションゾーンの形成や新たな産業育成など広域交通条件を活かした活力ある地域づくりを進めます。
- ② 福山総合支所周辺を地域の中心的な役割を担う「地域拠点」として、地域の生活を支えるための機能を集積し、拠点性の維持・向上を図ります。
- ③ 誰にとっても優しい、快適で安心・安全に暮らすことができる魅力的な定住環境づくりを進めます。

8-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用

- ① 西牧之原工業用地においては、周辺の自然環境や住宅地に配慮しながら、有効活用を図ります。
- ② 地域拠点を除く台地・丘陵地域については、豊かな自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ③ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備について検討します。
- ④ 山岳地域については、荒磯岳周辺等の地域北部に広がる水源涵養^{かんよう}※2機能等を担う保安林^{かんりん}※3・国有林等の適切な維持管理に努め、健全な森林としての保全を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 地域拠点である福山総合支所周辺については、商店や医療、行政などのサービス機能の維持を図るとともに、空き地・空き家等を有効活用しながら、良好な住環境の形成を図ります。また、福山市民サービスセンター周辺については、つぼ畑や、歴史・文化的資産、桜島への眺望などを生かした海辺のレクリエーション地域として、地域の活性化を図ります。
- ② その他の集落地については、周辺の森林や農地との調和を図りながら、住環境の維持・改善を図ります。

※2 水源涵養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※3 保安林 / 災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

(3) 交通

- ① 市中心部へのアクセス性の確保や地域内の連絡など、地域住民の利便性を高めるため、通過交通と地域内の発生交通との分離を図りながら、幹線道路網の充実を図り、幹線道路等の整備促進に努めます。
- ② 広域間を連絡する高規格幹線道路^{※4}である東九州自動車道の4車線化の整備を促進するとともに、国道10号、国道220号、国道504号については、地域間を結ぶ主要幹線道路として、整備促進を図ります。
- ③ 地域拠点を重点として生活道路の改良整備を図り、バリアフリー^{※5}やユニバーサルデザイン^{※6}等に配慮した安心・安全で快適な道路空間づくりに努めます。
- ④ 福山地区は錦江湾に面し、背後地には急峻な傾斜地を抱えており、土砂災害の危険性の高い地区であることから、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。
- ⑤ 本地域から霧島地域、牧園地域を経て横川地域に至る環状路線の構想について検討します。
- ⑥ 路線バス、ふれあいバス^{※7}等の連携を図るなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。

(4) 水とみどり

1) 河川

- ① 志布志湾に注ぐ菱田川等の河川や錦江湾に直接注ぐ中小河川については、治水機能の維持・充実を図るとともに、菱田川、月野川、検校川の清流や、水の駅佳例川公園等の豊かな水辺環境の保全を図ります。

2) 公園・緑地

- ① まきのはら運動公園については、人々の交流の場として適正な維持管理と機能の充実を図ります。
- ② 牧之原近隣公園、亀割公園をはじめとする既存公園については、環境の保全を図るとともに、これらの施設の維持管理については、地域住民との協働を検討します。

(5) 供給・処理施設

- ① 合併処理浄化槽への転換を促進し、生活環境の向上を図ります。
- ② 川路原水源地・送水管の整備を図り、水道施設の適正な維持管理に努めます。

※4 高規格幹線道路 / 自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

※5 バリアフリー / 障害のある方が社会生活をしていく上での障壁(バリア)を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面、制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになった。

※6 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※7 ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

- ③ 福山宝瀬不燃物処分場及び霧島市一般廃棄物管理型最終処分場の適正な維持管理に努めます。

(6) 都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、本地域の特色である海岸地帯や丘陵地の緑、屋敷林や寺社林などの豊かな自然環境の維持、保全を図ります。
- ② 関係法令に基づき、本地域で確認されているギンイチモンジセセリ^{※8}、地域南部のススキ草原、鹿児島湾岸のアコウ個体群^{※9}等、貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- ③ 福山海浜緑地広場の親水護岸や緑地広場など海辺のレクリエーション機能の適正な維持管理を図り、自然と親しめる拠点として活用しながら、環境学習や自然とのふれあいを促進します。

(7) 都市景観

- ① 桜島を臨む錦江湾に沿った景観を「水と緑の景観軸」と位置付け、重要な景観資源として保全・活用します。
- ② 国分平野や錦江湾・桜島を臨む眺望、水辺と斜面緑地が一体となった海岸部の景観、酔つぼが畑一面に整然と並べられた景観、緑あふれる高原の景観や、福山のイチヨウ、旧田中家別邸・庭園などの歴史・文化的景観、緑豊かな住宅地・集落地の景観など、本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者と行政の協働により保全・形成を図ります。

(8) 都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ^{※10}による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 国道10号、国道220号、国道504号の緊急輸送道路^{※11}においては、防災機能の確保に努めます。また、市有建築物や住宅・建築物についても耐震化・不燃化の促進を図ります。
- ③ 高潮・津波等による災害防止のため、情報伝達や警戒避難体制の整備、地域住民への意識啓発の推進など、ソフト面での対策を講じます。
- ④ 市民・事業者・行政の協働により防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

※8 ギンイチモンジセセリ / セセリチョウ科の蝶で、はねが細く特徴的な形である。はねの表面は黒一色、後ろはね裏面中央を走る銀白条がある。環境省のレッドデータブックでは準絶滅危惧種に分類されている。

※9 アコウ個体群 / クワ科イチジク族の樹木の群落。

※10 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※11 緊急輸送道路 / 大規模な地震が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を指定したものの。

■ 福山地域まちづくり方針図



第6章

実現化方策

1. 基本的な考え方

1-1 都市計画マスタープランの運用

都市計画マスタープランは、本市が目指す都市の将来像を具体的に示し、都市づくりを進めるに当たっての基本的な方針を定めたものです。その実現に当たっては、第二次霧島市総合計画^{※1}等の上位計画や本市の関連計画を踏まえて推進していきます。

都市づくりを計画的に進めるため、関係部署との連携を図り、都市計画マスタープランの適正な運用に努めるとともに、上位関連計画等との整合性に配慮しながら、今後の社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、適切な時期に見直しを行います。

1-2 協働による都市づくり

本市は現在まで、都市計画法に基づく用途地域^{※2}の指定による土地利用の誘導や土地区画整理事業^{※3}、幹線道路等の都市基盤の整備、霧島市土地利用対策要綱^{※4}に基づく民間開発行為^{※5}における指導・助言を行い、都市づくりを進めてきました。しかし、人口減少・超高齢社会^{※6}における持続可能な都市経営や、地域における多様なニーズに対応した霧島市らしい都市づくりを推進するためには、市民（地域コミュニティ^{※7}、NPO、ボランティア組織等）や事業者、大学等の教育機関との協働により、進めていくことが求められています。

1-3 分野別施策の実施と進行管理

人口減少・超高齢社会の到来や、一斉に更新時期を迎える公共施設の維持・更新など、厳しさを増す行財政運営の中で、本市が目指す都市づくりを進めるためには、優先度を判断し、計画的な事業の実施が必要となります。また、分野別施策の実施がより一層、効率的・効果的なものとなるよう、都市計画マスタープランや個別計画の進捗状況や効果を検証するなど、PDCA サイクル^{※8}の考え方に基づいた進行管理に取り組みます。

※1 第二次霧島市総合計画 / 市が将来に目指すべき都市像とまちづくりの基本方針を明らかにし、その実現に向けた具体的な施策を体系的に示した上で、市民とともに考え、共有し、行動する協働と連携のまちづくりを進めていくための計画。平成30年（2018年）3月策定。

※2 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分地域、隼人地域、溝辺地域の一部に用途地域が指定されている。

※3 土地区画整理事業 / 道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設を整備、改善し、宅地の区画や形状を整える市街地開発事業。

※4 霧島市土地利用対策要綱 / 開発行為に対して一定の基準を定め、これについて必要な指導及び調整を総合的に行うことにより無秩序な開発を防止し、良好な自然環境を保護するとともに、市民の安全と快適な生活空間の建設を実現することを目的とする。平成17年（2005年）制定。

※5 開発行為 / 主として建築物の建築又は特定工作物の建設のために行う土地の区画形質の変更（道路を新設する、一定以上の切土や盛土を行う、地目の変更にあたる造成を行うなどの行為）

※6 超高齢社会 / 高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に、高齢化率7%～14%を「高齢化社会」、同14%超～21%を「高齢社会」、同21%超が「超高齢社会」とされる。

※7 コミュニティ / 居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村、都市、地方など、生産、自治、風俗、習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

※8 PDCA サイクル / Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Action（処置・改善）の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図ろうとする考え方。

2. 協働による都市づくりの推進

2-1 都市づくり情報の共有

協働による都市づくりを進めるためには、主体となる市民・事業者等や行政が都市計画マスタープランを十分に理解し、都市づくりに関する情報を共有することが重要です。このため、市のホームページや広報きりしま等を通じて、まちづくりについての情報や市の計画、事業・制度等に関する各種情報を公開し、市民のまちづくりへの関心や参加意識の高揚を図るとともに、幅広い方々へわかりやすい情報が提供できるように努めます。

2-2 多様な主体が参加・連携する都市づくり

(1) 都市づくりのための役割分担

都市づくりを計画的に実現していくためには、市民等の理解と協力が不可欠です。市民等の主体的な取組は、地域の活力となり、魅力的な都市の形成へとつながることから、市民、事業者、大学等の教育機関、行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働した都市づくりを進めます。

①行政の役割

- ・土地利用施策の実施
- ・都市施設^{※9}等の整備
- ・都市づくり情報の積極的な提供
- ・都市づくりに係る取組への支援

②市民の役割

- ・都市づくりへの提案、協力
- ・市民参画の場への参加
- ・環境美化、清掃活動への参加
- ・公共施設管理への協力

③事業者及び大学等の教育機関の役割

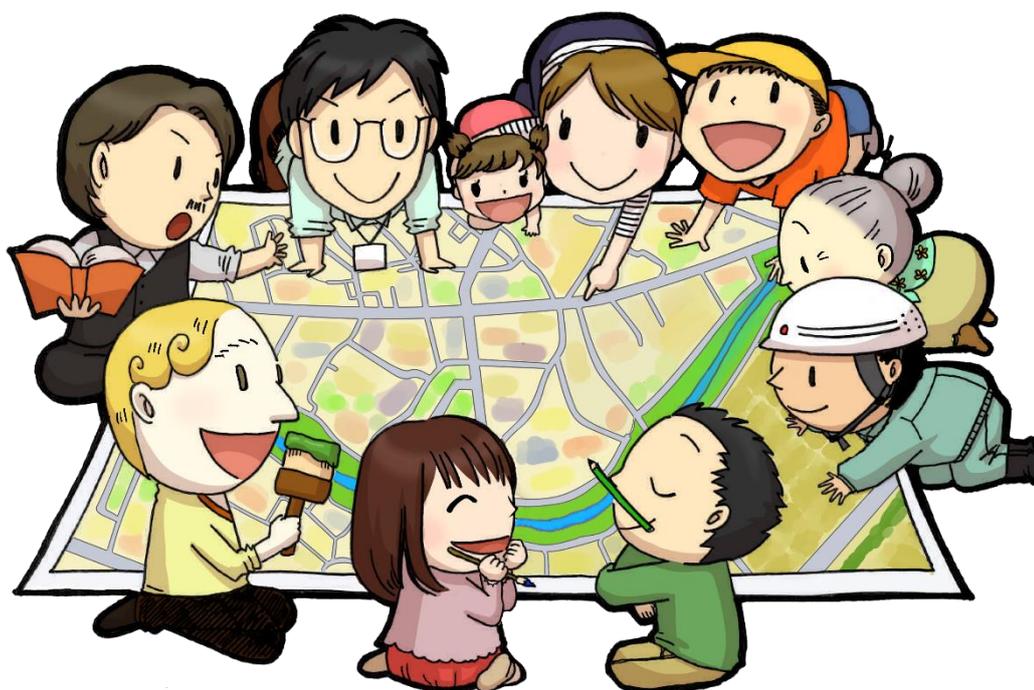
- ・専門的な知識や技術の提供
- ・ノウハウを活かしたまちづくりの取組
- ・都市づくりの各種施策への参加、協力
- ・環境美化・清掃活動などの地域への貢献
- ・教育による人材育成

※9 都市施設 / 都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもの。交通施設（道路、鉄道、駐車場など）、公共空地（公園、緑地など）、供給・処理施設（上水道、下水道、ごみ焼却場など）、水路（河川、運河など）、教育文化施設（学校、図書館、研究施設など）、医療・社会福祉施設（病院、保育所など）、市場、と畜場、火葬場など。

(2) 市民主体のまちづくり

良好な都市環境の形成を図るために、その地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールとして、地区住民や地権者等が自ら自主的な規制を定める「建築協定^{※10}」「景観協定^{※11}」「緑地協定^{※12}」などの制度や、市民やまちづくり団体などが都市計画の決定・変更を要請する方法として「都市計画提案制度^{※13}」があります。

これらの制度は行政主導による都市計画だけではなく、市民一人ひとりが都市計画の当事者として、市民自らが主体となり、市民と行政が同じ立場で議論し、お互いの知恵と力を合わせた都市づくりが可能となる制度として期待されることから、これらの制度の活用を促進します。



■ 多様な主体による協働の都市づくりイメージ

※10 建築協定 / 全国一律に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な欲求を満足させるため、一定の区域内において権利者の合意のもとに締結する。建物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する自主的な基準を定め、互いに守り合うことを約束する建築基準法に基づく制度。

※11 景観協定 / 景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の土地所有者等の全員の合意により、締結される良好な景観の形成に関する協定。地域に合ったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる。

※12 緑地協定 / 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

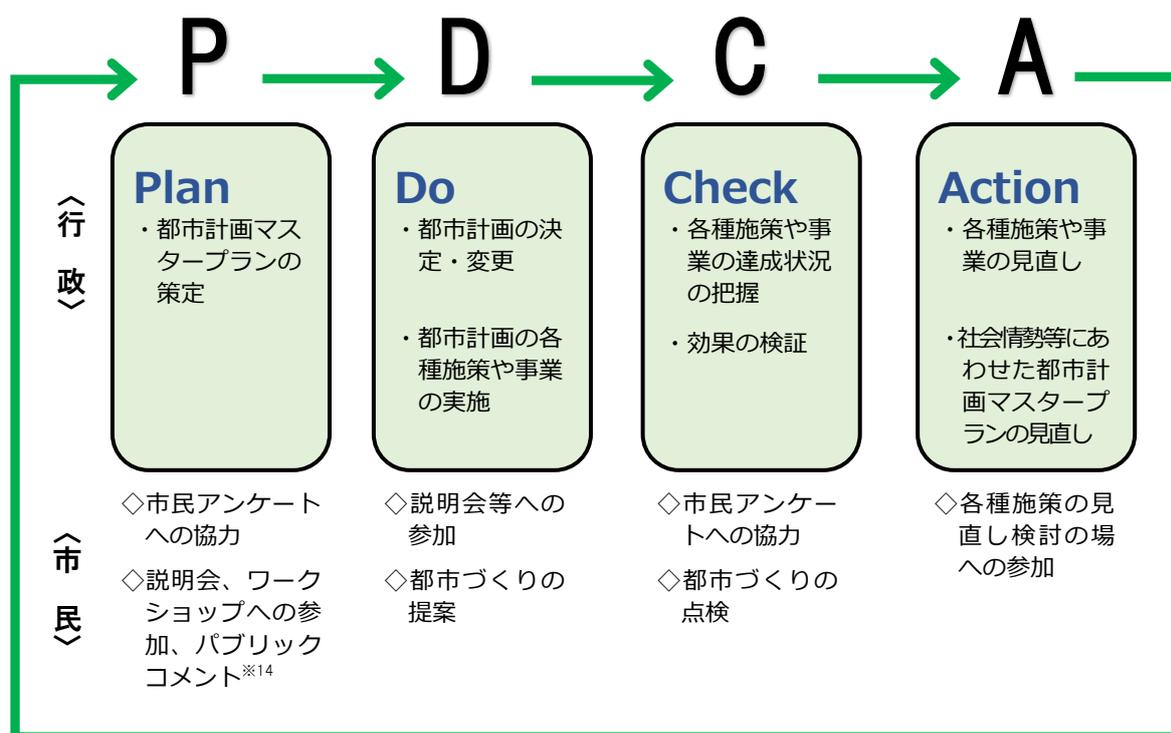
※13 都市計画提案制度 / 土地所有者やまちづくりNPO等が、地域の合意等一定の条件を満たした上で、都市計画について、その案を提案できる制度。

3. 将来都市構造の実現に向けた取組

3-1 都市計画マスタープランの適正な運用

(1) PDCA サイクルによる進行管理

今後、市民参画の場を設けながら、実施する各種施策及び事業の効果を検証し、それらの結果を次の整備方針決定や計画見直しへ反映させることにより、都市の将来像実現に向けた取組がより一層、効率的・効果的なものとなるよう努めます。



■ PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

※PDCAサイクル

Plan (計画) ⇒ Do (実施・実行) ⇒ Check (点検・評価) ⇒ Action (処置・改善) の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図ろうとする考え方。

(2) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、上位計画の変更や事業計画の見直し、社会経済状況の変化等、今後の動向・変化に柔軟に対応するため、適切な時期に見直しを行います。

見直しに当たっては、各事業の進捗度を評価し、事業計画の見直し等に反映させるほか、その時々市民ニーズを踏まえ、内容の充実を図ります。

※14 パブリックコメント / 計画等の策定及び規制に関する条例等の制定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見又は提案を求め、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を明らかにして、施策などの意思決定に反映させることを目的とした制度。

3-2 都市計画事業の重点的な取組

(1) 適正な土地利用誘導の検討

①都市計画区域の再編

本市は、旧市町の合併により、複数の都市計画区域^{※15}が共存する状態となっています。都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備・開発、保全する必要のある区域であることから、既に生活圏が形成されているまとまりのある地域をもとに、都市計画区域の設定を見直し、再編について検討を行います。

②地域地区制度の適用

都市の将来像を実現するため、集約型多極連携ネットワーク都市構造^{※16}への転換を図るとともに、各拠点地域の都市機能^{※17}の充実を図り、都市計画マスタープランの各方針に従い、地域の実情に即した土地利用の誘導を進めます。

市街地における開発動向等を見極めながら、必要に応じて用途地域^{※2}の見直しを行うとともに、その他の地域においても快適な住環境等の維持・形成を図るため、特定用途制限地域^{※18}等の地域地区制度の適用について検討します。

③地区計画制度の活用

地区計画^{※19}は、美しいまちなみの創出や土地の有効利用の促進など、地区の特性に応じた、きめ細かなまちづくりのルールを定めるもので、地区住民の意向が十分に反映される仕組みであることから、住民参加の都市づくりを目指す上で適した都市計画制度と言えます。

今後、地区計画制度の導入について検討し、住民の合意形成を図りながら、良好な住環境の整備、保全を図っていきます。

※15 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域が指定される。

※16 集約型多極連携ネットワーク都市構造 / 本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造。(本文P.64参照)

※17 都市機能 / 居住、商業、工業、文化、教育、医療、保健、福祉、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

※18 特定用途制限地域 / 都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市計画区域内で用途の定められていない地域(市街化調整区域を除く)及び準都市計画区域において、良好な環境確保に支障がある特定の用途の建築物等の建築を制限する制度。

※19 地区計画 / 住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針(ビジョン)」や「道路、公園の配置、建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

④立地適正化計画の策定の検討

これからの人口減少社会において、医療・福祉、商業施設などの生活サービス機能や公共交通、地域コミュニティ^{※7}などは、一定の人口密度がなければ持続が難しくなり、また、住宅地や商業地などが無秩序に拡散すると、公共投資も大きくなります。

本市では、都市計画マスタープランにおいて、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方から集約型多極連携ネットワーク都市構造^{※16}を将来都市構造として掲げており、実現するための一つの手法として、立地適正化計画^{※20}の策定について検討を行います。

⑤一定規模以上の開発に対する指導

無秩序な市街地の拡大を防止し、良好な自然環境を保護するとともに、市民の安全と快適な生活空間を確保するため、都市計画区域内・外を問わず、1,000 m²以上の開発行為^{※5}については「霧島市土地利用対策要綱^{※4}」に基づき、適切な指導・助言を行います。

(2) 市街地や都市施設等の整備

- ① 現在事業実施中である麓第一土地区画整理事業^{※3}、浜之市地区土地区画整理事業、隼人駅東地区土地区画整理事業においては早期完了を目指します。
- ② 現在実施中である国分中央地区の都市再生整備計画事業^{※21}を推進するとともに、隼人駅周辺地区の都市再生整備計画事業の導入による整備を進めます。
- ③ 国分・隼人地域の浸水被害を防除するため、霧島市雨水管理総合計画^{※22}に基づく整備を推進します。
- ④ 道路や下水道等の都市施設^{※9}に関する事業の実施に当たっては、必要性や費用対効果に係る検証を十分行ったうえで、事業の優先度を判断し、計画的に整備を進めます。
- ⑤ 長期未着手の都市計画道路^{※23}については、県が策定した「長期未着手都市計画道路見直しガイドライン^{※24}」に基づき、近年の社会経済情勢や「霧島市総合都市交通体系調査」等を踏まえながら、事業の必要性や実現性について評価を実施し、適切に見直しを行います。
- ⑥ 市民が日常よく利用する公園・緑地等については、運営や維持・管理の面で地域住民等が参画できる仕組みづくり等を検討し、市民との協働による取組を進めます。

※20 立地適正化計画 / 将来にわたり、持続可能なまちづくりの実現を目指すもの。(本文P.48 参照)

※21 都市再生整備計画事業 / 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業。

※22 霧島市雨水管理総合計画 / 平成29年(2017年)7月に国が公表した雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づき下水道による浸水対策ハード対策とソフト対策の組合せを実施すべき区域や対策目標等を定めたもの。平成31年(2019年)3月策定。

※23 都市計画道路 / 都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画で定められる道路。

※24 長期未着手都市計画道路見直しガイドライン / 長期未着手等の都市計画道路について、定性的、定量的な指標について総合的に点検し、見直しの方向性を検討するための基本的な考え方を示したものの。